

資料 1	令和2年度 第3回 佐倉市高齢者福祉・ 介護計画推進懇話会 〔令和2年12月17日〕
------	---

修正差替え済み

第8期

佐倉市高齢者福祉・介護計画

（ 案 ）

令和2年12月

佐 倉 市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 介護保険制度の改正内容	4
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制	8
6. 計画の推進体制	11
第2章 高齢者を取り巻く現状	13
1. 佐倉市の高齢者の状況	13
2. 介護保険サービスの現状	16
3. アンケート調査結果からみた現状	18
4. 第7期計画の評価	35
第3章 計画の基本方針	39
1 計画の基本理念と基本目標	39
2 計画の体系	40
3 重点施策	41
4 日常生活圏域	42
5 地域包括ケアシステムの構築、推進	45
第2部 施策	49
第1章「生きがい・介護予防」	51
1 社会参加の促進と敬老意識の高揚	51
2 いきいき健康づくり	56
3 介護予防の総合的な推進	58
第2章「安心な生活の確保」	63
1 安心できる在宅福祉サービスの提供	63

2	認知症にやさしい佐倉の推進	67
3	権利擁護と地域での見守り	71
4	在宅生活を支える体制の充実	73
5	高齢者が暮らしやすい住環境の整備	75
6	地域包括支援センターの運営	78
7	災害・感染症対策の推進	82
第3章「医療・福祉」		83
1	在宅医療・介護の連携と推進	83
2	介護保険制度の適正な運営	84
第3部 介護保険 サービス量と 介護保険料.....		89
第1章 介護保険サービス見込量		91
1	佐倉市の介護保険事業の特徴（令和2年度）	91
2	被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計	97
3	介護保険サービス等の見込み	98
4	施設整備計画	108
第2章 介護保険事業費と介護保険料.....		109
1	介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順	109
2	介護保険の財源内訳	110
3	介護保険給付費見込額	111
4	保険料必要額の算定.....	113
5	第1号被保険者の介護保険料	115

第1部 総論



.



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた平成 **24** 年（**2012** 年）以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進展しています。

佐倉市においても、高齢者人口は一貫して増加を続けており、令和 2 年（**2020** 年）9 月現在、高齢化率は **32.1%** となっています。今後、人口の減少傾向が続く中にも高齢者数は増加し、令和 7 年（**2025** 年）には「団塊の世代」のすべてが後期高齢者となる一方、全国的に高齢者数がピークとなる令和 **22** 年（**2040** 年）よりも前に、佐倉市の高齢者数はピークを迎えると予測されています。

高齢者の単独世帯や高齢者夫婦だけの世帯の増加も予測されることから、介護を含めた様々な支援を必要とする高齢者が、生きがいを持って、地域の中で安心して暮らすことのできる社会づくりが急務となっています。

また、国の定める第 8 期基本指針には、地域共生社会の実現や介護予防・健康づくり施策の推進、介護人材確保及び業務効率化、災害や感染症対策に係る体制整備の推進などが、新たに規定されたところです。

佐倉市は、「第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画」の基本理念である『みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉』の具現化を目指し、令和 7 年（**2025** 年）を見据え、平成 **30** 年度（**2018** 年度）から令和 2 年度（**2020** 年度）の計画期間において、介護予防と生きがいづくり、介護サービスの充実に取り組んできました。

続く令和 3 年度（**2021** 年度）から令和 5 年度（**2023** 年度）を計画期間とする「第 8 期佐倉市高齢者福祉・介護計画」では、令和 7 年（**2025** 年）に加えて令和 **22** 年（**2040** 年）を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付・保険料水準の推計、「地域包括ケアシステム」の構築・深化を図るとともに「地域共生社会」を目指す計画として策定します。

2. 介護保険制度の改正内容

介護保険法により国が定める「基本指針」は、都道府県及び市町村の介護保険事業（支援）計画策定のガイドラインを示すものですが、第 8 期計画の策定にあたり、次のような見直しが行われています。

（１）2025・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が皆、後期高齢者となる令和 7 年（**2025 年**）、さらに全国的に高齢者数がピークとなる令和 **22 年（2040 年）**において、地域ごとの推計人口から導かれる介護需要を踏まえて、中長期的な視野を見据えた計画の位置付けを明確化し、具体的な取り組みと目標を位置付けます。

なお、介護基盤の整備を検討する際は、介護離職ゼロの実現に向けたサービスの基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえていきます。

（２）地域共生社会の実現

地域を構成する 1 人ひとりが尊重され、多様な場面で社会と繋がり、参画することで、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要です。

（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（介護予防施策の推進）

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることが介護保険制度の重要な目的です。

高齢者の地域における自立生活を促進するために、高齢者をはじめ、意欲ある地域住民が社会で役割を持って活躍できるよう、多種多様な就労・社会参加ができる環境整備が必要です。その前提として、介護保険制度において特に介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化（住まいの確保）

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組みも進められていることも踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービ

ス基盤を進められるよう、都道府県と市町村の情報連携を強化し、整備状況も踏まえながらサービス基盤整備を適切に進めていきます。

（５）認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進（認知症対策）

令和元年（**2019** 年）６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援の４つの柱に基づいて施策を推進します。また、偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤とした取り組みを進めることに加えて、教育等の他分野との連携も必要となります。

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

現状の介護人材不足に加えて、令和７年（**2025** 年）以降は現役世代の介護の担い手の減少が顕著となるため、地域包括ケアシステムを支える人材の確保が大きな課題です。

このため、各市町村・都道府県において、介護人材の確保について介護保険事業計画の取組み等に記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要となります。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット、ＩＣＴの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが必要となります。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、訓練や研修の実施を行うとともに、関係部局と連携し、介護事業所における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達体制を整備することが重要です。更に、都道府県や保健所、医療機関等と連携した支援体制の整備も求められます。

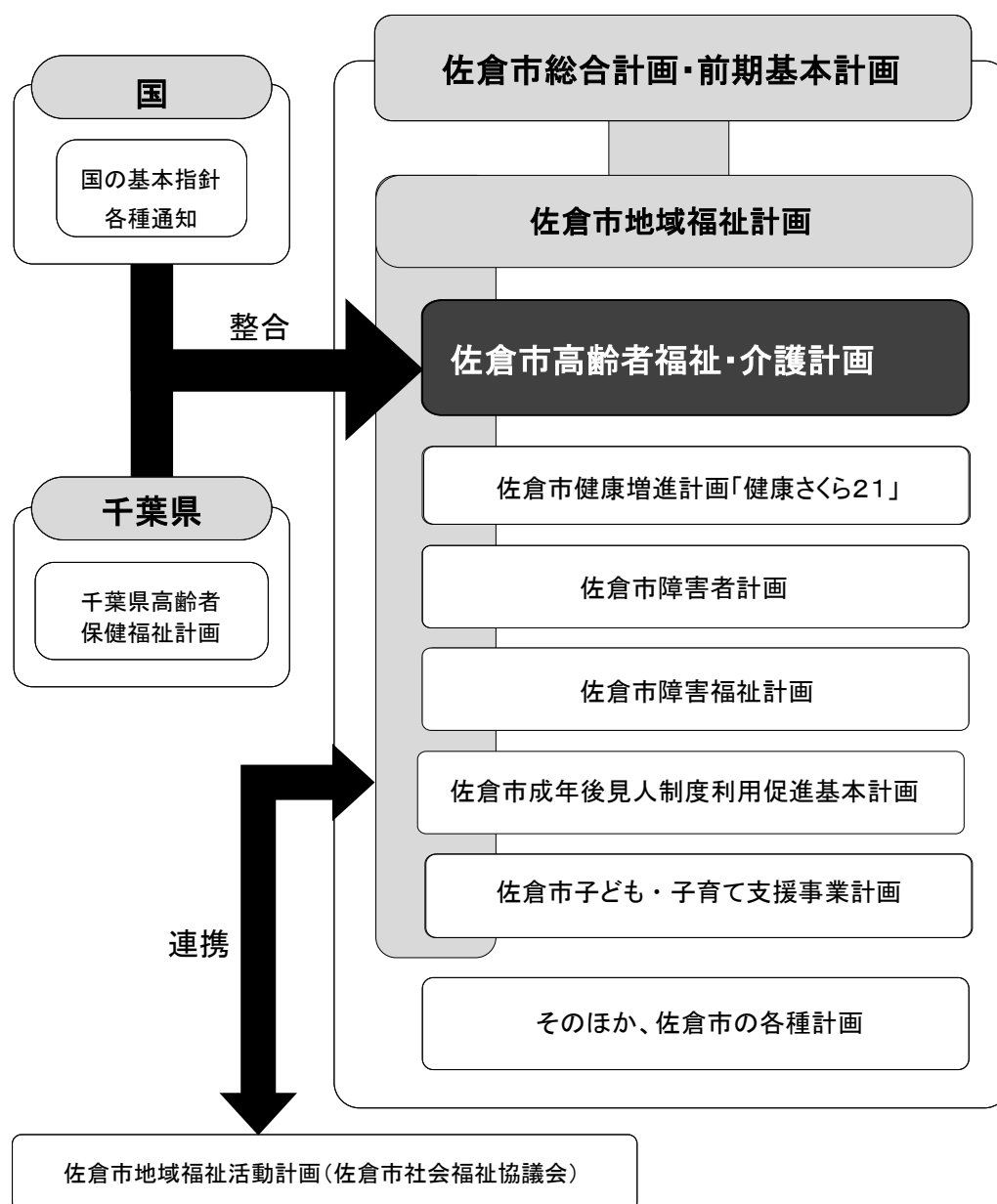
3. 計画の位置付け

本計画は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定するものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業を円滑に実施するための計画です。地域包括ケアシステムの実現をめざし、高齢者に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定することが法律で定められています。

また、佐倉市総合計画における高齢者分野の個別計画として位置づけられるとともに、福祉計画の基盤計画である佐倉市地域福祉計画の基本理念に基づき策定する計画です。

○ 第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（**2021**年度）から令和5年度（**2023**年度）までの3年間とし、団塊の世代が**75**歳になる令和7年（**2025**年）及び、全国的に高齢者数がピークとなる令和**22**年（**2040**年）を見据えた中長期的な見通しを示しています。

具体的には、直近の佐倉市の人口数から推計される令和3年から令和5年及び令和7年、令和**22**年における高齢者人口などを基に、佐倉市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取り組みの方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

○ 計画の期間

年度	佐倉市 高齢者福祉・介護計画	国等の情勢
平成30年度	第7期計画	地域包括ケアシステムの構築・推進 令和7年 ◆ 団塊の世代が75歳に。 令和22年 ◆ 全国の高齢者数がピークに。
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度	第8期計画 (本計画)	
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度	第9期計画	
令和7年度（2025年度）		
令和8年度		
令和9年度	第10期計画	
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度	第11期計画	
令和13年度		
令和14年度		
令和15年度	第12期計画	
令和16年度		
令和17年度		
令和18年度	第13期計画	
令和19年度		
令和20年度		
令和21年度	第14期計画	
令和22年度（2040年度）		
令和23年度		

令和7年
◆ 団塊の世代が75歳に。

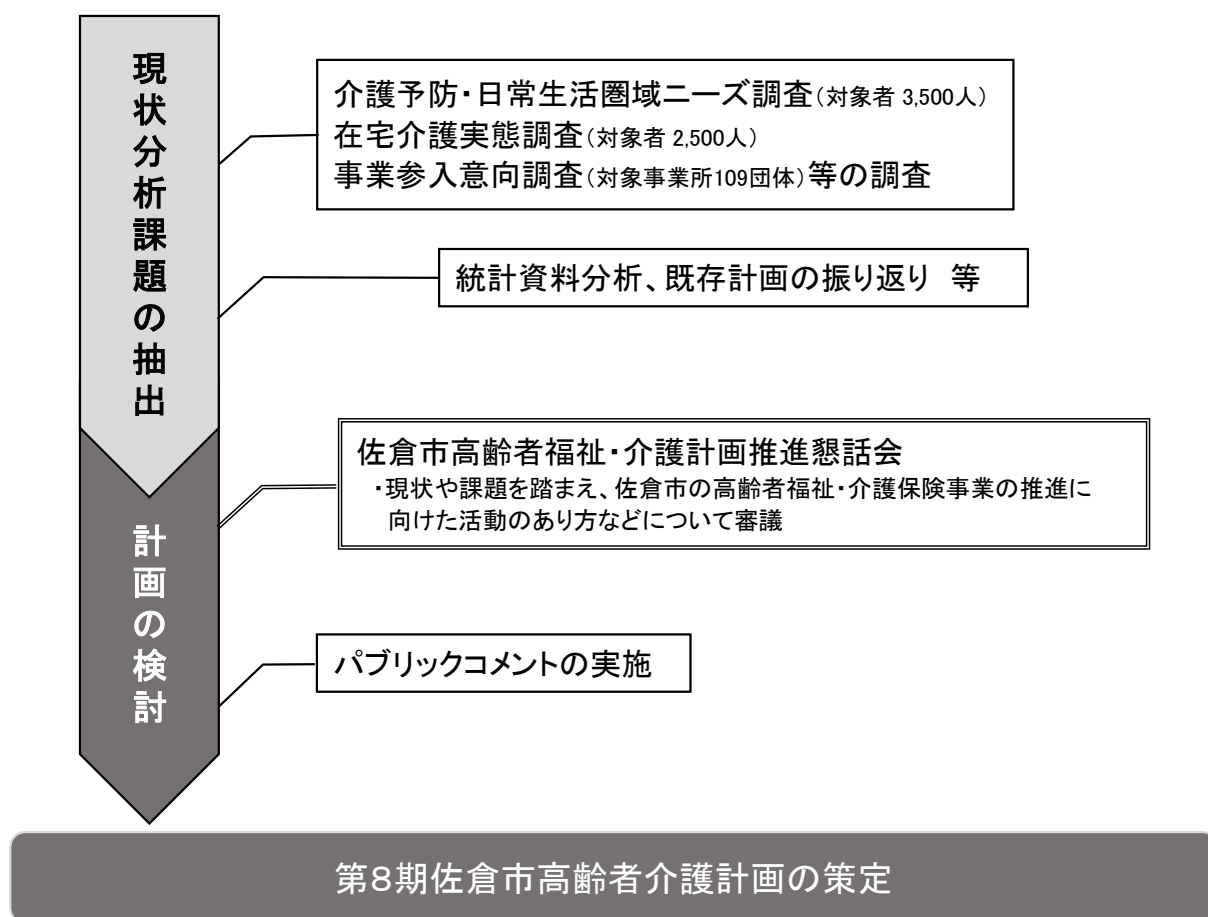
令和22年
◆ 全国の高齢者数が
ピークに。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の高齢者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、介護サービス事業者に対する事業参入意向調査や介護人材の確保・定着に関する調査、介護労働者の実態及び意向調査、介護サービス未利用者と特別養護老人ホーム入所希望者への利用意向調査を実施し、高齢者の健康状態や生活状況、介護職場の実態等を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りにより課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料を基に、公募市民や医療・福祉・介護の各分野の代表等からなる「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」において、委員の意見を求め、計画を検討しました。

○ 計画の策定体制



(1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、既定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。

【開催状況】

- ◇ 平成 30 年度 第 1 回 懇話会 【平成 30 年 5 月 21 日】
 - (1) 佐倉市の高齢者福祉等の状況について
 - (2) 第 7 期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について
- ◇ 平成 30 年度 第 2 回 懇話会 【平成 30 年 8 月 17 日】
 - (1) 平成 29 年度介護保険事業の実績について
 - (2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について
 - (3) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定について
- ◇ 平成 30 年度 第 3 回 懇話会 【平成 30 年 11 月 20 日】
 - (1) 地域包括支援センターの評価結果について
 - (2) 地域密着型サービス事業所の公募について
- ◇ 平成 30 年度 第 4 回 懇話会 【平成 31 年 2 月 18 日】
 - (1) 平成 31 年度地域包括支援センターの運営方針について
 - (2) 地域密着型サービス事業所の公募に伴う選考について
 - (3) 第 7 期計画における取り組みと目標に関する評価について
- ◇ 令和元年度 第 1 回 懇話会 【令和元年 5 月 27 日】
 - (1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の所掌事務について
 - (2) 佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について
 - (3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和元年度 第 2 回 懇話会 【令和元年 8 月 21 日】
 - (1) 介護老人施設(特別養護老人ホーム)整備法人の公募にかかる選考について
 - (2) 地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について
 - (3) 令和元年度地域包括支援センター評価指標について
 - (4) 平成 30 年度佐倉市介護保険の実績について
- ◇ 令和元年度 第 3 回 懇話会 【令和元年 11 月 18 日】
 - (1) 地域包括支援センターの評価結果について
 - (2) 特定施設入居者生活介護事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和元年度 第 4 回 懇話会 【令和 2 年 2 月 17 日】
 - (1) 特定施設入居者生活介護事業所整備法人公募の選考結果について
 - (2) 令和 2 年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について
 - (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ◇ 令和 2 年度 第 1 回 懇話会 【令和 2 年 7 月 3 日】
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 令和元年度佐倉市高齢者福祉の状況について
 - (3) 令和元年度介護保険事業の実績について
 - (4) 在宅介護実態調査の集計速報について
 - (5) 第 8 期計画策定にかかる追加調査について
- ◇ 令和 2 年度 第 2 回 懇話会 【令和 2 年 11 月 13 日】
 - (1) 第 8 期高齢者福祉・介護計画素案について
- ◇ 令和 2 年度 第 3 回 懇話会 【令和 2 年 12 月 17 日】
 - (1) 第 8 期高齢者福祉・介護計画（案）について
 - (2) 地域包括支援センターの評価結果について
- ◇ 令和 2 年度 第 4 回 懇話会 【令和 3 年 月 日】
 - (1) 第 8 期高齢者福祉・介護計画について
 - (2) 令和 3 年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について

(2) 市民等への実態・意向調査

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

(3) 庁内担当職員間の協議検討

高齢者福祉課及び介護保険課の担当職員間により、前計画の振り返りや統計等を基に、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

(4) パブリックコメント

計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

6. 計画の推進体制

(1) 情報提供と相談窓口の充実

①介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等を発行し、サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者情報等を提供・周知します。また、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。

②相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、市の窓口及び、民生委員・児童委員等の関係機関等の連携による体制づくりを強化します。

(2) 連携体制の強化

①庁内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、庁内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

②地域との協働体制

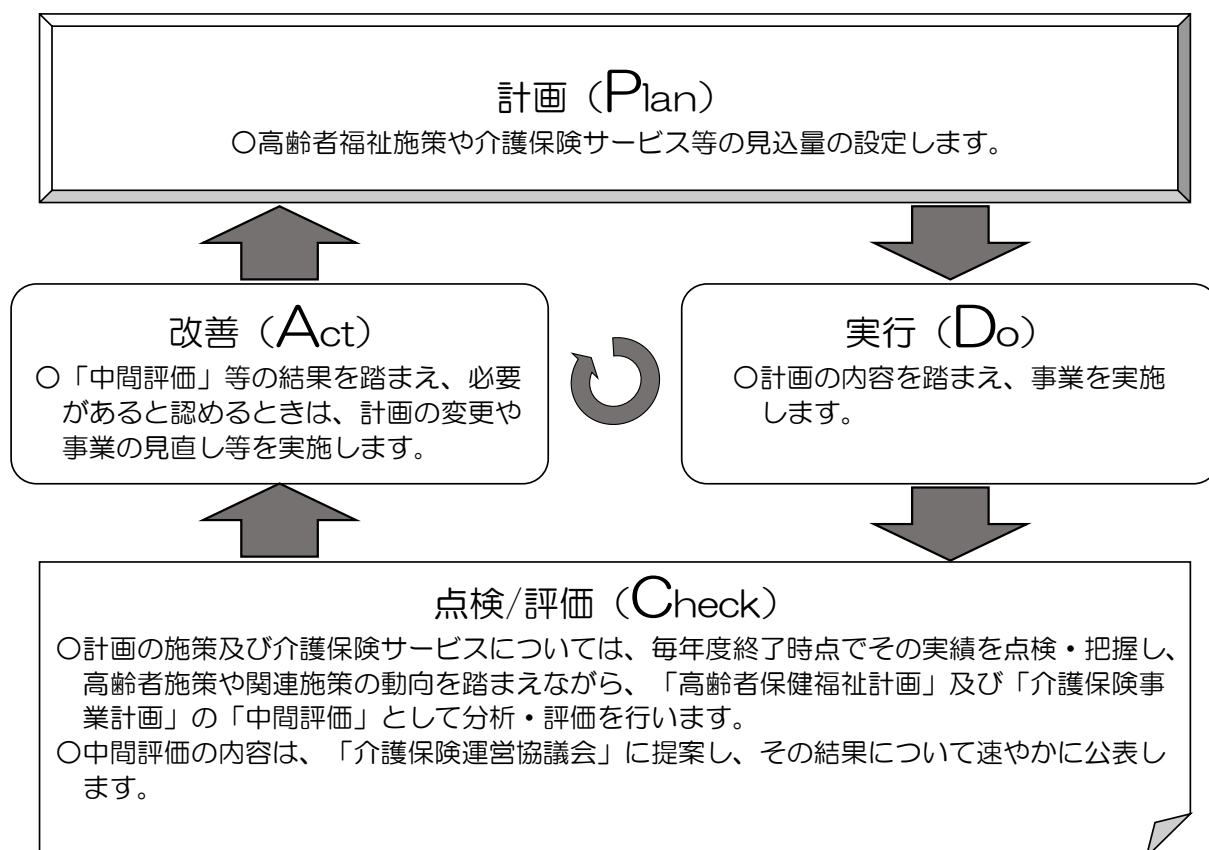
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、市民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めることが重要となります。

(3) 進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映をしてPDCAサイクル（P計画－D実行－C点検/評価－A改善）による効率的な進行管理を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。

○ PDCAサイクルのイメージ



「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

(4) 計画の見直し

計画の最終年度の令和5年度（**2023**年度）は、次期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れた見直しを行い、佐倉市の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。



第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 佐倉市の高齢者の状況

(1) 佐倉市の人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口は、令和2年（2020年）9月末現在 **173,979** 人であり、今後、減少傾向が続くことが予想されています。これに対し、**65** 歳以上の高齢者人口は、引き続き増加が続き、令和7年（2025年）には **65** 歳以上の高齢者の割合が **34.2%** に、令和22年（2040年）には **40.8%** となる見込みです。

高齢者のうち、**65～74** 歳の前期高齢者人口は、今後は減少する一方、**75** 歳以上の後期高齢者人口はさらに増え続け、令和7年には全人口の5人に1人の割合となることが見込まれています。なお、令和22年には令和7年と比べて、**65～75** 歳の前期高齢者人口は **24,476** 人に増加し、後期高齢者人口は **31,767** 人に減少すると見込まれています。

○ 佐倉市の人口推移と推計（各年9月末時点、外国人人口を含む。）

単位：上段/人、下段/%

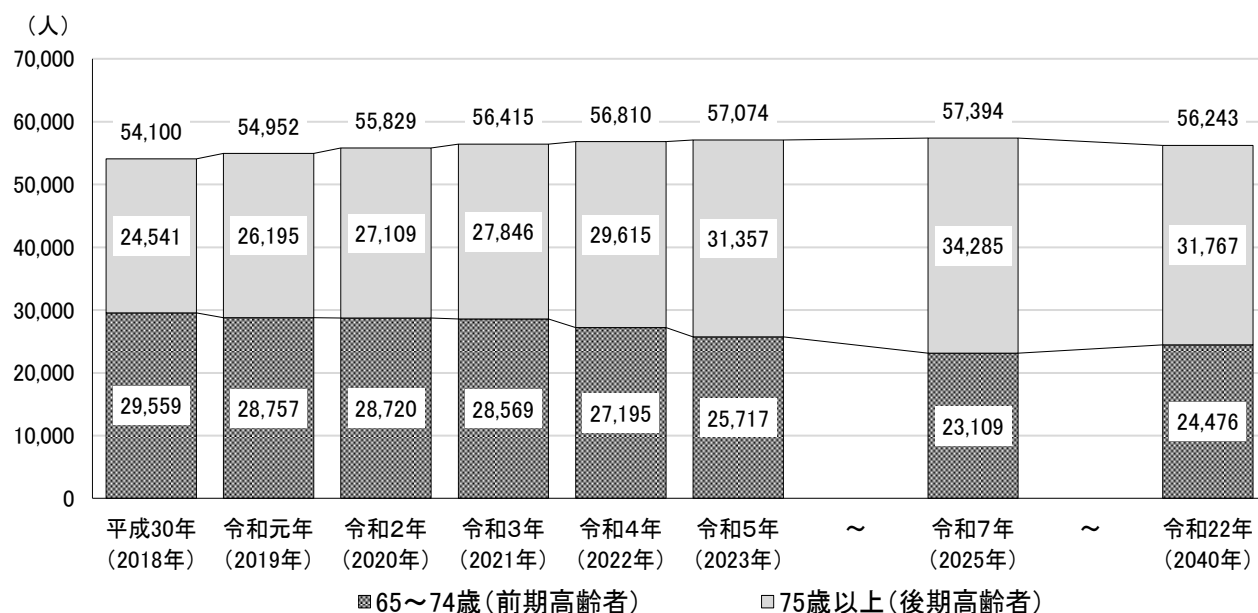
区分	実績			推計				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
40歳未満	62,447 35.5%	61,128 34.9%	59,461 34.2%	58,211 33.6%	56,923 33.1%	55,726 32.6%	53,319 31.7%	39,650 28.8%
40～64歳	59,357 33.7%	59,199 33.8%	58,689 33.7%	58,371 33.7%	58,168 33.8%	57,909 33.9%	57,297 34.1%	41,763 30.3%
65歳以上	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
65～74歳	29,559 16.8%	28,757 16.4%	28,720 16.5%	28,569 16.5%	27,195 15.8%	25,717 15.1%	23,109 13.8%	24,476 17.8%
75歳以上	24,541 14.0%	26,195 14.9%	27,109 15.6%	27,846 16.1%	29,615 17.2%	31,357 18.4%	34,285 20.4%	31,767 23.0%

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：令和2年以前は、各年の9月末時点の住民基本台帳人口。

推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出。

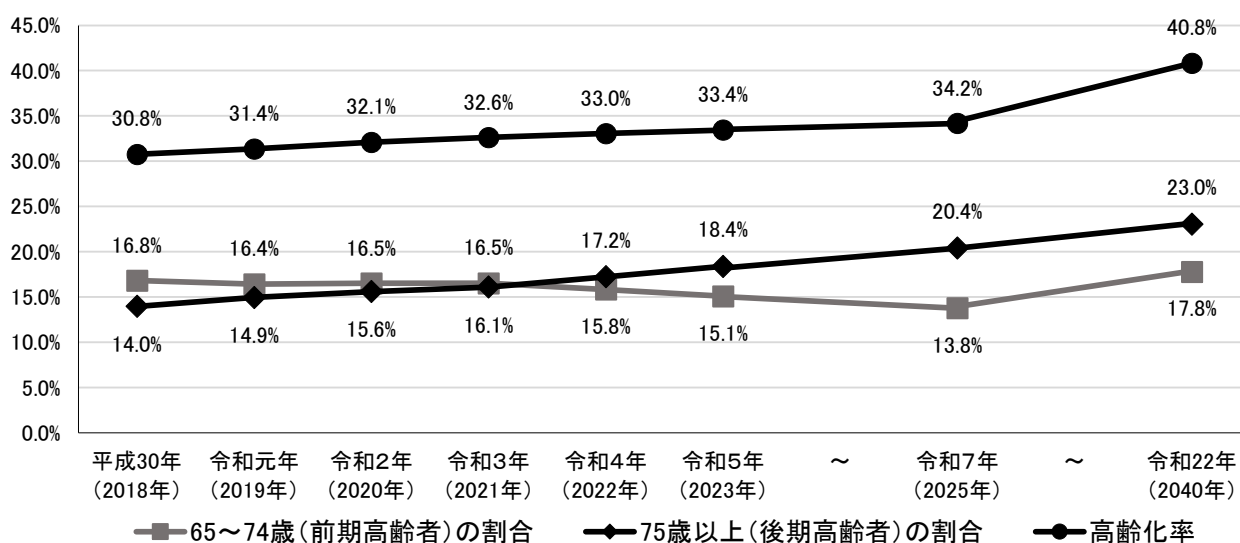
○ 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移と推計（各年9月末時点、外国人人口を含む）



※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。
 実績：令和2年以前は、各年9月末時点の住民基本台帳人口
 推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

全人口に占める **65** 歳以上の割合を示す高齢化率は、令和2年（**2020** 年）9月末現在の **32.1%** から、3年後の令和5年（**2023** 年）には **33.4%** に上昇、令和7年（**2025** 年）には **34.2%**、令和22年（**2040** 年）には **40.8%** の割合となることが見込まれています。また、全人口に占める **75** 歳以上の後期高齢者人口の割合も、令和2年の **15.6%** から、令和5年には **18.4%**、令和7年には **20.4%**、令和22年には **23.0%** と前期高齢者の割合を超えて上昇することが推計されています。

○ 高齢化率の推移と推計（各年9月末時点、外国印を含む。）

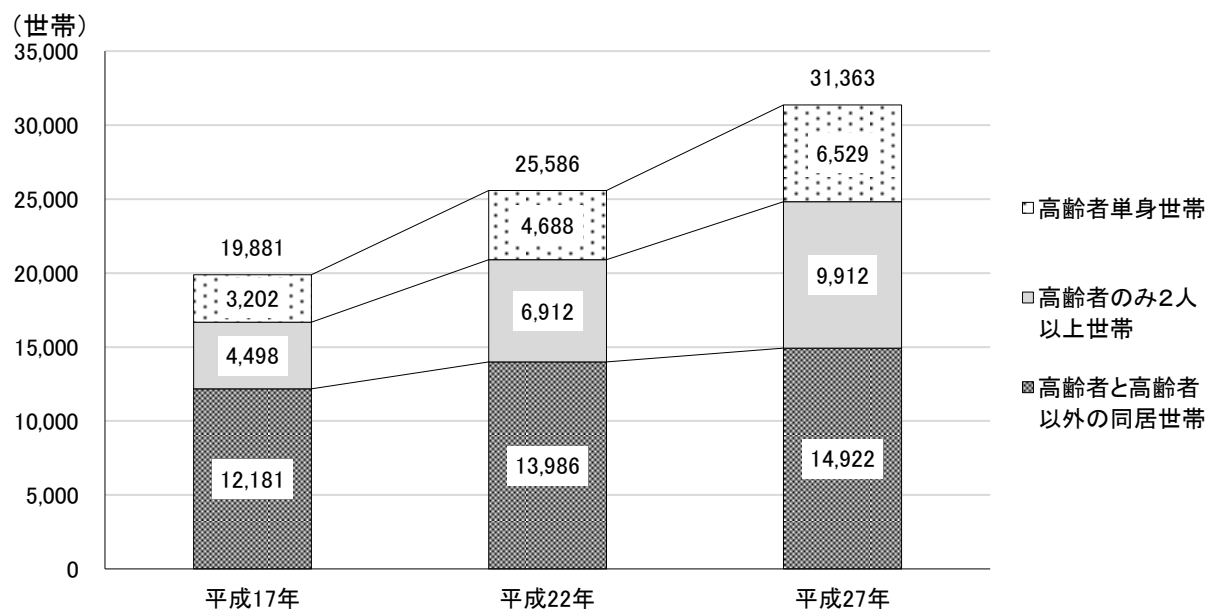


※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。
 実績：令和2年までは、各年9月末時点の住民基本台帳人口
 推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(2) 高齢者世帯の状況

5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づく高齢者世帯の状況については、平成27年（2015年）では、高齢者単身世帯が**6,529**世帯、高齢者のみ2人以上世帯が**9,912**世帯となっており、どちらの世帯も10年前の平成17年（2005年）と比較して2倍以上に増加しています。

○ 高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

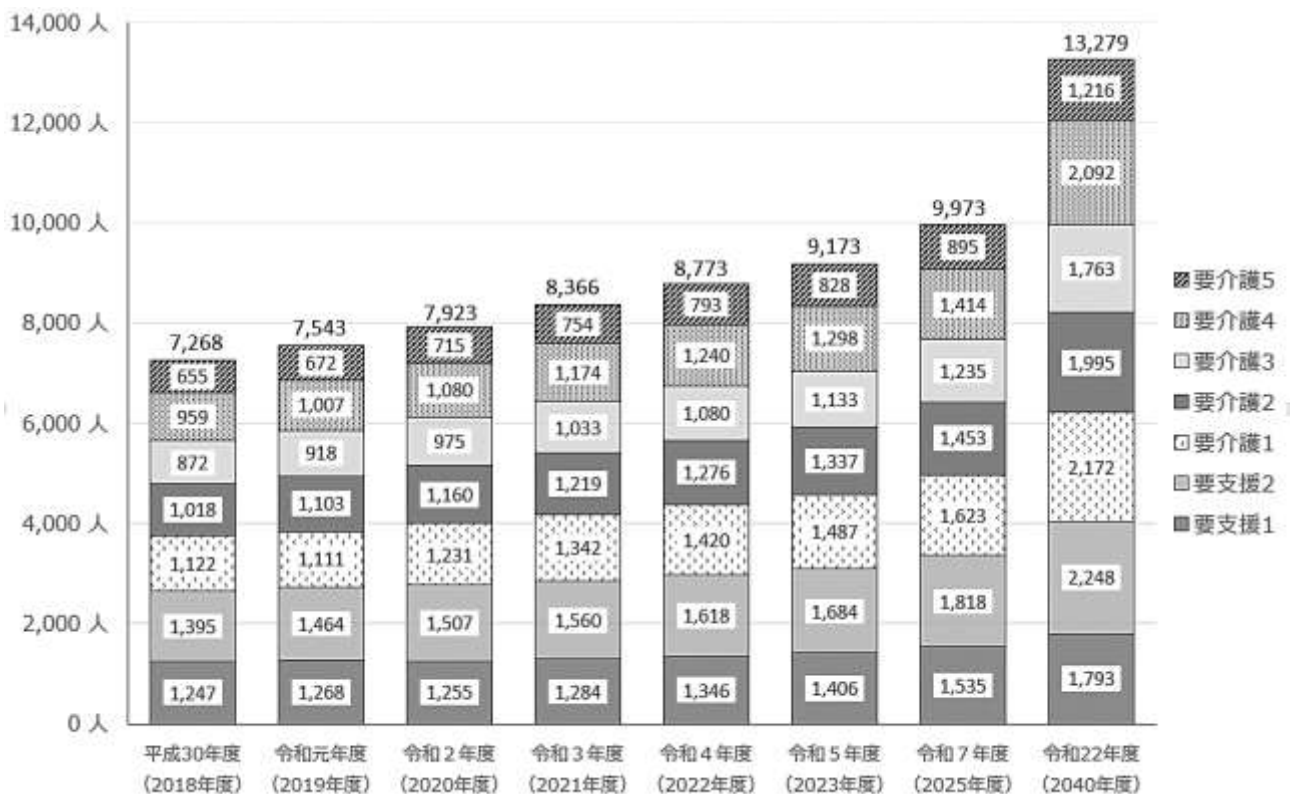
資料：平成27年国勢調査

2. 介護保険サービスの現状

(1) 要介護・要支援認定数の推移と推計

令和2年(2020年)9月末現在、要支援・要介護認定を受けている方は**7,862**人で、令和5年(2023年)には**8,769**人に増加します。また、令和12年(2030年)には1万人を超えて、令和22年(2040年)に**13,279**人になると見込まれています。

○ 要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料：令和2年までは介護保険事業状況報告9月分

令和3年以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して算出

(2) 介護サービス受給状況

令和2年(2020年)9月末現在の要支援・要介護認定者数は**7,862**人で、平成29年(2017年)9月末に比べ**873**人、**12.5%**増加したものの、実際に介護サービスを受給している人は**6,348**人と、**200**人、**3.3%**の増に止まっています。これには、平成29年4月1日に総合事業(正式名称「介護予防・日常生活支援総合事業」)が開始され、「訪問介護」と「通所介護」が従来の介護予防サービスから総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行したため、これらのサービスを利用していた要支援1・要支援2の人が、介護保険によるサービスから外れたことが大きく影響しています。

総合事業による影響が大きかったのは、全受給者のうち**55%**が受給している「居宅介護

（介護予防）サービス」です。要介護１から５で実際にサービスを受給している人は、３年前に比べ**412**人増えていますが、総合事業に移行し要支援１・要支援２の受給者が減少した結果、サービスを受給した人の総数は**14**人減となっています。

地域密着型（介護予防）サービスの受給者は、３年前に比べ**101**人、**13.5%**増加しています。これは、令和**2**年**1**月に、新たに小規模多機能事業所が開設されたことによります。

また、施設介護サービスの受給者は合計**1,168**人で、３年前より**113**人**10.7%**増加していますが、これは、第**6**期計画で整備した介護老人福祉施設の新規開設による増床等で、施設に入所する受給者が**3**年前に比べ**80**人、**12.0%**増加したことが主に影響しています。

○居宅介護（予防）サービス受給状況（令和２年９月末現在）

（単位：人）

区 分		予防給付		介護給付					合 計
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
要支援・要介護認定者数		1,253 (100.0%)	1,506 (100.0%)	1,197 (100.0%)	1,168 (100.0%)	959 (100.0%)	1,058 (100.0%)	721 (100.0%)	7,862 (100.0%)
居宅介護（介護予防）サービス		352 (28.1%)	765 (50.8%)	899 (75.1%)	909 (77.8%)	601 (62.7%)	506 (47.8%)	301 (41.7%)	4,333 (55.1%)
地域密着型（介護予防）サービス		2 (0.2%)	2 (0.1%)	277 (23.1%)	227 (19.4%)	140 (14.6%)	119 (11.2%)	80 (11.1%)	847 (10.8%)
施設介護サービス	介護老人福祉施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (1.2%)	35 (3.0%)	188 (19.6%)	280 (26.5%)	228 (31.6%)	745 (9.5%)
	介護老人保健施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	34 (2.8%)	76 (6.5%)	87 (9.1%)	129 (12.2%)	87 (12.1%)	413 (5.3%)
	介護療養型医療施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
	介護医療院	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	4 (0.4%)	4 (0.6%)	9 (0.1%)
計		0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (4.0%)	111 (9.5%)	276 (28.8%)	414 (39.1%)	319 (44.2%)	1,168 (14.9%)

3. アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

第8期計画策定（第7期計画の見直し）のための基礎資料とすることを目的として、市民や介護保険サービス事業所などを対象に、現在の状況や制度に対するご意見などを伺う各種調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目 的：第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の検討資料とするために実施しました。

対 象：65歳以上の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者 **3,500** 人

期 間：令和2年7月6日～令和2年7月 **31** 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：**3,500**、有効回収数 **2,500**（回収率：**71.4%**）

② 在宅介護実態調査

目 的：「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討するため、実施しました。

対 象：調査期間中に更新や区分変更で認定調査を受けた在宅生活の要支援・要介護者

期 間：令和元年 **11** 月1日～令和 **2** 年 **7** 月 **31** 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：**2,500**、有効回収数：**808**（回収率：**32.3%**）

※ 認定データとの関連付けを行うことができた有効回答数は **773** 票

③ 事業参入意向調査

目 的：市内における介護保険サービス事業所の新設意向を調査し、整備計画の参考資料とするため、実施しました。

対 象：市内で介護保険サービス事業所を運営している法人

期 間：令和 **2** 年 **7** 月 **18** 日～**8** 月 **31** 日

方 法：電子メールで配布、電子メール及び **FAX** で回収

配布数：**119** 有効回収数：**8**（参入意向がある事業所のみ回答）

④ 介護人材の確保・定着に関する実態調査

目 的：介護サービスの提供能力を確認すること及び人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため、実施しました。

対 象：市内の介護保険サービス事業所

期 間：令和 2 年 7 月 22 日～8 月 31 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：254 事業所、有効回収数：160（回収率：62.9%）

⑤ 介護労働者の実態及び意識調査

目 的：人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため及び介護労働者の処遇改善策の検討資料とするため、実施しました。

対 象：市内の介護保険サービス事業所に就労している、主任又はリーダー職以上の職員（実務経験 5 年程度以上、254 人）、一般職員（実務経験 5 年程度未満、254 人）

期 間：令和 2 年 7 月 22 日～8 月 31 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：508 有効回収数：279（回収率：54.9%）

⑥ 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

目 的：介護サービス未利用者の実態を確認するため、実施しました。

対 象：市内に在住し、介護認定を受けているサービス未利用者

期 間：令和 2 年 8 月 20 日～9 月 30 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：836 有効回収数：512（回収率：61.2%）

⑦ 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

目 的：入所希望を確認し、特別養護老人ホーム整備計画の検討資料とするため、実施しました。

対 象：市内に在住し、特別養護老人ホームに入所希望している者

期 間：令和 2 年 8 月 20 日～9 月 30 日

方 法：郵送による発送・回収

配布数：258 有効回収数：85（回収率：32.9%）

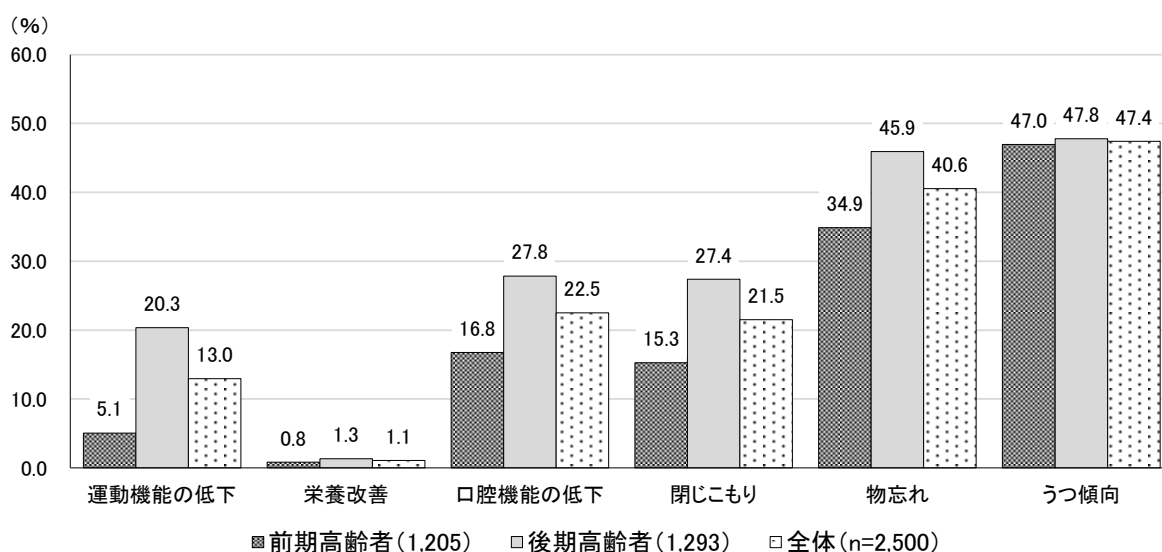
(2) アンケート結果

①高齢者のリスク（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

高齢者の生活機能低下を生じさせる各種リスクの評価結果をみると、全体では、「うつ傾向」の割合が**47.4%**と最も高く、前回（平成**29**年）調査に比べ**11.2**ポイント増えています。次いで「物忘れ」が**40.6%**で、前回と1位、2位が入れ替わっています。

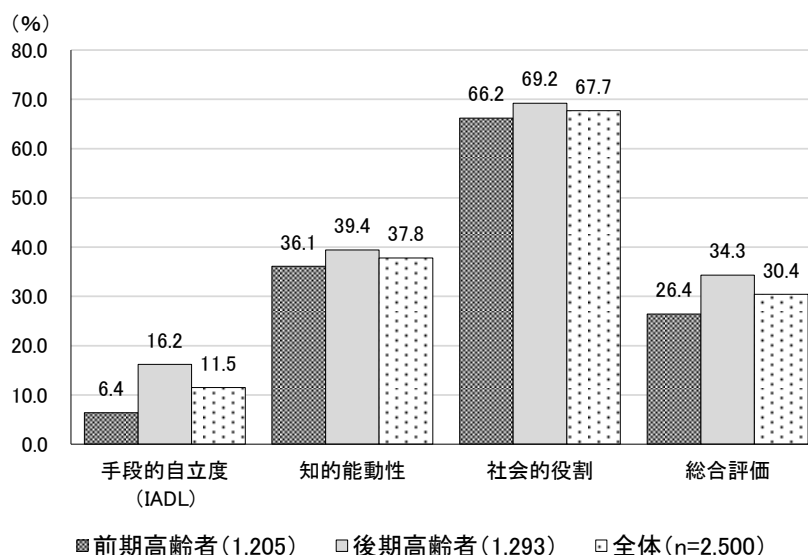
前期高齢者では、「うつ傾向」の割合が**47.0%**と最も高くなっています。後期高齢者では、「うつ傾向」の割合が**47.8%**「物忘れ」の割合が**45.9%**と4割を超え、他に比べて高くなっています。

○ 高齢者の各リスクの割合



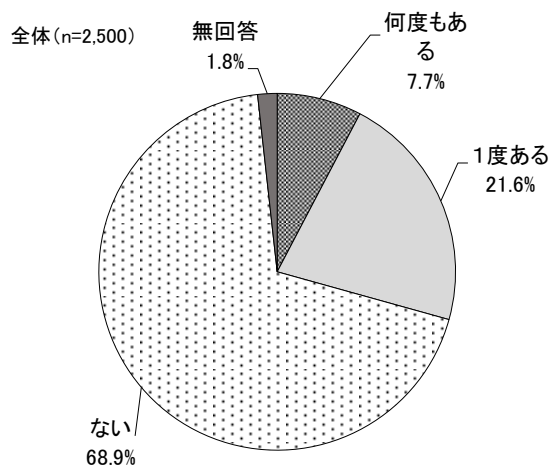
高齢者が自立した日常生活を送るために必要な生活機能を評価する老研式活動能力指標の評価結果において、各指標の「低下」している割合をみると、比較的高次の日常生活の動作ができる「手段的自立度」の低下者の割合は**11.5%**、情報を自ら収集して表現できる「知的能動性」の低下者の割合が**37.8%**、社会参加ができる「社会的役割」の低下者の割合が**67.7%**となっています。

○ 老研式活動能力指標「低下」の割合

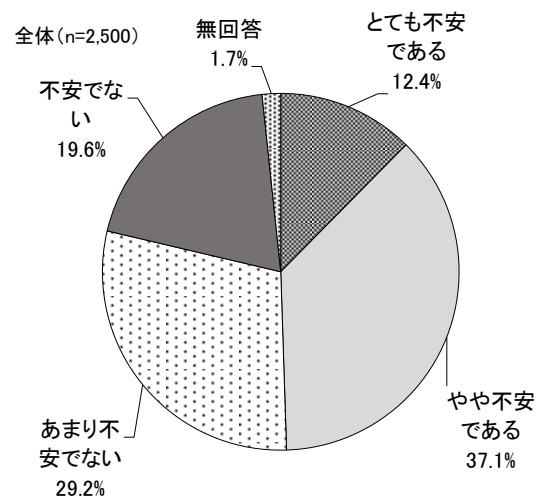


過去1年の転倒の経験について、1度以上転倒の経験がある割合は **29.5%**と3割近くになっています。また、転倒に対する不安については『不安である（「とても不安である」＋「やや不安である」の合計）』の割合が **49.5%**と約半数を占めています。

○ 過去1年に転んだ経験



○ 転倒に対する不安

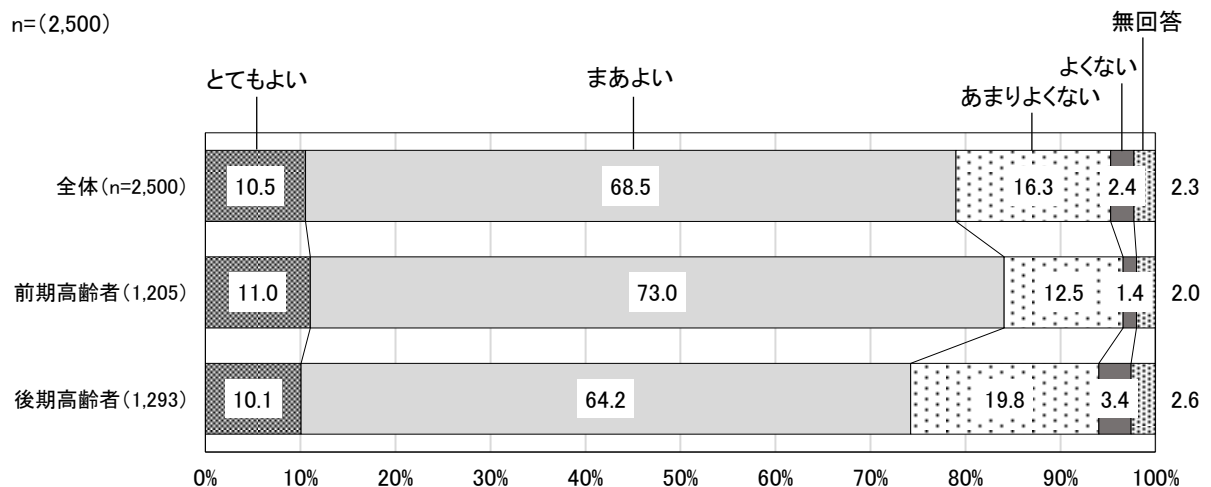


②健康について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

健康観については、「まあよい」の割合が **68.5%**と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が **16.3%**、「とてもよい」の割合が **10.5%**となっています。

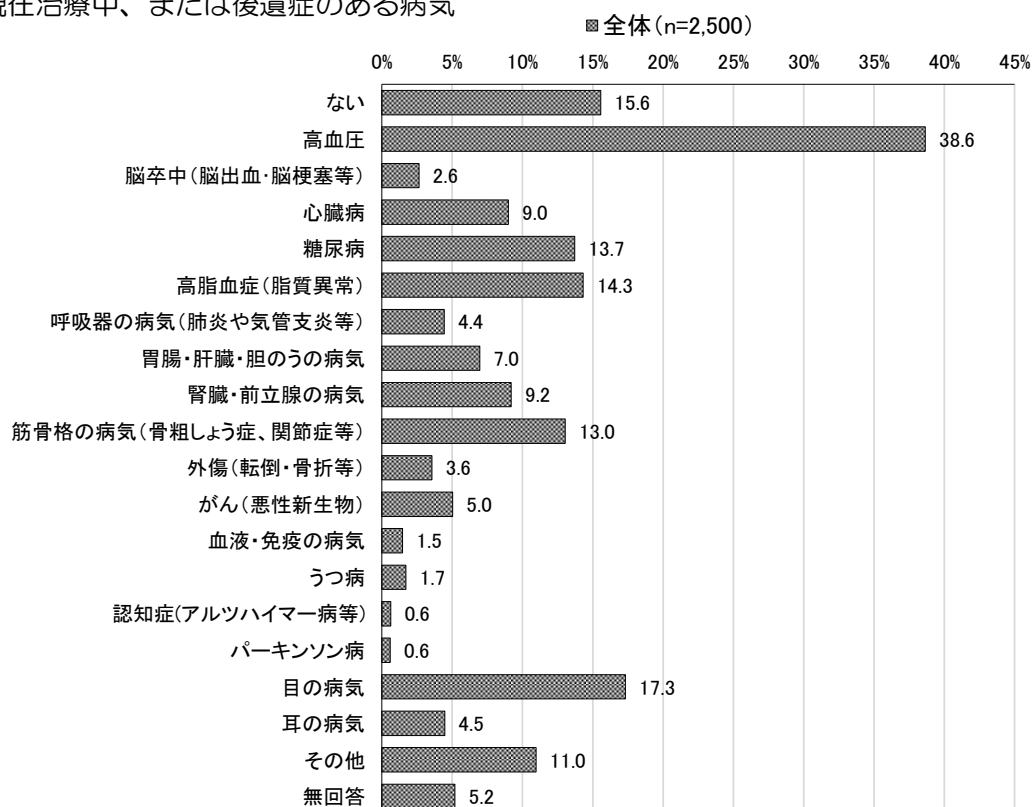
前期高齢者と後期高齢者を比べると、後期高齢者の『よくない（「あまりよくない」＋「よくない」の割合の合計）が、前期高齢者よりも高くなっています。

○ 高齢者の健康観



現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が**38.6%**と最も高く、次いで「目の病気」の割合が**17.3%**、「ない」の割合が**15.6%**、「高脂血症（脂質異常）」の割合が**14.3%**、「糖尿病」の割合が**13.7%**、筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等）の割合が**13.0%**となっています。

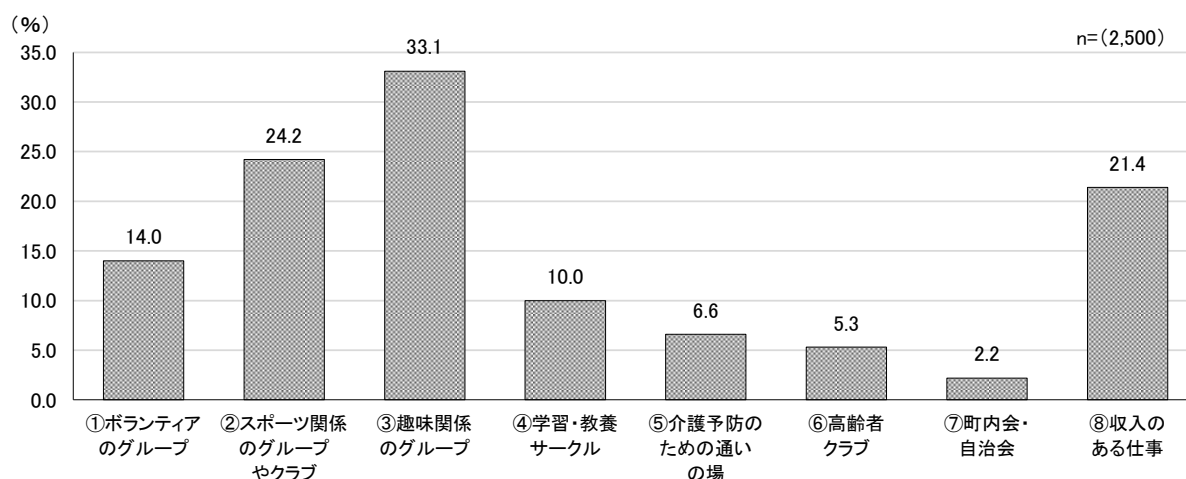
○ 現在治療中、または後遺症のある病気



③社会参加の場について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

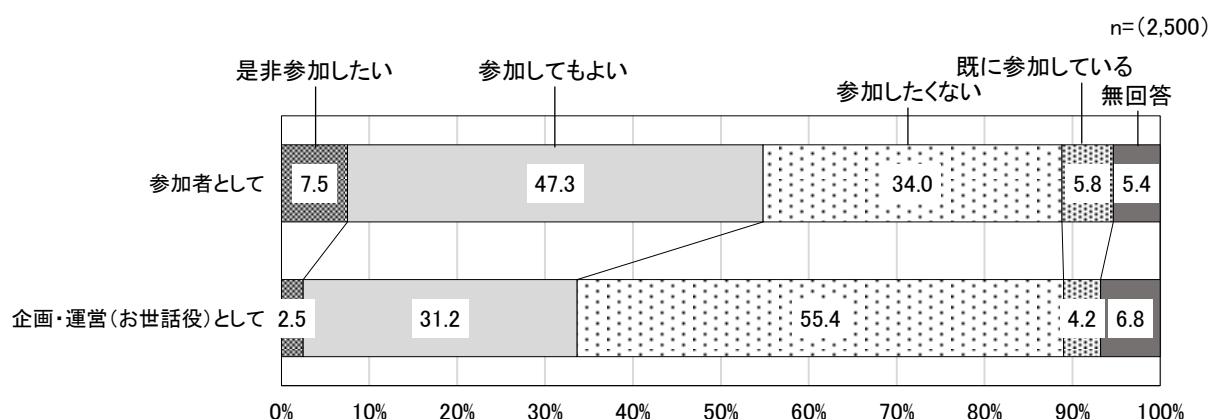
参加している会・グループについて、「③趣味関係のグループ」の割合が**33.1%**と最も高く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」の割合が**24.2%**、「⑧収入のある仕事」の割合が**21.4%**、「①ボランティアのグループ」の割合が**14.0%**となっています。

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきとした地域づくりを進める場合、参加者として、「参加してもよい」の割合が**47.3%**と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が**34.0%**、「是非参加したい」の割合が**7.5%**となっています。企画・運営（お世話役）としてでは、「参加したくない」の割合が**55.4%**と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が**31.2%**、「既に参加している」の割合が**4.2%**となっています。

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）



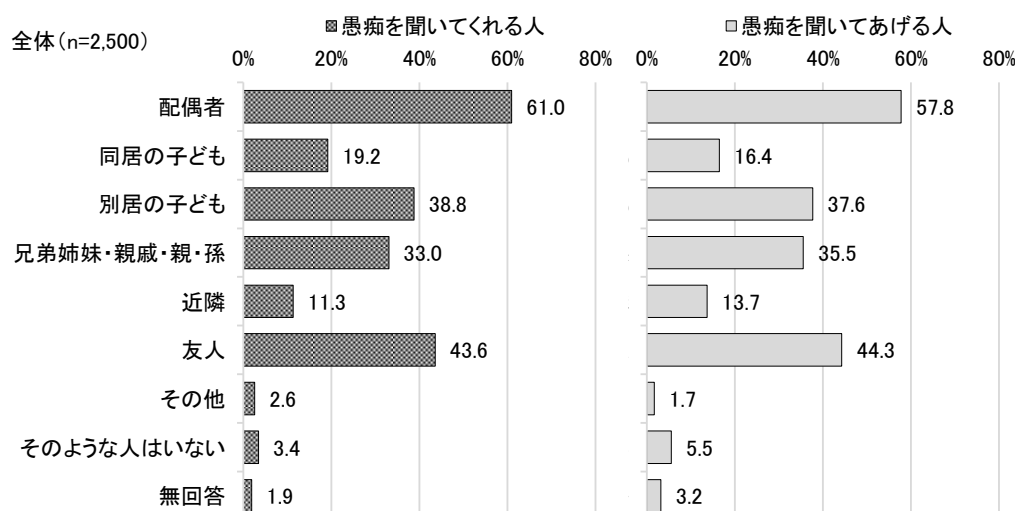
④あなたとまわりの人の「助け合い」について

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」の割合が**61.0%**と最も高く、次いで「友人」の割合が**43.6%**、「別居の子ども」の割合が**38.8%**となっています。

心配事や愚痴を聞いてあげる人についても、「配偶者」の割合が**57.8%**と最も高く、次いで「友人」の割合が**44.3%**、「別居の子ども」の割合が**37.6%**となっています。

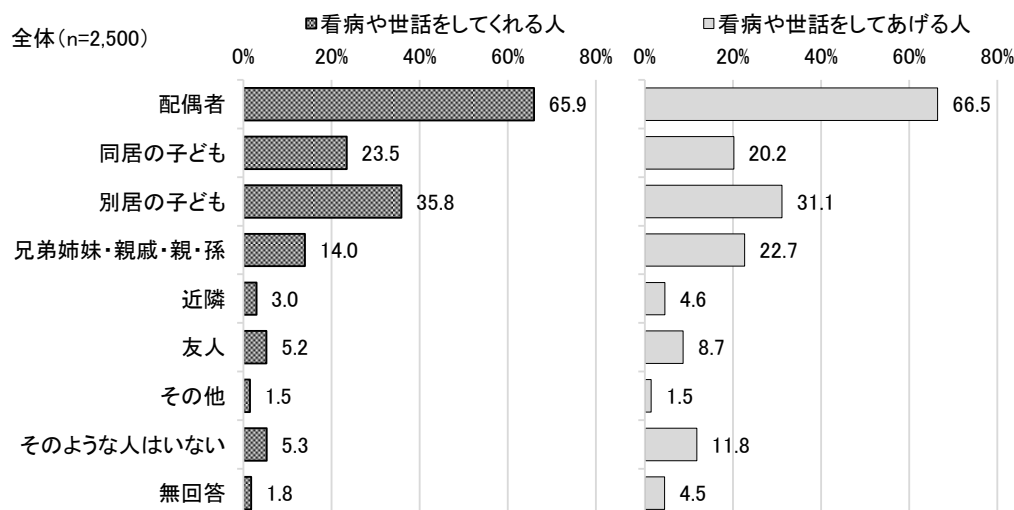
○ 心配事や愚痴を聞いてくれる人/聞いてあげる人



看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」の割合が**65.9%**と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が**35.8%**、「同居の子ども」の割合が**23.5%**となっています。

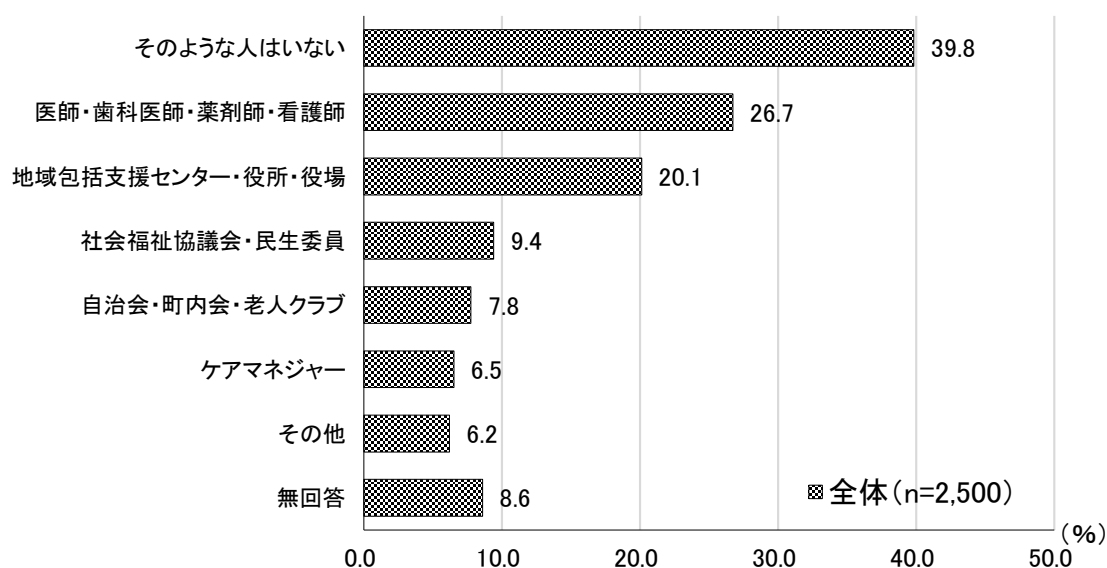
看病や世話をしてあげる人については、「配偶者」の割合が**66.5%**と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が**31.1%**、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が**22.7%**となっています。

○ 看病や世話をしてくれる人/あげる人



家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「そのような人はいない」の割合が**39.8%**と最も多く、次いで「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」の割合が**26.7%**、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が**20.1%**となっています。

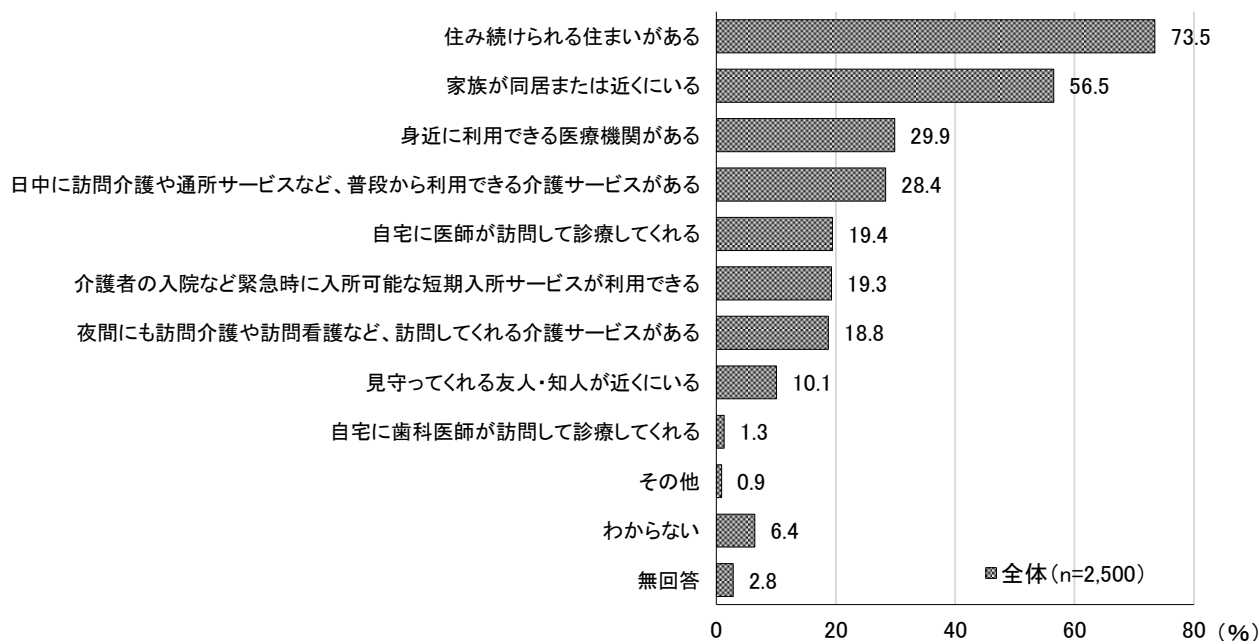
○ 家族や友人・知人以外で相談する相手



⑤在宅の継続に必要なこと（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

自宅で暮らし続けるために必要なこととして、「住み続けられる住まいがある」の割合が**73.5%**と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」の割合が**56.5%**となっています。

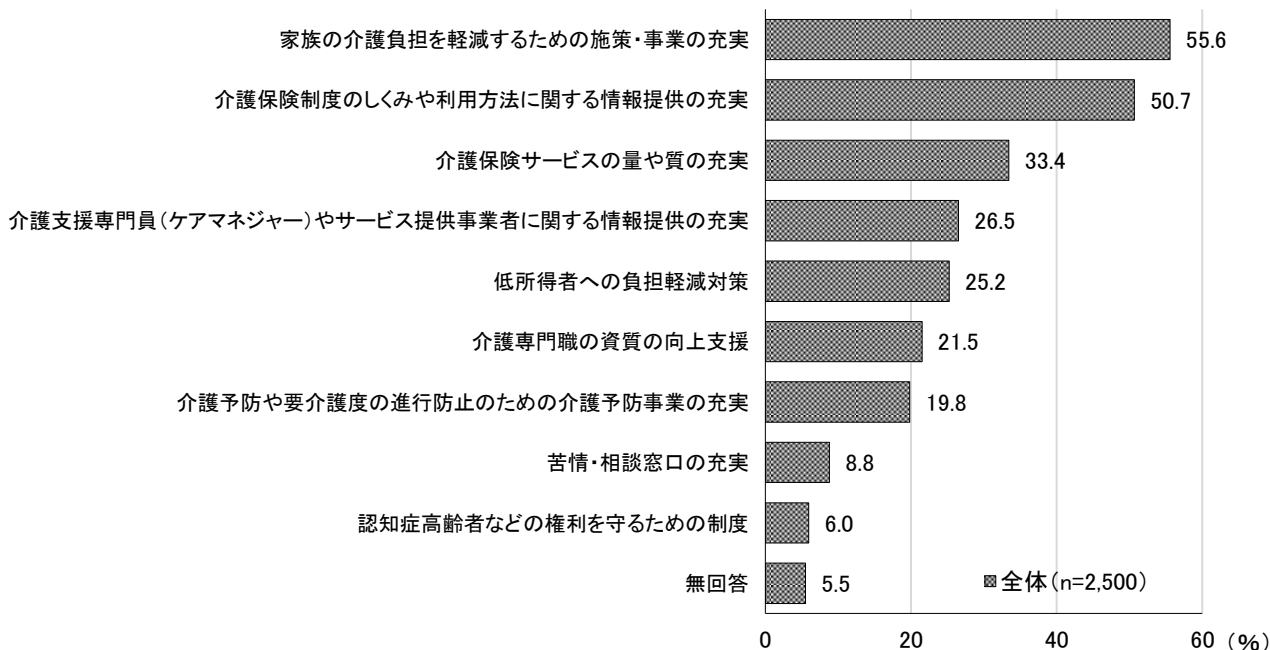
○ 自宅で暮らし続けるために必要なこと



⑥介護保険で重点的に取り組んでほしい施策

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

○ 介護保険で重点的に取り組んで欲しい施策



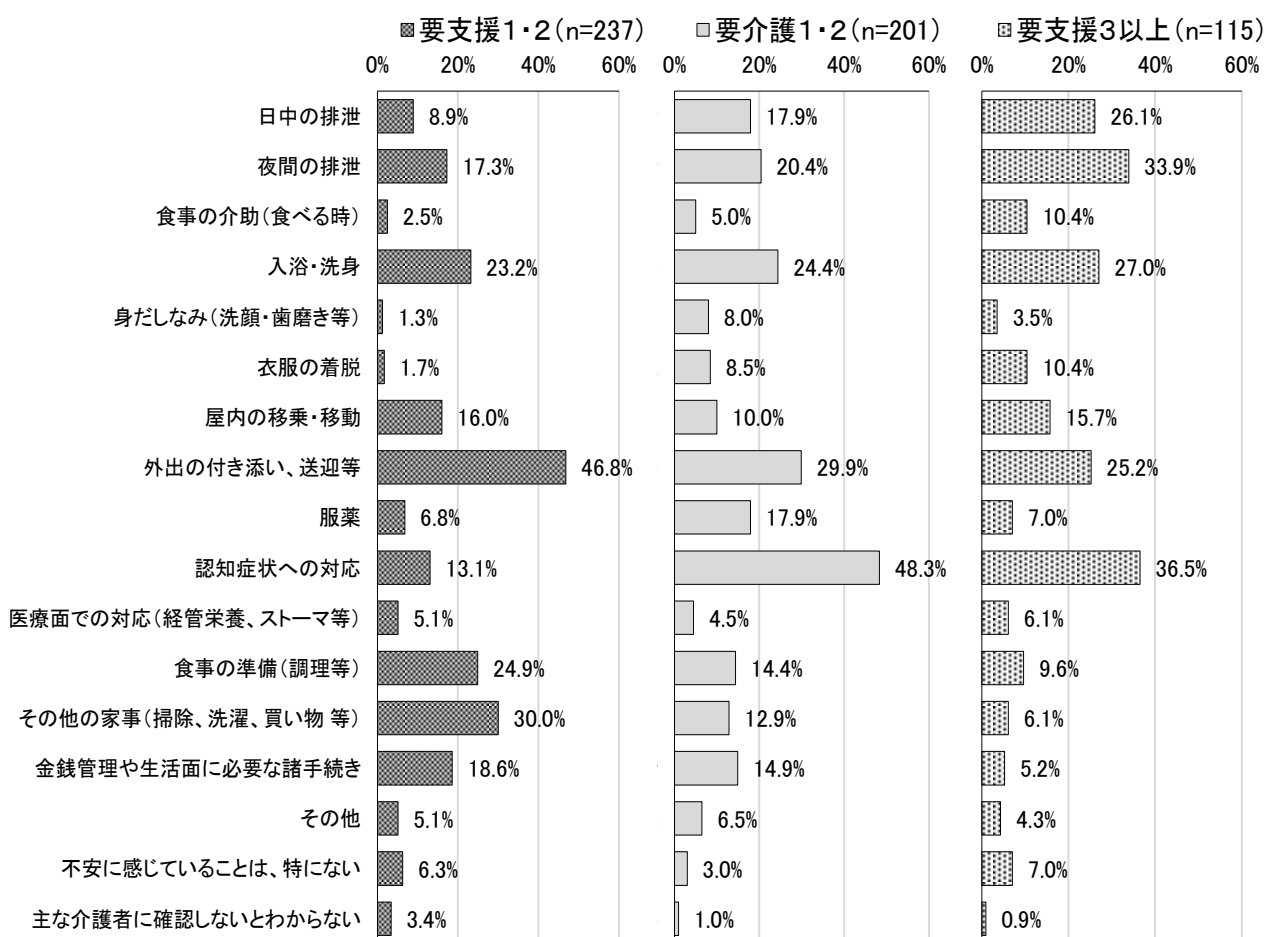
⑦要介護者の主な介護者が不安に感じている介護（在宅介護実態調査）

現在の生活を継続していくにあたって、要介護3以上の介護者が特に不安に感じている介護内容は、前回調査時（平成29年度）と概ね同様、「認知症状への対応（36.5%）」と「日中の排泄（26.1%）・夜間の排泄（33.9%）」及び「入浴・洗身（27.0%）」が高い傾向でした。

また、前回同様、要支援1～要介護2のケースでは「外出の付き添い、送迎等」に係る不安の割合が特に高く（46.8%+29.9%）なっています。

特にこれらの4項目について、地域の関係者間で現状等の情報を共有し、それぞれの取組を推進することで、不安軽減の効果が高くなると考えられます。

○ 要介護度別・介護者が不安に感じる介護



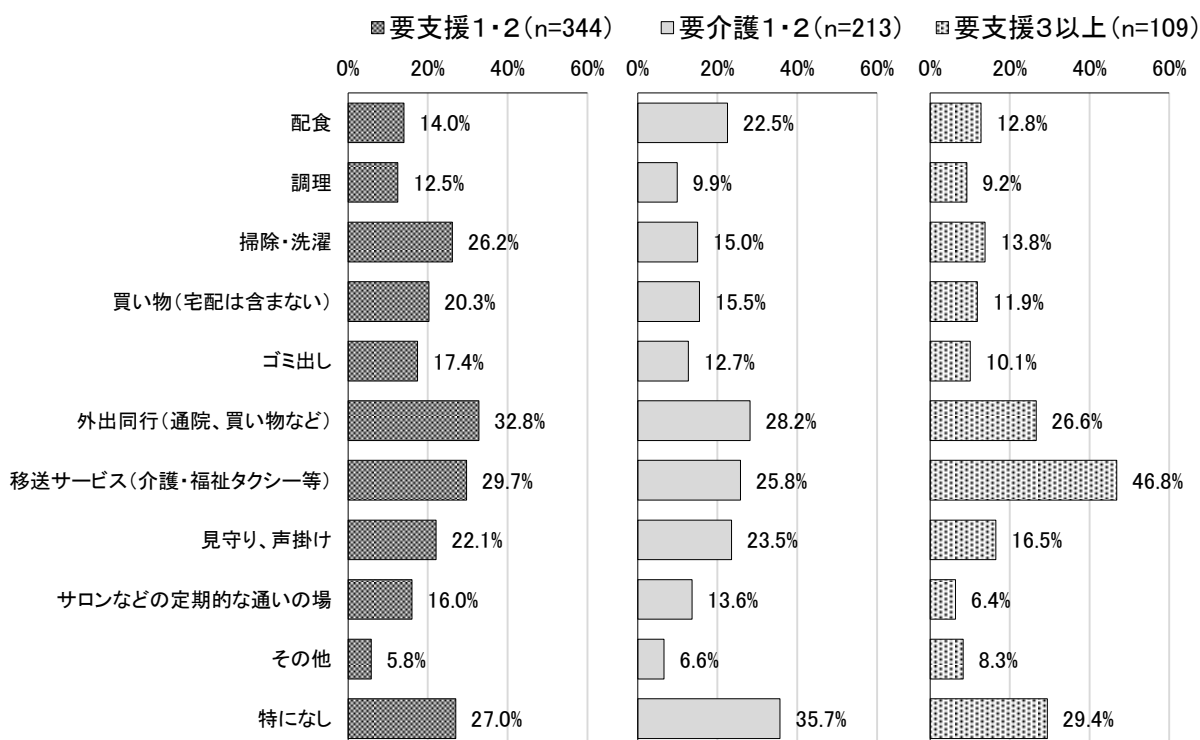
⑧在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（在宅介護実態調査）

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス」や「外出同行」など外出に係る支援・サービスの利用が、前回調査から引き続き多く見られました。その割合は前回より高まり、ニーズは増加しつつあると考えられます。

事業者・関係者間での意見交換や情報共有を図りながら、介護保険サービスと保険外の支援・サービスを組み合わせることで、在宅生活の継続につながると考えられます。

また、必要に応じて、新たな移送手段や、外出同行サービスの導入などについても検討していくことも重要であると考えられます。

○ 要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



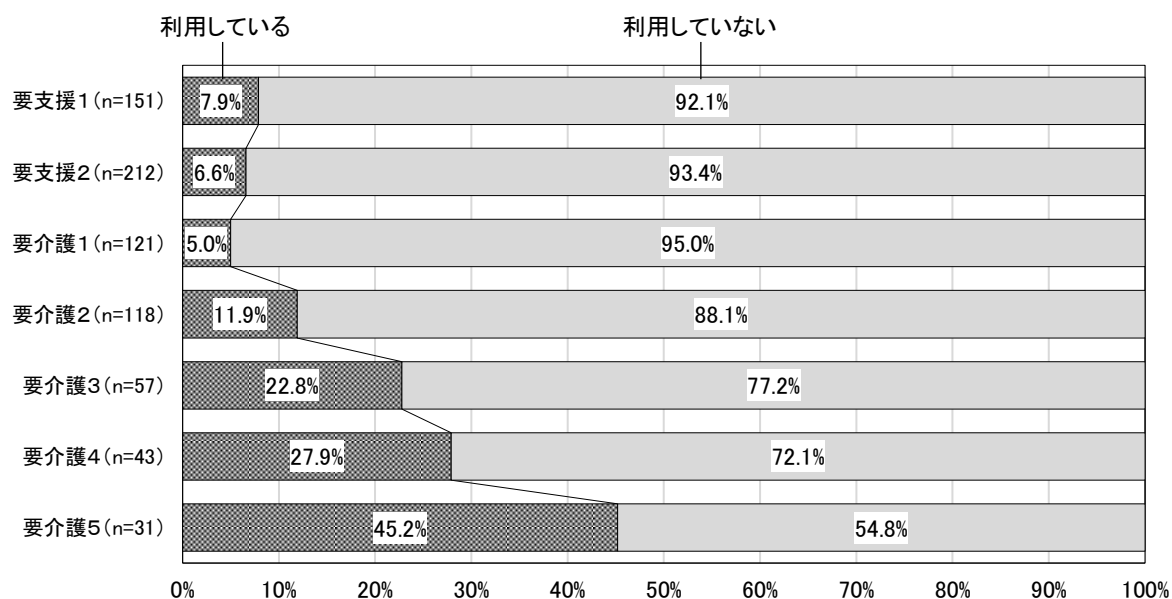
⑨医療ニーズの高い在宅療養者を支えるサービスの提供体制

(在宅介護実態調査)

前回調査時と同様、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増える傾向が見られるとともに、全体的な利用率についても前回より高くなっています。

今後も「介護と医療の両方を必要とする在宅療養者」の増加が見込まれることから、在宅医療の担い手確保や、医療ニーズに対応できる介護保険サービス（看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）の整備を進めていくことが重要であると考えられます。

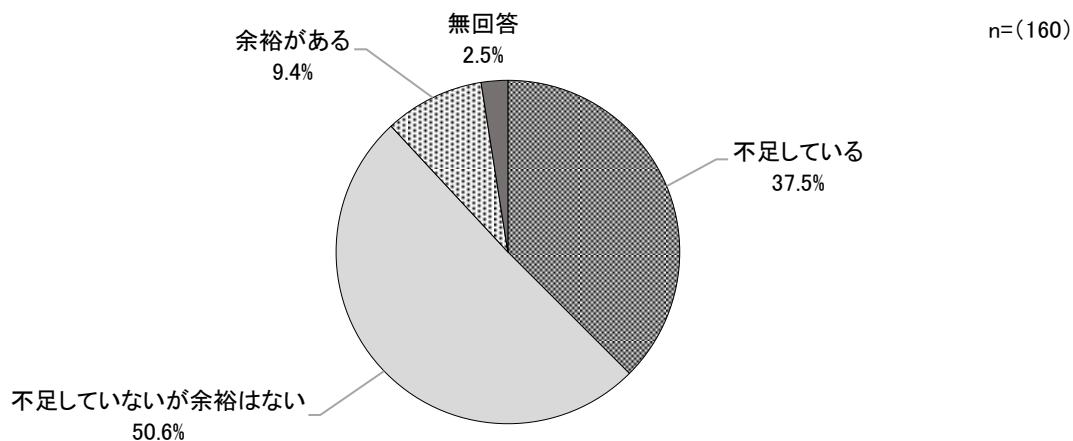
○ 要介護度別・訪問診療の利用割合



⑩介護職員の不足状況（介護人材の確保・定着に関する実態調査）

「不足している」、「不足していないが余裕はない」という回答の割合が大きくなっています。

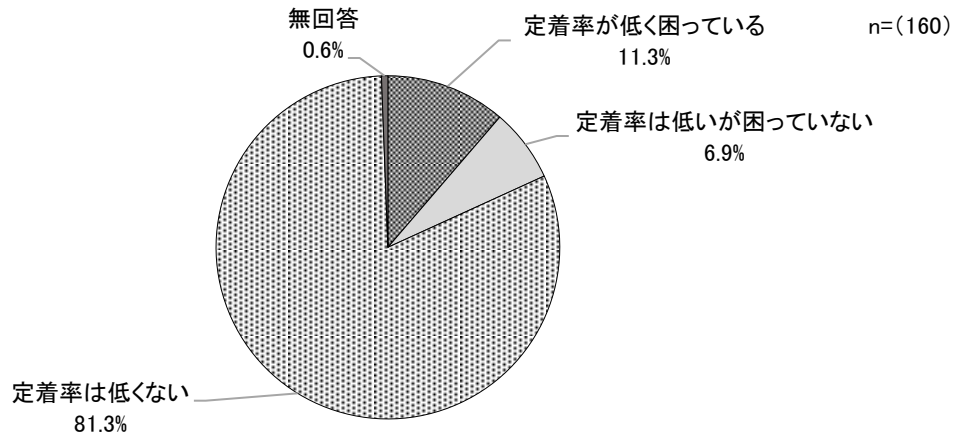
○ 現在の介護職員の不足状況



⑪介護職員の定着状況（介護人材の確保・定着に関する実態調査）

「定着率が低く困っている」という回答の割合は **11.3%** となっています。

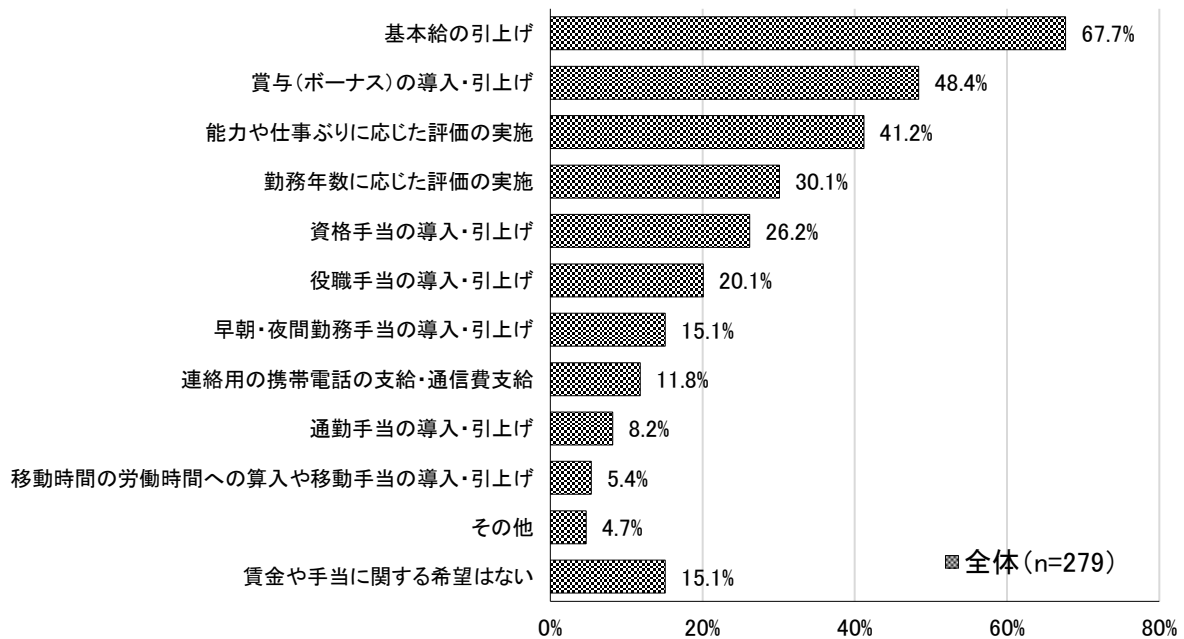
○ 現在の介護職員の定着状況



⑫賃金や手当等への希望（介護労働者の実態及び意識調査）

賃金や手当等への希望では、「基本給の引き上げ」、「賞与（ボーナス）の導入・引き上げ」という回答の割合が大きくなっています。

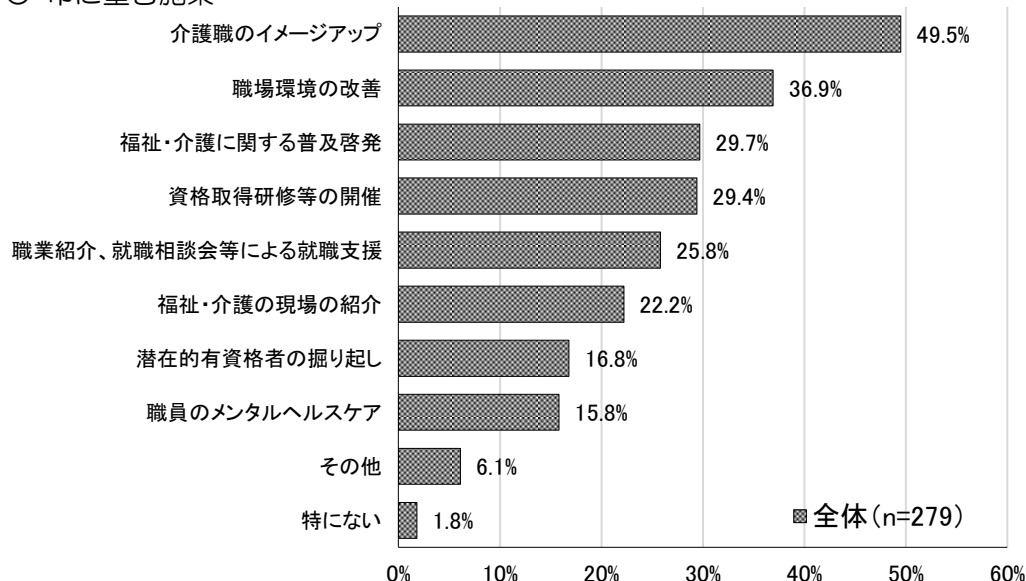
○ 賃金や手当等への希望



⑬市に望むこと（介護労働者の実態及び意識調査）

介護職員が市に望むことでは、「介護職のイメージアップ」が最も大きな回答割合になっています。

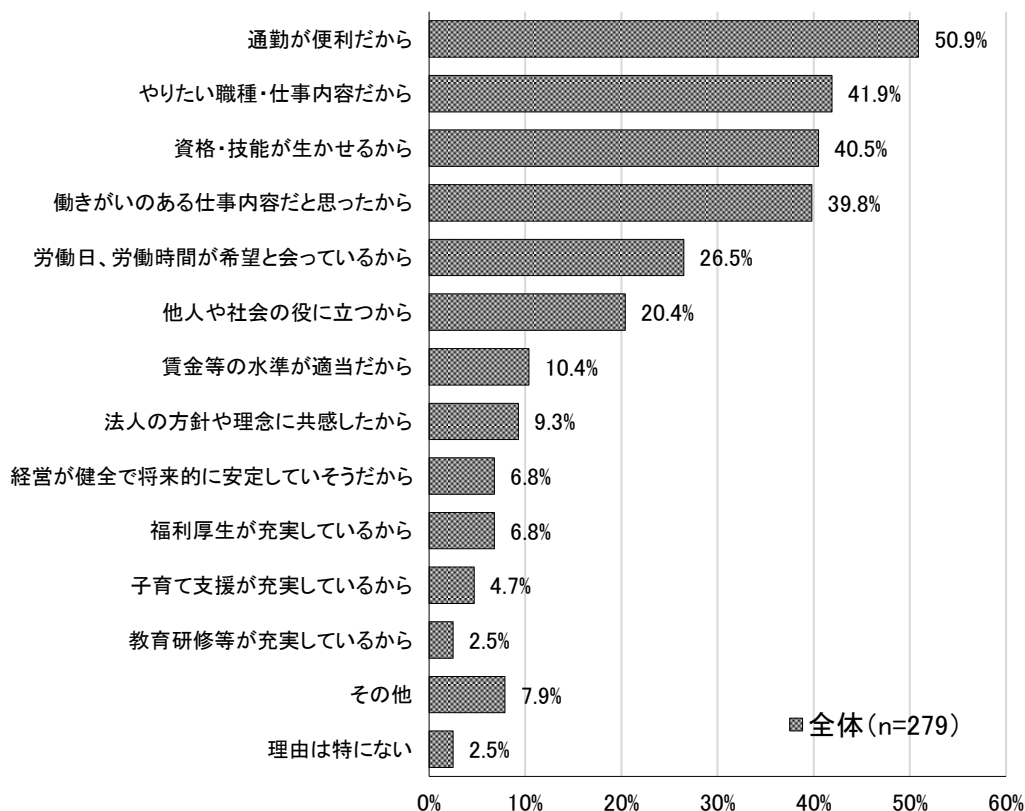
○ 市に望む施策



⑭現在の法人に就職した理由（介護労働者の実態及び意識調査）

現在の法人に就職した理由では、「通勤が便利だから」、「やりたい職種・仕事内容だから」、「資格・技能が活かせるから」という回答の割合が大きくなっています。

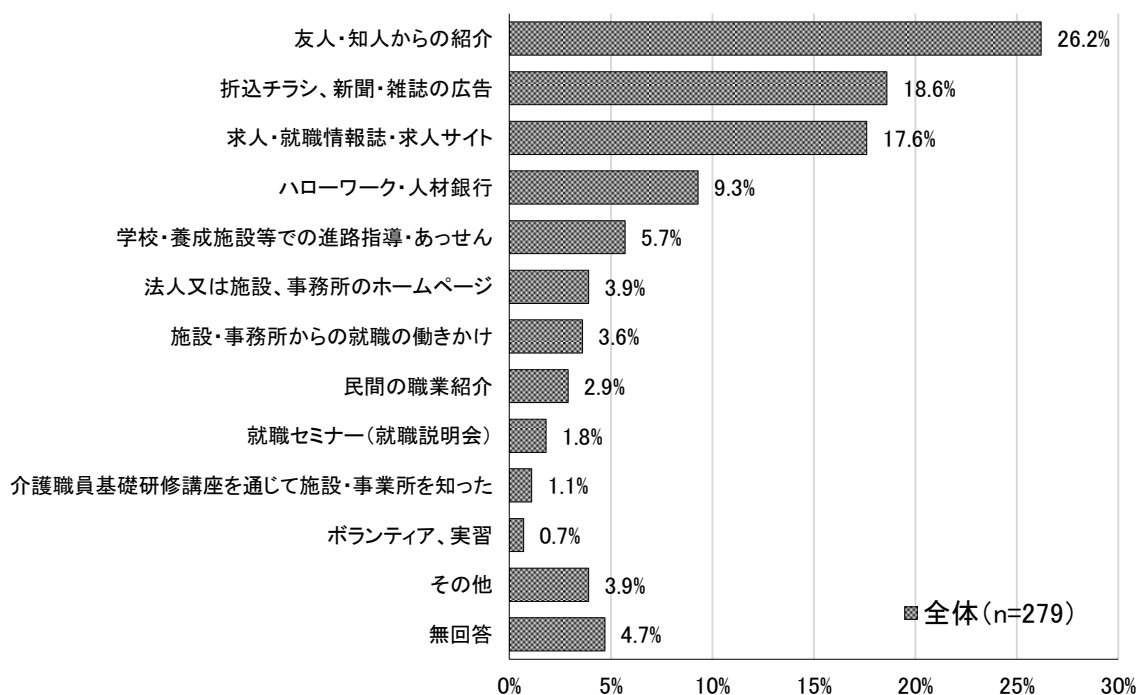
○ 現在の法人に就職した理由



⑮現在の法人に就職したきっかけ（介護労働者の実態及び意識調査）

現在の法人に就職したきっかけについては、「友人・知人からの紹介」、「折込チラシ、新聞・雑誌の広告」、「求人・就職情報誌・求人サイト」の回答割合が大きくなっています。

○ 現在の法人に就職したきっかけ



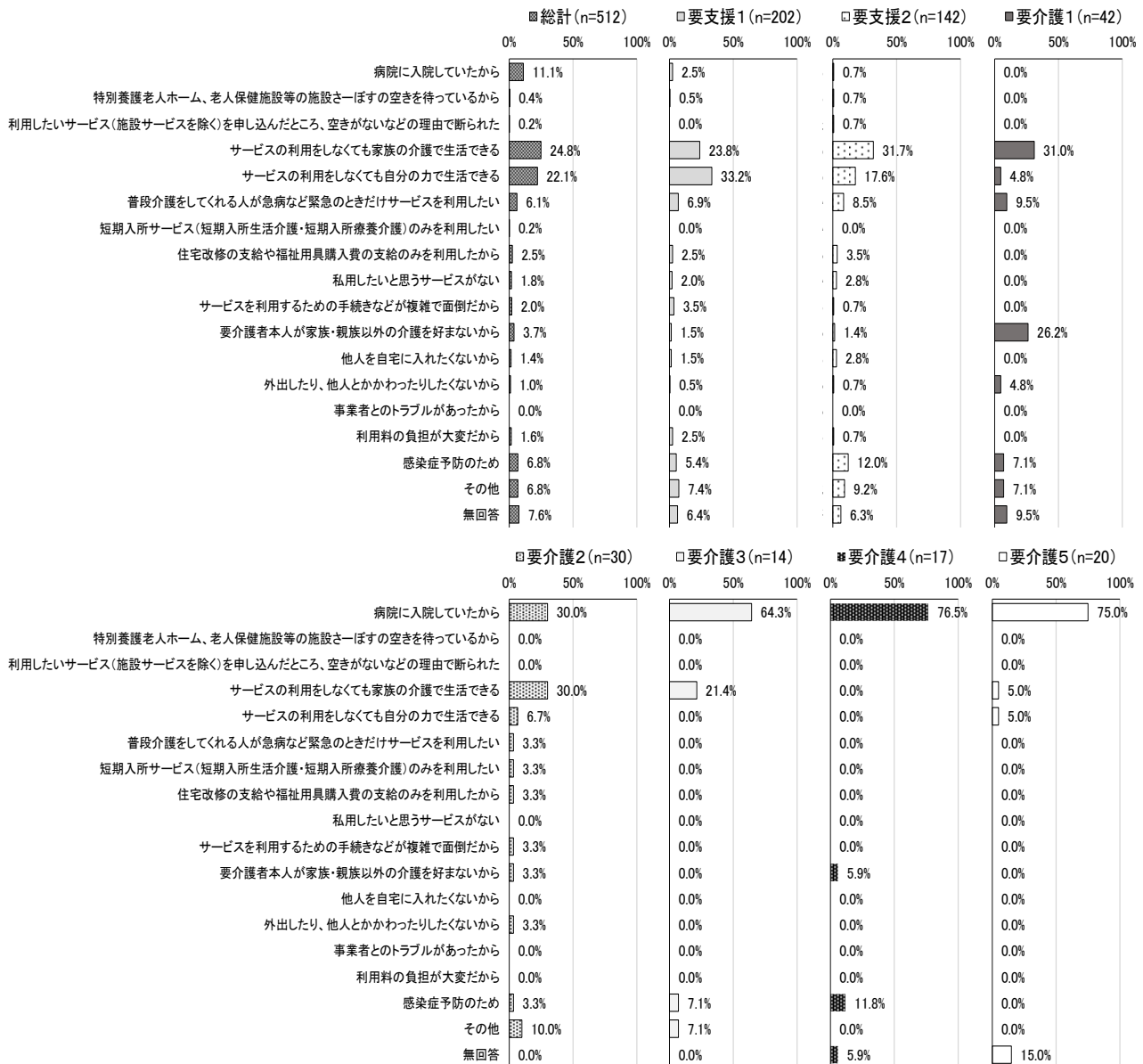
⑯介護サービスを利用していない理由（介護サービス利用意向調査）

※ 介護サービス未利用者

要支援 **1** から要介護 **1** では、「サービスを利用しなくても家族の介護で生活できる」、「自分の力で生活できる」という回答の割合が大きくなっています。

要介護 **2** から要介護 **5** では、「病院に入院していた」という回答の割合が大きくなっています。

○ 介護サービスを利用していない理由



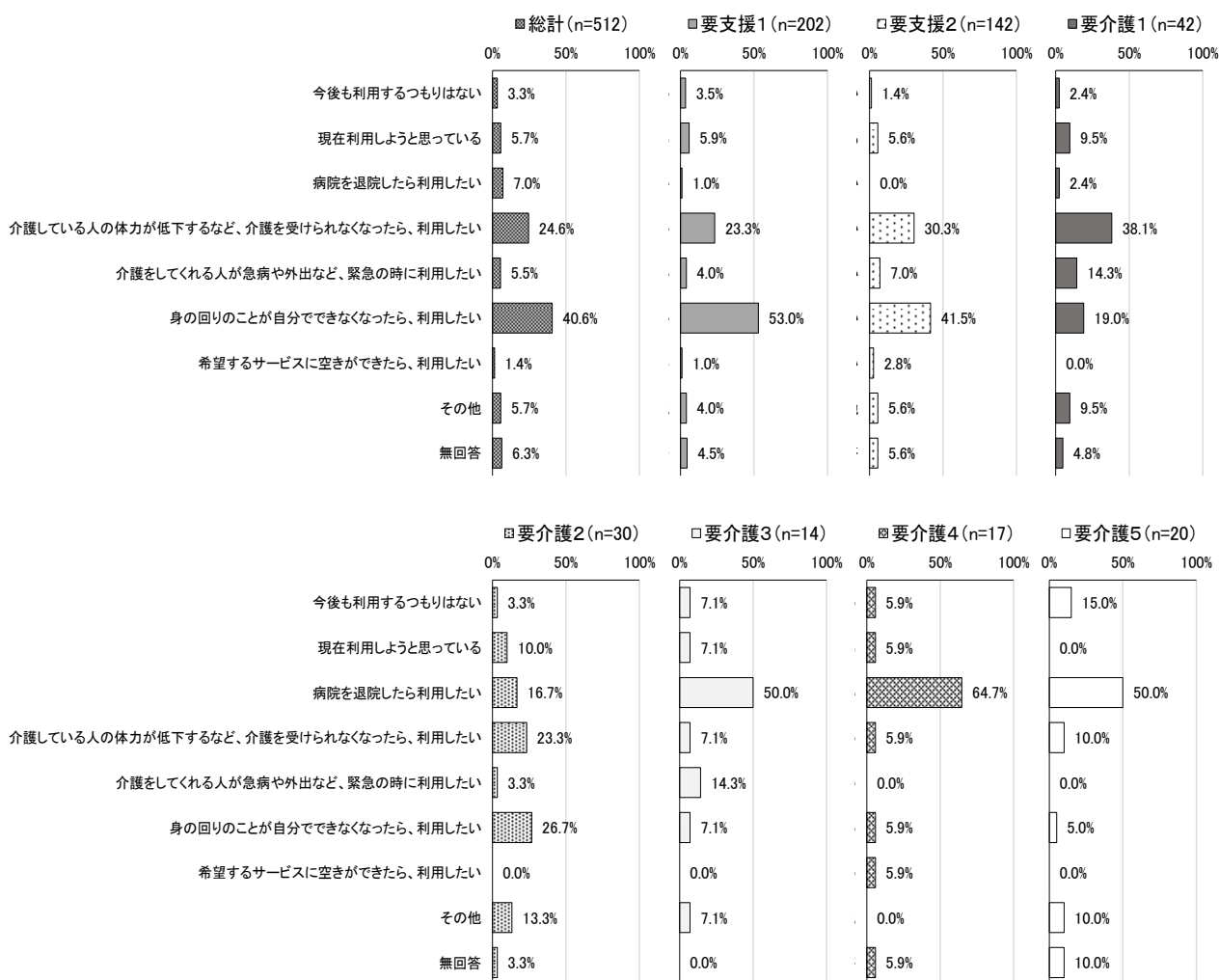
⑰今後の介護保険サービスの利用意向（介護サービス利用意向調査）

※介護サービス未利用者

要支援1から要介護1では、「介護をしてくれている人の体力が低下するなど、介護を受けられなくなったら利用したい」、「身の回りのことが自分でできなくなったら利用したい」など、必要になったら利用したいという内容の回答割合が大きくなっています。

要介護3から要介護5では、「病院を退院したら利用したい」という回答の割合が大きくなっています。

○ 今後の介護保険サービスの利用意向

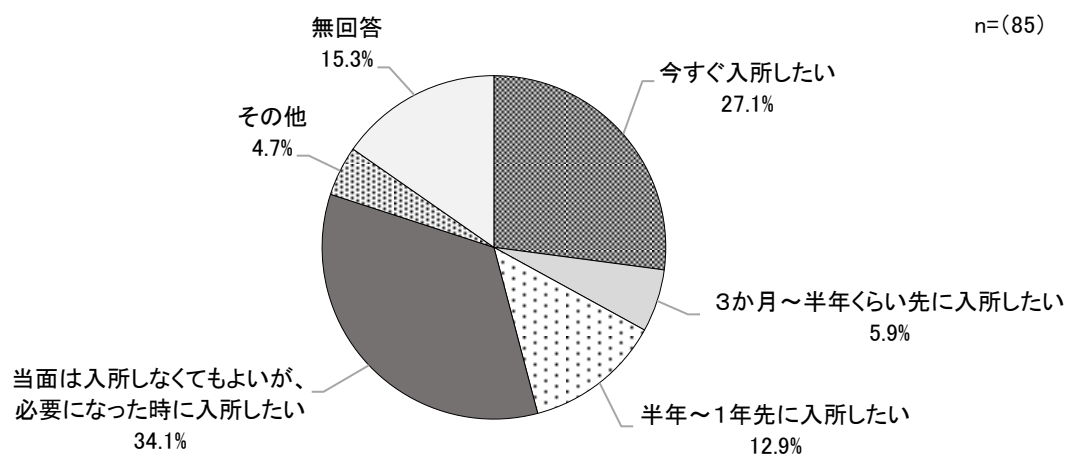


⑮特別養護老人ホームに入所したい時期（介護サービス利用意向調査）

※特別養護老人ホーム入所希望者

概ね1年以内に入所したいという回答の割合は **45.8%** となっています。

○ 特別養護老人ホームに入所したい時期



4. 第7期計画の評価

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定にあたり、第7期計画を施策に沿って評価しました。

(1) 「生きがい・介護予防」

「1 社会参加の促進と福祉意識の高揚」について

高齢者の社会参加の促進の一環として、高齢者クラブの活動支援を行うとともに、ボランティア活動に対する支援等を行いました。

敬老事業は、高齢者人口の増加に伴い、運営側の負担の増加や実施会場の定員超過等の課題により運営の困難が高じていたため、従来の敬老会方式は平成 30 年度（2019 年）限りとし、令和2年度（2020 年度）より、地区社会福祉協議会が提案する事業を支援する「おじいちゃん・おばあちゃんにありがとうの気持ちを伝えたい事業」を開始し、市主体の事業から地域主体の事業へと変わりました。

「2 生涯学習活動と就労支援」について

市民大学等による生涯学習機会の提供に努めるとともに、老後の生活の安定、社会参加による生きがいや健康の維持増進を図るため就労支援を行い、佐倉市シルバー人材センターは会員数、就業延人数、契約金額のいずれも増加しました。

「3 いきいき健康づくり」について

各種の啓発活動を通じて、心とからだの健康づくりや口腔の健康づくりを推進するとともに、介護予防のための佐倉ふるさと体操や佐倉わくわく体操等の住民主体の活動の支援のほか、高齢者の健康増進のため「はり、きゅう、マッサージ等利用助成券」による施術費の一部補助を行いました。

「4 介護予防の総合的な推進」について（★重点施策）

介護予防ボランティア養成研修を実施し、地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダーを養成するとともに、フォローアップ研修や情報交換の機会を提供し支援しました。

また、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援し、住民主体の通いの場の充実を図り、第6期に約千人だった通いの場の参加者数は、現在2千人以上となりました。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを提供する、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とする「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しました。あわせて、介護予防・生活支援サービスの提

供体制の整備を推進するため、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握等を行う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し、生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する協議体を設置して、定期的な情報の共有・連携強化を図りました。

（２）「生活支援・住環境整備」

「１ 安心できる在宅福祉サービスの提供」について

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で支援が必要な人に対する介護保険外のサービスとして、心身の障害等により調理や買い物等が困難な人に安否確認を兼ねた夕食（弁当）の配達を実施するとともに、一人暮らし高齢者等への緊急通報装置の貸し出しや、高齢者台帳への登録により、居宅生活の継続を支援しました。

佐倉市・八街市・酒々井町と佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する **２市１町ＳＯＳネットワーク連絡協議会**により、防災無線やファクシミリ等により市民や協力事業者へ情報提供し協力を求め、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等の迅速な発見に努めました。また、日常生活の中での高齢者への気付きや見守りのため、各家庭を訪問し営業等を行う事業者と協定を締結しました。この佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワークの協力事業者は現在 **４９** 事業所を数えます。

さらに、在宅要介護者への支援として、在宅の要介護３以上の紙おむつ等を使用する人への購入費の一部助成、在宅の要介護４以上で外出不能な人の訪問理美容出張費用の一部助成、「寝たきり」登録された在宅高齢者への福祉タクシー利用料金の一部助成により、在宅要介護者の経済的・精神的負担の軽減を図りました。あわせて、在宅要介護者を介護している家族に対して、介護者教室や介護者の集いを開催し、介護に関する学習や、介護者自身の健康管理、介護相談、情報交換等を行い、介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図りました。

「２ 認知症にやさしい佐倉の推進」について （★重点施策）

認知症の人と家族を支援するため、専門医等による物忘れ相談を定期的に開催し、早期発見や受診への誘導、軽度認知障害の対応を行うとともに、認知症が疑われる人を対象とする認知症初期集中支援チームと認知症相談員を各地域包括支援センターに配置し、適切な医療・介護につなぐ取り組みを実施しました。

また、認知症になっても住み慣れた地域で住み続けるための一助として、オレンジカフェ（認知症カフェ）を日常生活圏域ごとに設置し、認知症の人と家族が、地域の人々や認知症サポーター、専門職とが出会える集い、語り合いの場として運営しました。

「3 権利擁護と地域での見守り」について

認知症等で判断力が不十分な人に対する成年後見制度の知識の普及や利用の促進を図るため、第7期計画にない「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を制定しました。佐倉市成年後見支援センターと各地域包括支援センターにより、成年後見制度に関する相談と手続きの支援を行うとともに、弁護士会等の士業団体と協力して講演会の開催等を行って、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図りました。

「4 高齢者が暮らしやすい住環境の整備」について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠した、施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備などの実施を各関係者に求めました。

（3）「医療・介護」

「1 在宅医療・介護の連携と推進」について

医療ニーズと介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うため、在宅医療・介護連絡会議を開催し地域の課題把握と対応策を検討しました。

また、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、在宅での療養が必要になった時に、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択しておくことで、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、万一の場合の延命治療に関する意志から葬儀に関する考えまでを記入することができる「わたしらしく生きるを支える手帳」を配布しました。

「2 介護保険サービスの充実」について （★重点施策）

第7期計画期間において施設サービス及び地域密着型サービスの整備の公募を行い、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護は、おおむね計画どおりの整備へ進みました。一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の応募はなく、更に既存事業所の廃止等もありました。

介護給付費適正化5事業を実施し、要介護認定に係る調査票の点検、住宅改修の適正化（実地検証）や福祉用具の再購入時の仕組みづくりなどで改善を図りましたが、ケアプランの点検や集医療情報との突合、縦覧点検については、想定どおりに実施することができない部分がありました。

介護サービスの質の改善等のため、介護相談員を派遣し、利用者及び家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行いました。新型コロナウイルス感染症の流行により、令和元年度第4四半期以降、ほとんどの施設への派遣ができなくなりました。

介護人材の確保のために、市広報紙やケーブルテレビの市広報番組によるサービス紹介を行う等、介護現場のイメージアップを図るよう努めました。あわせて、新たな介護人材を発掘し、市内の介護事業所への就業につなげるために、第7期計画期間の各年度に、介護職員初任者研修を開催しました。

さらに、介護従事者への支援のため、地域ケア会議などでの同職種や同業種での情報交換や勉強会、事例検討の場の設定などさまざまな機会を通じ、その資質向上を図るよう努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため想定外の新たな負担を負うことになった介護保険サービス事業所に対し、佐倉市独自の補助金支給やマスク等衛生物品の優先供給を行い、サービス提供の継続と事業の安定運営を図るべく支援しました。



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念と基本目標

佐倉市においては、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年（2025年）に、高齢者数が全国よりも早くピークを迎え、介護保険給付費や医療費、高齢者福祉事業費などの高齢者福祉に係る支出が一層増加して、大きな負担が生じることが予想されます。

また、高齢者福祉のあるべき姿として、地域の一人ひとりが主体となってお互いを尊重し支えあう「地域共生社会」を目指し、実現していくことが求められています。

本計画は、平成30年度（2018年度）からの第7期計画を経て、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年度（2040年度）を見通した中長期的な展望のもとに成り立つ計画の一部であることから、これまでの基本理念を引き続き継承し、「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」を基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと、安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

○ 基本理念

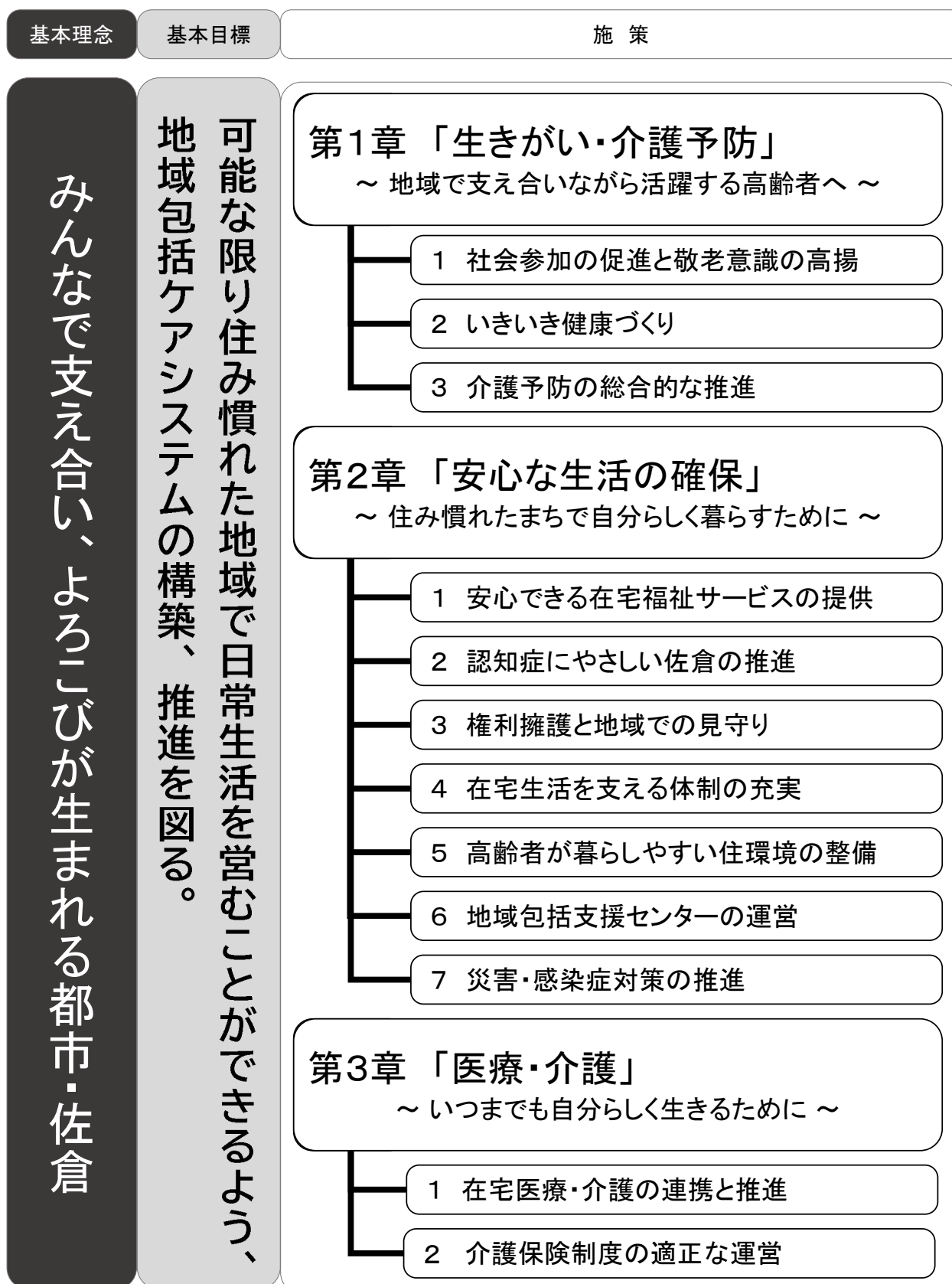
みんなで支え合い、
よろこびが生まれる都市・佐倉

○ 基本目標

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

2 計画の体系

基本理念や基本目標をもとに、市では以下の体系で高齢者施策を進めていきます。



3 重点施策

各種の高齢者施策のうち、今後の佐倉市を見据えるうえで取り組んでいかなければならないもの、課題の解決が望まれるものについて、市民や事業者への調査から明らかになった課題等を踏まえたうえで、重点的に取り組むべき施策として、以下の3項目を掲げます。

重点施策 1 「介護予防の総合的な推進」(第1章 3)

- 介護予防の知識の普及啓発を図るとともに、住民の主体的な介護予防活動を推進します。

重点施策 2 「認知症にやさしい佐倉の推進」(第2章 2)

- 「共生」と「予防」の観点から、地域で認知症の人とその家族を支える体制の整備を推進します。

重点施策 3 「在宅生活を支える体制の充実」(第2章 4)

- 高齢者の在宅生活を支援するための多様な主体の連携に取り組みます。

重点施策 4 「介護保険制度の適正な運営」(第3章 2)

- 令和 7 年(2025 年)、令和 22 年(2040 年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。
- 介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。
- 介護人材確保と業務効率化への取組を強化します。

4 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

第7期計画に引き続き、第8期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

○ 市内の日常生活圏域



(2) 日常生活圏における高齢者人口等域の推移

令和2年（2020年）9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の**36.4%**、次いで臼井・千代田圏域の**33.6%**、一方、高齢化率が低いのは、根郷・和田・弥富圏域の**29.8%**、志津北部圏域の**30.0%**となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、令和5年（2023年）9月末時点の推計では、全ての圏域で**30%**を超えることが見込まれています。

また、令和7年（2025年）も上昇し、令和22年では、5圏域中3圏域で**40%**を超えることが見込まれています。

○ 日常生活圏域別人口の推移と推計

単位：上段/人、下段/%

区分		実績			推計				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
市全体	全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
志津北部圏域	人口	40,776	40,809	40,713	40,642	40,535	40,415	40,076	34,601
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	11,784 28.9%	11,996 29.4%	12,232 30.0%	12,372 30.4%	12,488 30.8%	12,571 31.1%	12,724 31.7%	13,707 39.6%
志津南部圏域	人口	36,084	35,753	35,445	35,140	34,802	34,444	33,673	26,288
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,840 30.0%	10,947 30.6%	11,033 31.1%	11,076 31.5%	11,063 31.8%	11,073 32.1%	11,054 32.8%	11,142 42.4%
臼井・千代田圏域	人口	41,260	41,032	40,752	40,439	40,104	39,746	38,968	30,512
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	13,272 32.2%	13,486 32.9%	13,707 33.6%	13,889 34.3%	14,038 35.0%	14,139 35.6%	14,216 36.5%	13,307 43.6%
佐倉圏域	人口	28,759	28,584	28,150	27,854	27,550	27,223	26,520	19,895
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,030 34.9%	10,155 35.5%	10,246 36.4%	10,304 37.0%	10,354 37.6%	10,369 38.1%	10,369 39.1%	9,418 47.3%
根郷・和田・弥富圏域	人口	29,025	29,101	28,919	28,921	28,910	28,881	28,772	26,540
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	8,174 28.2%	8,368 28.8%	8,611 29.8%	8,774 30.3%	8,867 30.7%	8,922 30.9%	9,031 31.4%	8,669 32.7%

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：各年9月末時点の住民基本台帳人口（外国人人口を含む）

推計：令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(3) 各圏域の地域包括支援センター

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを **1** カ所（計 **5** カ所）設置しています。

○ 各地域包括支援センター一覧

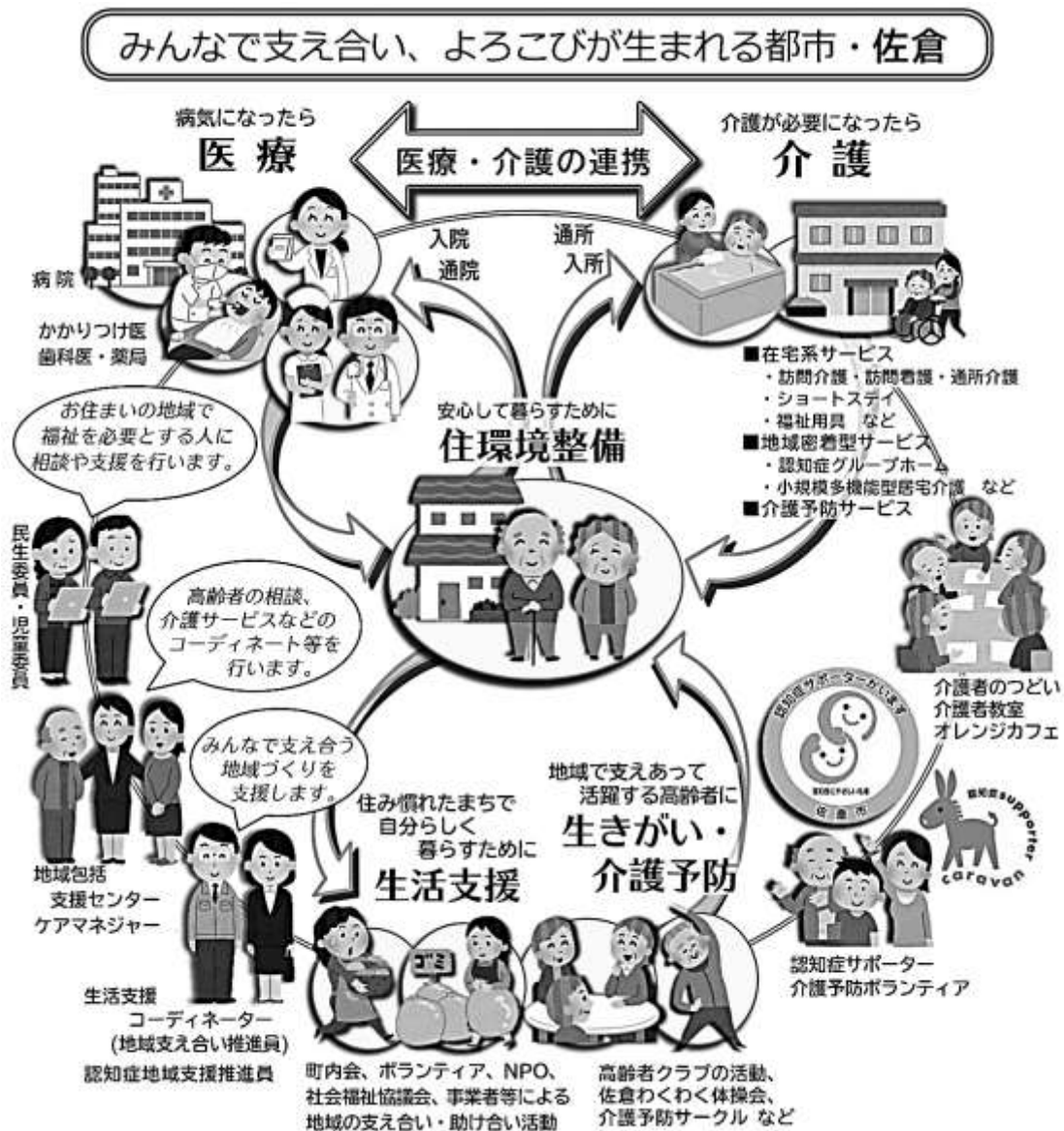
日常生活圏域	地域包括支援センター名称	地 域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、 井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、 南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、 下志津原、中志津、西志津
白井・千代田圏域	白井・千代田 地域包括支援センター	白井、白井田、白井台、江原、 江原新田、角来、印南、八幡台、 新白井田、江原台、王子台、 南白井台、稲荷台、生谷、畔田、 吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、 鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、 最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、 本町、樹木町、将門町、大蛇町、 藤沢町、栄町、城内町、千成、 大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、 上代、高岡、宮前、白銀、 鎗木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、 小篠塚、神門、木野子、城、石川、 表町、大作、大崎台、山王、春路、 馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、 米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、 八木、長熊、天辺、宮本、高崎、 坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、 飯塚、内田、宮内、西御門、七曲

5 地域包括ケアシステムの構築、推進

国では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）と全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでいます。佐倉市においては、国の示す令和22年よりも前に高齢者数がピークになると予測されます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、「予防」・「生活支援」・「医療」・「介護」のサービスを切れ目なく包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。また、体制の充実にあたっては、地域共生社会の実現に向けた「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的視点として取り組みます。

○ 佐倉市の地域包括ケアシステムのイメージ



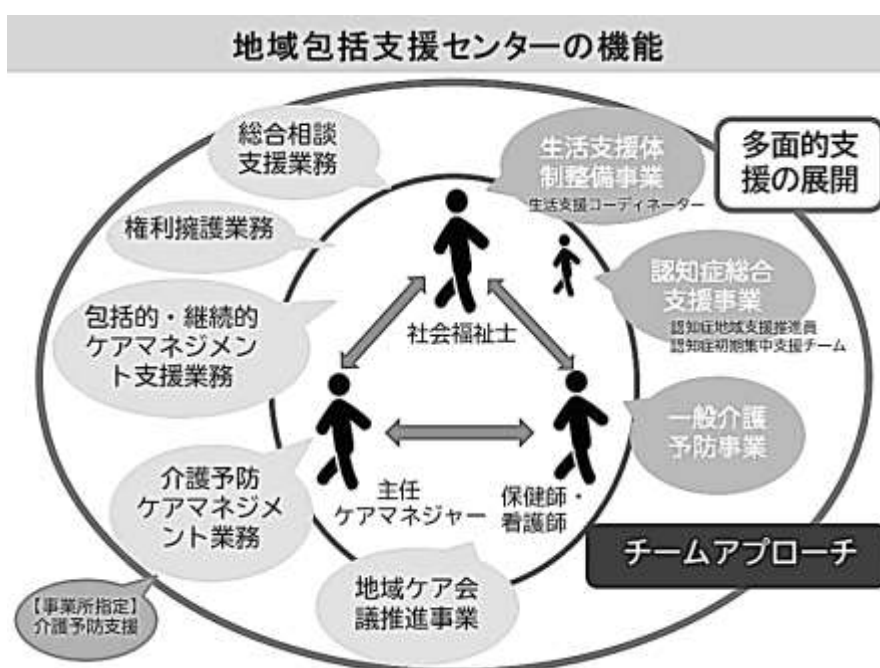
○ 地域包括ケアシステムと「自助・互助・共助・公助」のイメージ



（１）地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成 **18** 年（**2006** 年）からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成 **18** 年（**2006** 年）4月に市直営で運営を開始し、平成 **21** 年（**2009** 年）年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各1カ所（計5カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続



的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組んでいます。

今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営がおこなわれるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターのあり方なども検討します。



第2部 施策





第1章「生きがい・介護予防」

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

1 社会参加の促進と敬老意識の高揚

(1) 高齢者の生きがいにつながる情報の提供

高齢者がいつまでも生きがいをもって元気でいきいきと過ごせるよう、生きがいにつながる情報の提供に努めます。

① 高齢者の生きがいにつながる各種情報の発信

高齢者が、生きがいを持って元気でいきいきと過ごせるよう、市民カレッジ等の学習機会や高齢者クラブやシルバー人材センター等の活動機会に関する情報の提供に努めます。

【主な取組み】

- 市のホームページやこうほう佐倉などにおいて、高齢者が参加可能な市民カレッジ等の学習機会や地域活動や就労等の活動機会などの高齢者の生きがいにつながる各種情報について集約化した上で、情報発信します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者の生きがいに関する情報の発信	情報周知した回数 (回)	-	-	-	2	2	2

(2) 学習機会の確保

高齢者が参加可能な学習機会（市民カレッジ等）の確保に努めます。

① 公民館等における生涯学習等の推進

高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営する公民館活動における生涯学習活動を推進するとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる各種講座の推進を図ります。また、地域福祉センターで開催されている高齢者を対象にした講座や千葉県が主催する生涯大学校等も学習機会として推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市民大学講座運営事業	講座の開催館数（館）	4	4	4	4	4	4

② 各種出前講座の実施

福祉行政はじめ市政についての市民の理解を深めるため、地域の団体等の要請に応じ担当部署の職員が地域に出向いて説明する「出前講座」を実施します。

(3) 活動機会の確保

高齢者が、これまで培った知識や経験を、生きがいづくりや地域づくりに活かすことができるよう、各種活動機会の確保に努めます。

① 地域活動の推進

●高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは、市内在住のおおむね **60** 歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に地域で結成されている単位クラブと各単位クラブの育成指導等を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対して支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者クラブ活動 支援事業	周知回数 (回)	3	3	3	3	3	3
	単位クラブ 数(クラブ)	59	58	58	58	58	58

●老人憩の家の管理運営

老人憩の家は、老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3ヵ所設置し、平成 **18** 年度 (**2006** 年度) からは、市が指定した指定管理者によって管理運営しています。地域活動や趣味的活動、地域コミュニティの拠点として広く利用されておりますことから、今後とも施設目的に沿った利活用の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
老人憩いの家管理 運営事業	利用者数 (人)	28,110	25,504	28,000	28,000	28,000	28,000

●ボランティア活動への支援

市内では、様々なボランティア活動が行われており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。今後も、各種ボランティア活動の支援を行うとともに、高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、ボランティア活動の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
個人ボランティア登録事業	利用者数 (人)	286	280	182	280	280	280
市民公益活動サポートセンター管理運営事業	登録団体数 (団体)	178	177	180	180	180	180

●各種公共施設における各種活動の推進

公民館、コミュニティセンター、地域福祉センター、老人憩の家等の市内の公共施設における、趣味や創作活動、ボランティア活動、地域自治活動等、高齢者による多種多様な活動を推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公民館管理運営事業	利用者数 (人)	291,583	262,319	258,500	130,000	157,800	157,800
コミュニティセンター管理運営事業	利用者数 (人)	259,971	233,828	291,835	293,267	294,713	296,173
地域福祉センター管理運営事業	利用者数 (人)	124,399	131,981	137,700	130,000	130,000	130,000

●世代間交流を育む活動の推進

高齢者の知識や経験について、学校教育などの様々な場面で生かすため、世代間交流が促進されるよう各種取り組みを推進します。

学校教育では、戦争体験や農業体験などの学習機会、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の知識や経験について、児童や生徒などの次世代に伝えていく活動を推進します。

児童センター、老幼の館、保育園等では、遊びや各種行事を通じ、子どもと保護者、高齢者等の様々な世代の交流を推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童センター管理運営事業	利用者数 (人)	147,426	147,643	148,377	149,328	150,279	151,230

② 就労支援

●佐倉市シルバー人材センターへの支援

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、高齢者就業援助法人として、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自立的運営を図り、協働・共助のもとに働くことを基本としています。今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対し支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
シルバー人材センター補助事業	会員数 (人)	1,105	1,165	1,200	1,200	1,200	1,200
	就業延人数 (人)	111,167	113,921	115,000	115,000	115,000	115,000
	年間就業率 (%)	82.5	84.9	90.0	90.0	90.0	90.0

●高齢者福祉作業所の活用

60歳以上の市民で構成する団体を対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入等につながる技術の習得を図るための活動の場として利用されている高齢者福祉作業所について、管理委託するシルバー人材センターと連携を図りながら運用をしていきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
レインボープラザ 佐倉管理運営委託事業	利用団体数 (団体)	180	134	130	130	130	130
	利用者数 (人)	1,896	1,231	1,230	1,230	1,230	1,230

●高齢者のための就業に関する相談及び情報提供

働く意欲のある高齢者の就業機会の情報提供として、定年退職者等の軽易な業務等への就労を援助する佐倉市シルバー人材センターの活動等を広報します。また、市とハローワーク成田が協力して設置運営する地域職業相談室により、高齢者の就労情報を提供するほか、ホームページで就労に関する各種機関を紹介するなど、高齢者等の就業機会の確保に向けた情報提供を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
シルバー人材センター入会説明会	参加者数 (人)	300	381	150	320	320	320
地域職業相談室 運営事業	利用者数 (人)	11,088	3,898	10,000	10,000	10,000	10,000

(4) 敬老事業の推進

市民の敬老意識の高揚を図るとともに高齢者の地域社会への参加及び生きがいの充実を図るための取り組みを推進します。

① おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業の推進

若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が行う取り組みを支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業	実施地区数 (地区)	-	-	7	7	7	7
	敬老率※ (%)	-	-	80	80	80	80

※ お年寄り（地域貢献活動を行っているお年寄り）に対して尊敬していると感じる市民の割合

② 敬老祝金の贈呈

当該年度内に満99歳と満100歳に達する人の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金を贈呈します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
敬老祝金贈呈事業	対象者への 通知件数 (件)	105	109	110	115	115	115

2 いきいき健康づくり

(1) 健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康で安心した生活を送ることができるよう、健康の維持・増進等を目的とした各種の施策やサービスを提供し、高齢者の健康維持・増進を推進します。

① 心とからだの健康づくり

佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」の基本理念「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」のもと、高齢者になっても、健康で自立して暮らすことのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」につながる取組みを推進します。

【主な取組み】

- 生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。
- がん検診や特定健診（健康診査）の重要性を啓発し、受診を勧奨します。
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。（健康教育、健康相談、訪問指導、特定保健指導）
- 生活習慣病予防のために、野菜を多くとれるメニューを広めます。（食生活改善推進員地区活動、出前健康講座、多様な広報媒体の活用）
- ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。（出前健康教育、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、運動指導事業）
- 運動を始め、運動を習慣にできるよう環境の整備を推進します。（マイヘルスプラン普及啓発事業、運動指導事業及び自由開放日の開催）
- 日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。（出前健康講座、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、健康相談、特定保健指導）
- 一緒に運動し励まし合うことができる仲間づくりを支援します。（関係各課・地域の健康増進施設やスポーツ団体等と連携して運動に関する事業や運動している市民団体の情報発信）
- こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。（こころの健康相談、講演会、出前健康講座、広報、ホームページ、リーフレット）

② 歯と口腔の健康づくり

「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を平成26年2月に策定し、市民の歯と口腔の健康づくりを計画的に推進しています。

【主な取組み】

- 歯・口腔と生活習慣病との関係、噛むことの効果を普及啓発します。（出前健康教育、糖尿病予防学習会、健康相談、広報）
- 歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進します。（歯ッピーかみんぐフェア、よい歯のコンクール、市民公開講座）

③ はり、きゅう、マッサージ等利用助成

高齢者等の健康の増進を図るため、**60** 歳以上または身体障害者手帳等を所持している **18** 歳以上の市民のうち、はり、きゅう、 マッサージ等の施術を受ける人を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部補助を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第 7 期実績		第 7 期見込	第 8 期計画		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
はり・きゅう・ マッサージ等 施設利用助成 事業	申請件数 (件)	3,781	3,936	3,800	3,800	3,800	3,800
	発行枚数 (枚)	41,988	43,974	42,000	42,000	42,000	42,000
	助成券 利用率(%)	48.1	47.7	48.0	48.0	48.0	48.0

(2) スポーツ活動の推進

「佐倉市スポーツ振興計画」に定める、ライフステージに応じた健康・体力づくりの取り組みとして、高齢者のスポーツ活動を推進します。

【主な取組み】

- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会等を開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操等を行う「通いの場」を増やしていきます。また、佐倉ふるさと体操等、高齢者でも気軽に行える体操を指導し広めるボランティアの育成と支援に努めます。

3 介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の知識を持ち、実践しながら生活するとともに、生きがいづくりや社会参加の場を確保することが重要です。

高齢者の社会参加と自立した日常生活を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減と重度化の防止を図ります。

また、包括的な介護予防体制の確立のため、事業間の連携や専門職の積極的な関与など、地域共生社会の実現に向けた体制強化に資する施策を推進します。

なお、介護予防事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の状況を的確に把握して、「新しい生活様式」等の感染予防対策を実施します。また、感染症等のまん延状況に応じ、代替の取り組みを検討します。

(1) 一般介護予防事業

生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指して、年齢や心身の状況に関係なくすべての高齢者が参加できる、住民主体の通いの場を拡大・充実して、介護予防を推進します。また、関係各課と連携し介護・医療・健診情報等を活用した介護予防と保健事業の一体的な実施のための調整を進めます。

① 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、住民主体の通いの場や、訪問型・通所型短期集中予防サービスへつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識を普及啓発するため、講演会や各種教室、相談、出前講座等を実施します。あわせて、広報やホームページ、回覧板等の媒体により介護予防の知識普及に努めます。

また、佐倉わくわく体操会等をきっかけとした住民主体の通いの場づくりを継続します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防教室等の開催	回数 (回)	962	950	950	950	950	950

③ 地域介護予防活動支援事業

地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダー等のボランティア養成研修を実施します。また、住民主体の通いの場の充実を図るため、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援します。あわせて、通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職が関与しながら、フレイル予防等の保健指導に取り組みます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防ボランティア	登録人数 (人)	199	200	190	200	210	220
補助金の交付団体	団体数 (団体)	44	49	30	50	50	50
活動支援	回数 (回)	181	175	150	180	185	190
週1回以上活動する通いの場	か所数 (か所)	92	95	95	100	105	110
	参加者数 (人)	1,300	2,003	2,000	2,000	2,100	2,200

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションの視点から保健・医療の専門職による助言等の支援を行い、住民運営の活動の場における効果的かつ継続的な介護予防の取り組みを支援します。また、効果的な介護予防マネジメントや自立支援に向けたサービスを促進するため、地域ケア会議やサービス担当者会議、介護者や介護職員に対して、専門職による支援を行います。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止と、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスの提供に加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりが推進されます。

① 訪問型

【主な取組み】

○ 訪問介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う費用（利用者負担を除く。）を負担します。このサービスは、以前の介護予防訪問介護に相当するものです。

○ 訪問型生活援助サービス（訪問型サービス A）

身体機能等の低下により家事等を行うことが困難な要支援者等に、市の研修を修了した「生活援助ヘルパー」が居宅を訪問し、生活援助を行います（身体介護はしません）。

○ 住民主体の生活支援サービス（訪問型サービス B）

住民主体で要支援者等の日常生活（買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子・網戸の張替え、布団干し、階段の掃除等）の支援を行う団体に対し、運営に要する経費の一部を補助します。

○ 訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービス C）

通常に通所サービスの利用が困難で、早期介入による閉じこもりの予防・改善、生活機能の向上等の支援が必要な要支援者等に対し、市の保健・医療の専門職が住まいを訪問し、介護予防相談と支援を行います。

○ 法人主体の移動サービス（訪問型サービス D）

一人では公共交通を利用した外出が困難な要支援者等へ、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場及び集いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りを行う者に対し、運営費の一部を補助します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第 7 期実績		第 7 期見込	第 8 期計画		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
訪問介護相当サービス	利用者数 (人)	560	525	507	490	473	457
訪問型生活援助サービス	利用者数 (人)	9	8	8	8	8	8
訪問型サービス B 補助金の交付	団体数 (団体)	4	3	6	11	11	11
訪問型短期集中 予防サービス	利用者数 (人)	3	3	5	5	5	5
訪問型サービス D 補助金の交付	団体数 (団体)	2	2	2	2	2	2

② 通所型

【主な取り組み】

○ 通所介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、通所介護施設（デイサービスセンター）が行う、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生活向上のための支援の費用（利用者負担を除く。）を負担します。このサービスは、以前の介護予防通所介護に相当するものです。

○ 通所型短期集中予防サービス（通所型サービス c）

短期間の集中的な支援により心身機能や社会参加の回復が期待できる要支援者等に対して、市の保健・医療の専門職による介護予防プログラムを、通所形式で実施します。

○ 法人主体の通所型サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に対して、社会福祉法人等が自ら管理運営する市内の介護保険施設等で行う、保健・医療・福祉の専門職による閉じこもり予防や自立支援に資する活動の費用の一部を補助します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第 7 期実績		第 7 期見込	第 8 期計画		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
通所介護相当サービス	利用者数 (人)	1,081	1,094	1,164	1,239	1,318	1,402
通所型短期集中 予防サービス	利用者数 (人)	19	23	12	18	18	18
法人主体の通所型 サービス	団体数 (団体)	2	2	2	2	2	2

③ その他の生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者等への見守り等その他の生活支援サービスにかかる地域課題について、地域資源の開発等を行う地域ケア会議や、多様な主体間の情報共有と連携・協働により資源開発等を推進する協議体等の状況を踏まえ、検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター職員等が本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成を行います。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議等を活用した多職種の連携のもとでの個別事例検討や、地域包括支援センター職員向けの研修を実施します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第 7 期実績		第 7 期見込	第 8 期計画		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防ケアマネジメント	要支援相当数 (人)	2,785	2,856	2,975	3,099	3,229	3,864
	延べ利用者数 (人)	10,181	10,147	10,113	10,120	10,120	10,120



第2章「安心な生活の確保」

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

1 安心できる在宅福祉サービスの提供

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者のうち特に支援が必要な人に対して、生活の質の維持等を図るため、介護保険外の在宅福祉サービス等を提供します。

(1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

① 高齢者等ふれあい配食サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な人に、居宅での生活を支援するため、週に1～5回、夕食を配達します。配達は、本人に直接手渡しして、安否確認を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者等ふれあい配食サービス	配食対象者数 (人)	123	116	106	110	115	115
	延べ配食数 (食)	17,557	16,185	14,006	17,680	18,480	18,480

② 緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者等を対象に、疾病・災害等による不測の緊急時に即応するため、居宅に設置する緊急通報装置を貸与します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
緊急通報装置の貸与	貸与対象者数 (人)	167	153	153	170	170	170

③ 高齢者台帳への登録

一人暮らしの高齢者や認知症、寝たきり高齢者等のうち希望者について、見守りや緊急時の対応、各種福祉サービス利用等に役立てる高齢者台帳を作成し、市と民生委員・児童委員、地域包括支援センターの三者で情報を共有します。

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減

① 紙おむつ等の購入費用助成

要介護3～5の在宅の高齢者とその家族の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、該当の要介護者が使用する紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家族支援事業	申請件数 (件)	1,075	1,230	1,350	1,500	1,650	1,800
	助成券利用 実績(件)	15,949	17,716	19,300	21,230	23,300	25,600

② 訪問理美容出張費用の助成

高齢者や障害者のみの世帯の65歳以上かつ介護度が要介護4以上で、疾病等の理由で外出が困難な人を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける場合の出張費用の一部を助成します。

③ 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど社会的対応が困難で、介護保険サービスの対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助します。

④ 福祉タクシー利用料金の助成

高齢者台帳に「寝たきり」と登録されている人に、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付し、外出のためタクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

⑤ 介護者教室

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と介護相談を行います。

⑥ 介護者のつどい

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護者のつどい	申請件数 (件)	40	35	19	40	40	40
	延べ参加者 数 (人)	274	287	146	304	344	385

⑦ 介護マークの交付

介護中であることを周囲に理解されるための介護マークを、介護をする人に交付します。また、介護マークや制度の普及啓発のため、公共施設等に、啓発用ポスターの掲示やパンフレットを設置します。

(3) 見守り支援・もしもの時の支援

① 高齢者安心カードの交付

外出時に携行することで万一の救急時や災害時の適切な対応に役立てるため、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等を記載する名刺サイズの高齢者安心カードを、市内に居住の**60**歳以上の人に提供します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者安心カード 提供事業	提供枚数 (枚)	30	43	50	60	70	80

② 救急医療情報キットの給付

緊急時等に必要な情報（かかりつけ医療機関、持病・服薬、緊急連絡先等）を記入して冷蔵庫内に保管することで、救急時や災害時の適切な対応につなげるため、救急医療情報キットを市内に居住する**75**歳以上の人に給付します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者安心キット 給付事業	周知回数 (回)	2	2	2	2	2	2
	配布数 (枚)	3024	2,881	2,800	3,000	3,750	3,850

③ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク

高齢者の異変等を発見した場合に、市や地域包括支援センターに連絡する協定を、地域の各家庭を対象に業務を行っている事業者と締結しています。協定事業者の協力により、高齢者を地域においてさりげなく見守ることで、早期の対応を図ります。あわせて、協定締結事業者の拡大に努めます。

④ 2市1町SOSネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する2市1町SOSネットワーク連絡協議会により、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、FAXや防災無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。

認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保のため、事前登録により、「SOSステッカー」(靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー)を交付します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
2市1町SOS ネットワーク	検索回数 (回)	30	32	23	40	40	40
	事前登録者数 (ステッカー 交付数)	30	35	25	40	40	40

⑤ 高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制の強化を図るとともに、高齢者の生活状況や位置情報等を把握することができる「見守りサービス機器等」を設置、導入した際の初期費用等の一部を補助します。

(4) 高齢者の安全運転支援

高齢ドライバーの交通事故防止及び事故時の被害を軽減するため、安全運転支援装置設置費用の一部を補助します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者安全運転 装置促進事業	補助件数 (件)	-	-	103	120	120	120

2 認知症にやさしい佐倉の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっての身近なものになっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人とその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していきます。

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発

① 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。

認知症の人と特に関わることの多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、子どもや学生に対する養成講座の拡大に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター 養成講座	開催回数 (回)	52	45	10	40	40	40
	受講者数 (人)	1,602	1,616	150	600	600	600
	サポーター 数 (人)	20,057	21,673	21,823	22,423	23,023	23,623

② 広報やリーフレットなどによる、認知症の理解促進等

広く市民の認知症への理解を深めるとともに、認知症の人やその家族が、早期の気づきにより医療・介護の専門職への適切な相談ができるよう、広報活動を行います。また、認知症ケアパスを本人の視点が反映されるよう改訂し、相談に活用します。

世界アルツハイマーデー（9月21日）を中心として、世界アルツハイマー月間である9月において、イベントの実施や、普及啓発に係る取り組みを行い、認知症の理解の促進を図ります

③ 認知症サポート医、認知症専門医による普及・啓発

講座等を通じ、地域住民や認知症の人の家族、介護サービス関係者等に認知症の正しい知識の普及を図ります

(2) 予防

運動不足の改善、社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の予防には有効です。

このことから、地域において高齢者が身近に通うことのできる「通いの場」を拡充します。(第1章「3 介護予防の総合的な推進」参照)。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 物忘れ相談の実施

物忘れや認知症について不安がある人とその家族を対象に、専門医等による物忘れ相談を実施します。受診の必要性の判断と、軽度認知障害(MCI)の早期発見により、認知症予防の支援につなげます。

② 認知症初期集中支援チームの配置

認知症の人と医療受診や介護サービスを受けていないものの認知症が疑われる人を対象に、各地域包括支援センター内の「認知症初期集中支援チーム」と認知症サポート医が支援計画を作成し、受診や介護サービスへの利用支援等の初動対応を包括的・集中的に行うことで、家族負担の軽減と在宅生活の継続を支援します。

③ 認知症連携シート「さくらパス」等の積極的な活用推進

認知症の人と家族を支える多職種が連携し、情報を共有するため、連携パスの活用を促進します。

④ 多職種連携研修会の開催

認知症のケアには多職種の協働が必要なため、知識や技術の習得を目的とした合同研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

⑤ 認知症地域支援推進員の配置

認知症施策の推進役を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、医療と介護の連携づくりを推進します。

⑥ 認知症カフェの開設

認知症の人と家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」を開設し、認知症の人を支えるつながりと、認知症の方の家族の介護負担を軽減します。

⑦ 家族介護支援事業（介護者教室・介護者のつどい）の開催

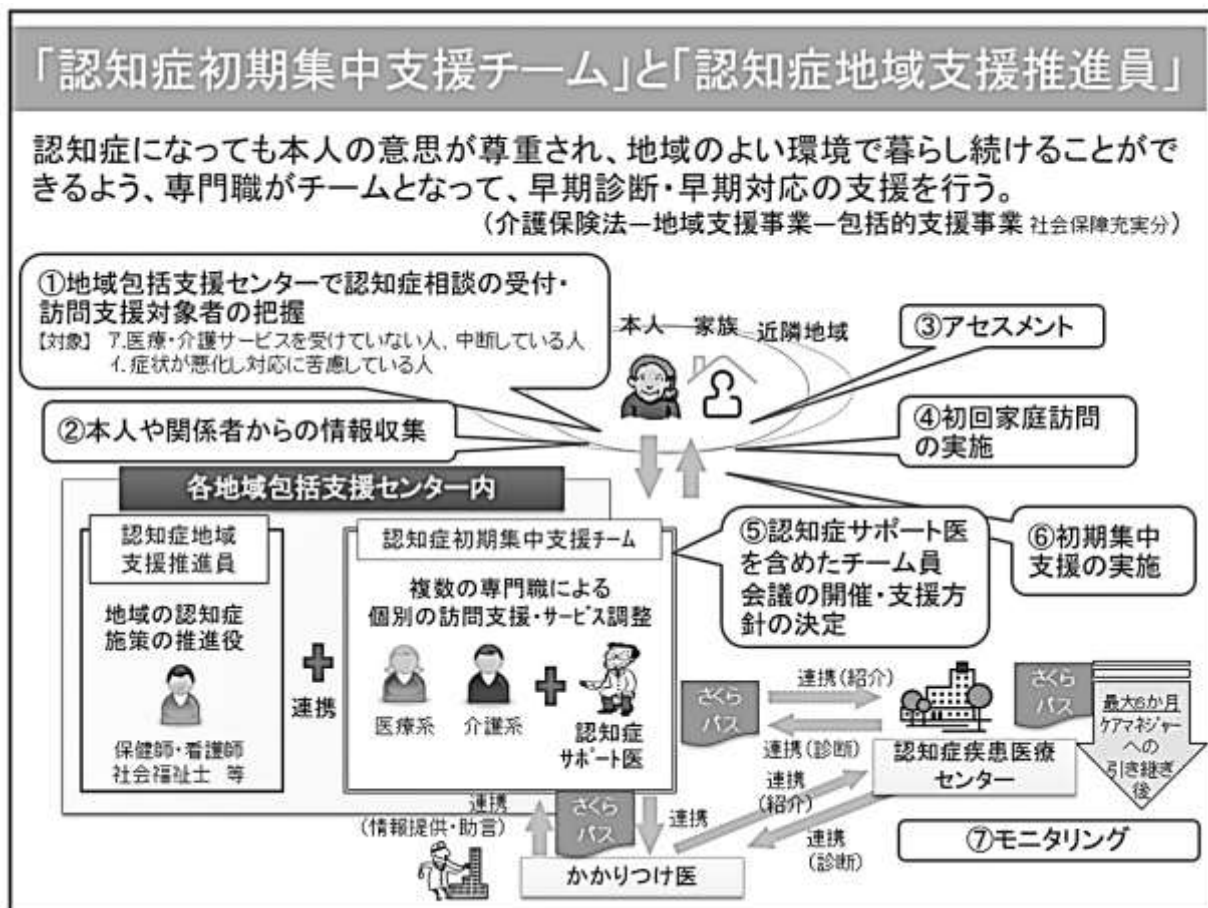
介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と

介護相談を行います。(第2章「1 安心できる在宅福祉サービス」(2)⑤の再掲)

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

(第2章「1 安心できる在宅福祉サービス」(2)⑥の再掲)

○「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」



【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症初期集中支援チーム	チーム数 (チーム)	5	5	5	5	5	5
認知症地域支援推進員	配置人数 (人)	5	5	5	5	5	5
認知症カフェ	開催数 (回)	9	9	6	9	9	9

(4) 認知症バリアフリー、若年性認知症の人の支援、社会参加支援

① 認知症高齢者声かけ訓練の実施

認知症の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り支援体制を整えるため、認知症高齢者に対する声のかけ方訓練を実施します。

② 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

若年性認知症に係る理解の促進を図りながら、若年性認知症の人が社会参加し活動することができる支援体制づくりを推進します。

③ チームオレンジの整備

地域に暮らす認知症の人と家族の困りごと等の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の構築とその活動を推進します。

④ 高齢者の虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。(第2章「3 権利擁護と地域の見守り」(3)②を引用)

⑤ 2市1町 SOS ネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体とする「2市1町SOSネットワーク連絡協議会」により、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、FAXや防災無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。

認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保のため、事前登録により、「SOSステッカー」(靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー)を交付します。(第2章「1 安心できる在宅サービス」(3)④の再掲)

⑥ 成年後見制度利用支援

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関(佐倉市成年後見支援センター)が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。(第2章「3 権利擁護と地域の見守り」(1)①の引用)

3 権利擁護と地域での見守り

高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及と制度の活用の促進を図ります。また、地域の関係機関と連携して、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりを進めます。

(1) 成年後見制度

① 成年後見制度利用促進

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関（佐倉市成年後見支援センター）が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。

② 成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず親族による申立が期待できない高齢者について、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。あわせて、費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人等の報酬を助成します。

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症等により判断能力が不十分なため、生活上に何らかの問題を抱える高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的金銭管理等の援助を行っている佐倉市社会福祉協議会につなぐ等、地域と連携して支援をしていきます。

(3) 高齢者の虐待防止

高齢者虐待は、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応とともに、高齢者と養護者への支援が必要です。地域住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による地域の見守りを行うとともに、「虐待防止ネットワーク」を活用して、高齢者と養護者に対する支援を行います。

① 高齢者を取りまく地域における見守り意識の高揚

高齢者虐待の早期発見には、高齢者のわずかな異変を察知できる、居住する地域の人々等による日常における気付きが重要です。このため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」等による関係機関の情報共有と連携の強化を図るとともに、広報やホームページ等を活用し、高齢者虐待に関する正しい知識の普及と、虐待防止への地域の意識の高揚を図ります。

② 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。

(4) 養護老人ホームへの適切な入所措置

在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、老人福祉法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置を適切に行っていきます。

4 在宅生活を支える体制の充実

(1) 生活支援体制の整備

増加する単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者に対して、医療、介護のサービス提供にとどまらず、市が中心となって、さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

また、就労的活動などを含めた、役割がある形で高齢者の社会参加を促進する取り組みを検討していきます。

① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握を行い、生活支援等サービス提供体制整備の推進に努めます。

② 協議体の設置及び運営

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が、情報の共有・連携強化を図るため、協議体を随時設置し、高齢者の生活を支える仕組みづくりを進めていきます。協議体には、地域住民や関係団体等にも参加を促し、地域の中での課題や不足する資源について、課題解決及び資源開発に向けた検討を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
協議体	開催回数 (回)	28	21	10	20	20	20

(2) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施、また、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を実施します。

① 地域ケア個別会議の実施

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、**NPO** 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。

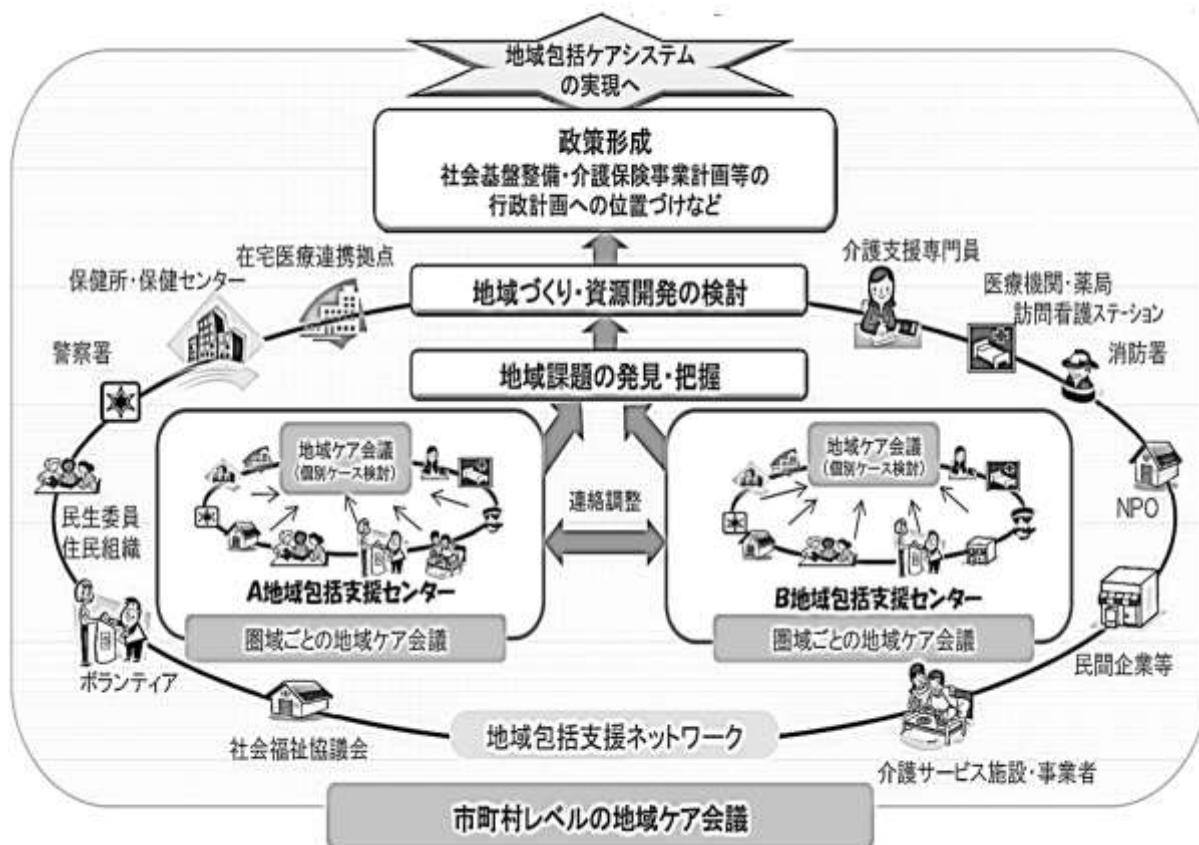
② 地域ケア推進会議の実施

個別事例を検討する会議から、地域課題の抽出を行い、地域課題の解決を検討していきます。

③ 介護予防のための地域ケア個別会議の取組強化

高齢者が尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多職種が連携しながら自立支援に資するケアマネジメント、ケアを提供するための体制づくりを強化していきます。

○ 地域ケア会議を活用した個別課題解決から地域包括ケア実現までのイメージ



「地域ケア会議推進に係る全国担当者会議」資料より

5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に行動できる都市環境を目指して、市民、民間事業者等との連携を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

① 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠して、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

② 公共公益施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

公共公益施設等の整備では、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に従い、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザイン※による施設づくりを行います。また、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当する開発行為や商業施設等の整備について、事前協議段階より、高齢者・障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインによる整備を要請します。

※ユニバーサルデザイン

普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

(2) 安心して利用できる交通基盤の整備

高齢者が道路等の公共空間や公共交通を利用する際に障がいとなる、段差、自動車や自転車の通行等の危険・不都合な場所の改善解消を図り、全ての人が安心して利用できるよう、さまざまな交通基盤の整備や施策の推進に努めます。

① 道路整備

高齢者等が快適に行動できるように、道路沿いの土地所有者や居住者等の理解と協力を得ながら、市街地における歩道の整備、視覚障がい者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配と段差の解消を進めます。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障がい物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩用スペースの確保等、高齢者等の負担を軽減するための整備を進めます。

② 公共交通の整備

高齢者等の社会参加の促進や日常生活における移動手段の確保のため、民間路線バスや佐倉市コミュニティバス等による公共交通網の維持、充実を図っていきます。また、エレベーターやエスカレーター、車いす対応トイレの設置が未整備の鉄道駅については、公共交通事業者の整備計画等を踏まえて、支援をしていきます。

③ 交通安全の推進

高齢者・障がい者等が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備を関係機関に要請します。あわせて、高齢者等の安全・安心な外出や移動を確保するため、高齢者等の通行に配慮した自転車・自動車の走行、駐輪・駐車マナー等の啓発を行い、交通安全を推進します。また、交通安全の啓発資料を配布して、高齢者自身の安全対策を呼びかけます。

④ 移動が困難な高齢者に対する支援

NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護者や身体障害者等に対して実施する福祉有償運送について、福祉有償運送運営協議会において指導、助言します。

移動が困難な高齢者等に対し、通院の送迎や買い物等の移動を支援する外出支援サービスや宅配サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。

(3) 高齢者が生活しやすい住まいの整備

高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、住まいに関する相談活動や情報提供に努めます。また、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができるよう、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

① 市営住宅の改修

高齢者が安全・安心に市営住宅に居住することができるよう、改修にあわせてバリアフリー化を進めていきます。

② 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者（開発事業者・建築主等）に対して要請・指導を行います。

また、有料老人ホームについては、千葉県と情報の共有を図りつつ、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した立地等、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの整備を図ります。

③ 介護保険サービスにおける住宅改修費支給

要支援・要介護の認定を受けている人に対し、必要に応じてリハビリテーション専門職等による点検を行いながら、介護保険サービスによる住宅改修費を支給します。

④ 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

高齢者の住まいに関する相談に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人及び佐倉市住宅相談協議会との連携による対応や、空き家バンク制度、近居・同居住替支援事業等補助制度の周知により、相談活動や情報提供を行います。

また、住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、千葉県住まいづくり協議会やと連携して、住まい探しや居住支援サービスに関する情報提供等を行います。

⑤ 高齢者施設の整備方針について

令和 **22** 年（**2040** 年）の人口状況を視野に入れ、かつ、地域包括ケアシステムの進展を考慮して、第 **8** 期計画期間における適正な施設整備を進めます。

6 地域包括支援センターの運営

(1) 安定した事業運営

地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助などを行い、日常生活の質の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援します。

① 地域包括支援センターの設置

地域の高齢者の利便性を確保するため、日常生活圏域ごとに地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）を1カ所設置します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域包括支援センター	設置数 (か所)	5	5	5	5	5	5

② 専門職の配置

相談者の多様なニーズに答えられるよう、センターごとに福祉や保健の専門職を配置します。また、生活支援コーディネーター等を配置し、介護予防や生活支援サービスの提供体制の充実を図ります。

○ 配置基準

円滑なセンター運営のため、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの職種※（以下、「3職種」といいます。）を配置するものとし、その人員配置基準は、以下のとおりとします。

※ 3職種に準ずる者を含む。

【ア 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人未満の場合】

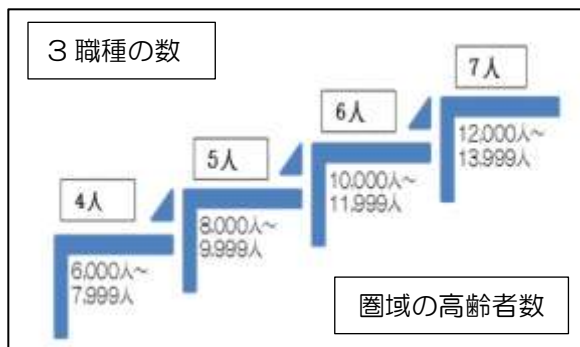
第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	職種及び職員数		
	保健師・看護師	社会福祉士	主任介護支援専門員
概ね1,000人未満	3職種のうち1～2名		
1,000人～1,999人	3職種のうち2名		
2,000人～2,999人	1名	いずれか1名	
3,000人～5,999人	1名	1名	1名

（佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例第3条）

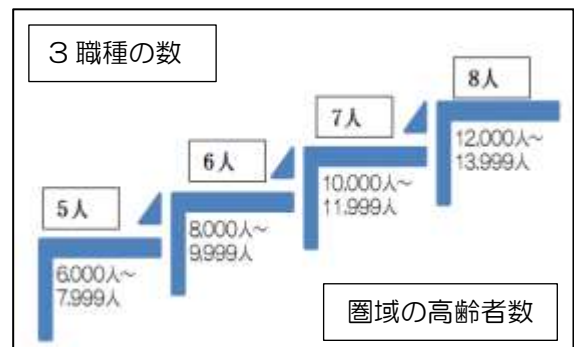
【イ 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人以上の場合】

圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、以下のとおりとします

A. 志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉圏域



B. 根郷・和田・弥富圏域



○ センター職員配置体制

3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置するほかに、介護予防及び認知症の総合的支援の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職、生活支援体制整備事業の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職の計2名（3職種以外でも可）を配置します

【ア 志津北部地域包括支援センター配置人数】

※ ア～オの「その他職員」は、3職種が兼務しています。

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	3職種 (人)	6	6	6	7	7	7
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【イ 志津南部地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	3職種 (人)	6	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【ウ 臼井・千代田包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	3職種 (人)	7	7	7	7	8	8
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【エ 佐倉地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	3職種 (人)	5	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【オ 南部地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	3職種 (人)	5	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

(2) 多様な相談体制（総合相談）

日常生活の中での様々な困りごとや相談に対し、相談者に寄り添いながら、迅速かつ的確に情報を提供します。また、情報を共有した上で、より良い解決策を相談者と共に見出していける体制づくりを推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合相談	相談件数 (件)	4,769	4,856	4,943	5,031	5,121	5,213

(3) 専門職による介護支援専門員の支援体制

介護が必要な方、また、介護が必要となる可能性がある個々の相談者に対し、より具体的・専門的に介護に関する情報を提供します

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護支援相談員 相談件数	相談件数 (件)	553	505	580	580	580	580

(4) 圏域間の連携

それぞれの日常生活圏域において把握された課題や解決策について、市及び各センター間で情報を共有し、より強固な体制づくりを推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
連携会議	会議回数 (回)	17	18	20	20	20	20

(5) センターの事業評価

センター業務を点検するための仕組みを検討した上で、実際に評価した結果を、事業の改善や適切なセンター運営に反映できるよう、適正な評価を実施します。

7 災害・感染症対策の推進

近年、大地震、河川の氾濫、土砂崩れ等の大規模な災害や、新たな感染症の流行等により高齢者が犠牲となる事例が相次いで発生しています。

高齢者は、運動能力の低下等で迅速・的確な避難行動等が取り難いため災害の犠牲になりやすく、また、老化や生活習慣病等による抵抗力の減退等に伴い感染症に罹患すると重症化の危険性が高いことから、これらの危機に関する対策の充実を図る必要があります。

(1) 災害への対策

「佐倉市地域防災計画」等に沿って、地震や水害等災害時における高齢者の生活を支える取り組みを進めます。

① 高齢者施設の整備方針について

東日本大震災を契機として、社会福祉法人と協定を締結し、市内の社会福祉施設を高齢者等の福祉避難所として活用する体制を築いています。さらに新設される施設との協定締結を推進するとともに、地域団体等と連携した避難訓練や検討会等の実施など災害時の実行性を高めるための取り組みを進めます。あわせて、被災時における施設のライフライン等確保のための検討を進めます。

② 在宅避難者への対応

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア団体、福祉サービス事業者等が連携して、在宅で避難生活をおくる要配慮者に対する訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握のための連絡体制の整備を図ります。

(2) 感染症等による健康危機への対応

「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿って、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切でわかりやすい広報等による啓発に努めます。あわせて、感染症の流行時には、関係機関等との連携協力の下に、感染症のまん延予防に努めます。



第3章「医療・福祉」

～いつまでも自分らしく生きるために～

1 在宅医療・介護の連携と推進

(1) 医療・介護連携における課題の把握と対応策の検討

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことが出来るように、地域の医療・介護関係者へのヒアリングや実態把握を行い、在宅医療・介護連絡会議において対応策を検討します。

(2) 医療・介護関係者に対する相談体制の構築

地域の医療介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行います

(3) 地域住民への普及啓発

在宅での療養が必要になったときに、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する学習会や講演会を開催します。

あわせて、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、自分の受けている医療や介護の情報、緊急時の連絡先、万が一の場合の延命治療等に関する意思から葬儀についての考えまでを記入することができる「わたしらしく生きるを支える手帳」の普及・活用を通じて終活支援を行います。

(4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進

在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者が速やかに情報共有する体制の整備をすすめます。終末期までの切れ目のない医療と介護の提供体制の整備に向けて、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修会や事例検討会を開催して、各専門職がお互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築していきます。

2 介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が後期高齢期を迎える令和7年（**2025**年）を目前に控え、必要とされるサービス水準を確保し、適正に介護保険サービスの提供がおこなえるよう、介護基盤の充実促進と、保険者機能の向上を図るための体制を整備します。

（１）介護保険サービスの推進

介護を必要とする段階となった高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き在宅サービスの充実を図ります。また、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。あわせて、高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行います。

① 事業所の整備

一般高齢者等の調査で、介護が必要になった場合に在宅介護を希望するとの回答が4**0.0**%と多数を占めていること等を踏まえ、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅生活を支える居宅サービス、**24**時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実を図ります。

なお、施設サービスの整備目標策定にあたっては、市内全域を基本単位とし、事業者への聴取や働きかけを実施しながら、原則公募によりサービス基盤の整備を進めます。

② 事業者への支援

介護保険サービス事業所の運営や経営状況、サービス提供の状況把握に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、きめ細やかな相談対応や事故防止に向けた適切な助言をおこなうことにより、事業者のサービスの質の向上を支援します。あわせて、介護保険サービス事業者間で構成する各種連絡協議会等との連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会等の活動を支援します。

さらに、事業所指定届や変更届等は共通様式とする、押印の見直しや郵送等による申請の勧奨を積極的に行う等により、文書負担や来庁負担の軽減を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症流行下における介護保険サービス提供の継続と事業の安定的な運営に資するため、引き続き介護保険サービス事業所に対し、必要な支援を行います。

③ 共生型サービスの円滑な導入

佐倉市では、平成 29 年（2018 年）の共生型サービス開始以前から、障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供を行っており、当事者が 65 歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。今後も、この支援方針を継承するとともに、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所への共生型サービス事業所の円滑な導入の支援など、障害者が 65 歳以上になっても使い慣れた事業所で安心してサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

（２）介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化

法令等に基づく基本的なサービスを提供し、介護保険制度への信頼を維持していくために、事業者の指導及び育成を行います。また、適正な保険料の徴収と給付の推進し、適切なサービスを提供することにより、持続可能なシステムを維持するよう努めます。

① サービスの質の担保

市が指定している地域密着型介護サービスや介護予防支援、居宅介護支援の事業者に対し、事業者支援を基本とした指導を効果的に行い、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いの周知徹底を図ります。

基準違反などが疑われる場合には監査を実施し、違反などが認められた場合には公正かつ適切な措置を行い、介護サービスの質の確保・向上と介護保険制度への信頼性の維持に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第 7 期実績		第 7 期見込	第 8 期計画		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
サービスの質の担保	集団指導回数(回)	2	0	2	2	2	2
	実地指導回数(回)	0	26	0	20	20	20

② 適切な要介護認定の推進

高齢者人口の増加に伴い申請者数と経費も増加する中、必要な介護サービスを迅速に提供するために、認定調査と審査判定が速やかに実施できるよう、介護認定審査会や認定調査員の体制を整備します。あわせて、電子化等による事務効率化に努めます。

また、公平かつ適正な認定調査及び審査判定を行うため、国の基準に基づき事務を

執行するとともに、審査会委員や認定調査員への研修等を実施し、適切な運用を図っていきます。

③ 介護給付適正化事業の推進

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的として、介護給付適正化事業を行います。

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検（ケアマネジメント研修会を含む）、③住宅改修の適正化（実地検証）、福祉用具購入・貸与調査、④医療情報との突合、縦覧点検、⑤介護給付費通知、給付実績の活用など引き続き適正化に取り組みます。

感染症流行等、実地指導が困難な場合にも、必要な人に効果的に適切なサービスが提供されているかを確認するため、随時、居宅介護支援事業所を抽出してケアプランの点検を実施し、介護支援専門員の資質・専門性の向上などを支援するとともに、その手法について研究を進めます。その他、安定した介護保険制度運用のため、被保険者をはじめ広く市民に介護保険制度の周知を行い、適切な利用を促していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
適正化主要5事業 の実施数	事業数 (事業)	5	5	5	5	5	5

④ 低所得者等の負担軽減

低所得者等が、介護サービスの利用を制限されないことがないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進などを図り、高齢者の所得状況に配慮した負担軽減策を実施します。また、サービスの利用控えによる重度化防止や家族の介護疲れを防ぐためにも、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される高額介護サービス費や、所得・資産が一定以下の場合に利用できる負担限度額制度、また、災害時における減免制度など、個別の制度の周知に努めます。

(3) 介護サービスの質の向上

ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、介護事業者の業務効率化への取り組みを支援します。

深刻化する介護人材不足に対応するために、介護の仕事に対するイメージの向上や各

種啓発、情報提供、人材確保に向けたさまざまな支援を充実します。

多様化する高齢者のニーズに応じてきめ細かなサービスを提供するため、苦情相談体制を充実させるとともに、介護相談員派遣事業等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

① 苦情相談体制の充実

利用者本位の適切なサービスを受けることができるよう、また、介護サービスの質の向上につながるよう、相談体制の充実を図ります。苦情解決にあたっては、その内容に応じて、地域包括支援センターや千葉県、千葉県国保団体連合会などと連携し、解決を図っていきます。

② 介護相談員派遣事業の実施

利用者や家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行うことで、苦情に至る事態を未然に防止するなど、介護サービスの質の向上を図るため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等に、介護相談員を派遣しています。今後も、施設の増加や施設における困難事例に対応できる介護相談員体制づくりを進めるとともに、相談員制度の普及啓発と活動の充実を図りつつ、介護サービスの質の向上や虐待の未然防止等を推進していきます。

③ 介護人材の確保と資質の向上

団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年に向けて、高齢者が必要な介護サービスを利用するためには、介護サービス事業者が十分に人材を確保したうえで、その職場が長く働き続けることができるものであることが必要です。

市内の4割弱の事業所では平均3人の人材が不足し、9割弱の事業所では職員数に余裕はないと捉えていることから、必要となる介護人材の確保に向けて、資格取得支援や研修受講の支援を行うとともに、特別養護老人ホーム等における介護ロボット活用等による業務効率化や労働負担の軽減等の検討を進め、介護職場の環境改善を図ります。あわせて、資格取得にかかる費用の助成について検討を進めるとともに、広報等を通じて介護の仕事のイメージ向上に努めます。

④ 介護従事者への支援と業務効率化

介護人材の確保にあたっては、事業者に対する処遇改善等、各種加算の取得に関する説明や、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備等を一体的に取り組みます。また、介護現場における業務仕分けやロボット・ICT（情報通信技術）の活用、元気高齢者の業務参入による業務改善など、介護現場の革新の取組を進めます。

あわせて、介護離職防止のため、雇用担当部局と連携しての職場環境の改善に関する普及啓発等に取り組みます。

（４）介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類が多様化している中、サービスを必要としている人が適切なサービスを選択できるよう、市民と事業者には情報をわかりやすく提供します。

① 介護保険や福祉制度に関する情報の提供

【主な取り組み】

○ 制度案内の充実

介護保険制度やサービスを紹介する「みんなの介護保険」や福祉制度に関する情報を掲載している「地域資源ブック」などによる全般的な制度案内の充実に努めるとともに、ホームページを活用した迅速な情報提供など、さまざまな方法により制度の周知や普及を図ります。

○ 出前講座等を活用した啓発

地域の団体等の求めに応じ、市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、出前講座を開催します。あわせて、民生委員・児童委員等の協力を得ながら介護保険や福祉の制度の啓発を行います。

② 介護サービス事業者に関する情報の提供

介護サービス事業者に関する情報提供のために、厚生労働省が管理運営する「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営する「ちば福祉ナビ」のリンクを市のホームページに置いています。

介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用のほか、各事業所の情報公開を進め、市民が希望に沿ったサービスを選択できるよう、サービス提供事業所の特色や、質の向上のための取り組みのわかりやすく情報提供に努めます。

第3部

介護保険

サービス量と

介護保険料





第1章 介護保険サービス見込量

1 佐倉市の介護保険事業の特徴（令和2年度）

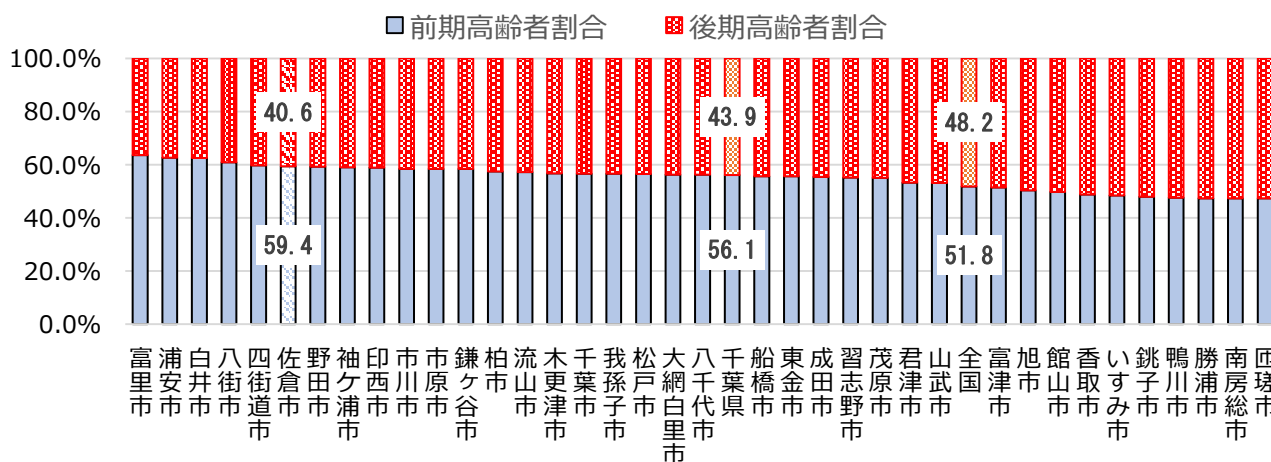
厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム（<http://mieruka.mhlw.go.jp/>）を用いて、佐倉市の介護保険に関するデータを把握・分析しました。

（1）人口及び世帯（平成27年国勢調査データ）

①高齢化率及び前期・後期別高齢者割合

佐倉市は、全国・千葉県と比較して、高齢化率は高い状況ですが、前期高齢者の割合が高く、後期高齢者の割合が低い傾向となっています。

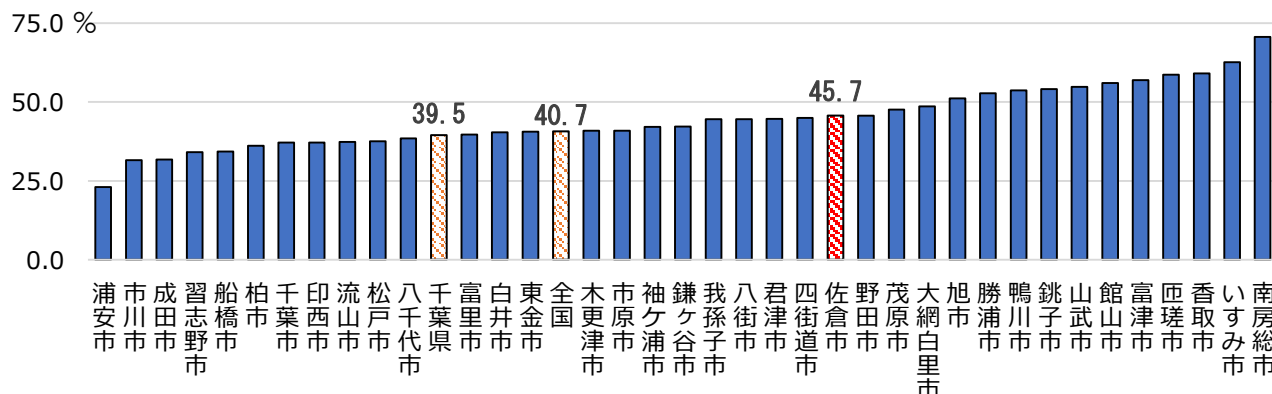
	佐倉市	千葉県	全国
高齢化率	28.6%	25.5%	26.3%
前期高齢者（65歳以上 75歳未満）割合	59.4%	56.1%	51.8%
後期高齢者（75歳以上）割合	40.6%	43.9%	48.2%



出典：厚生労働省「見える化」システム A2.高齢化率、A3-a.前期・後期別高齢者割合 平成27年（2015年）時点

②高齢者を含む世帯の割合

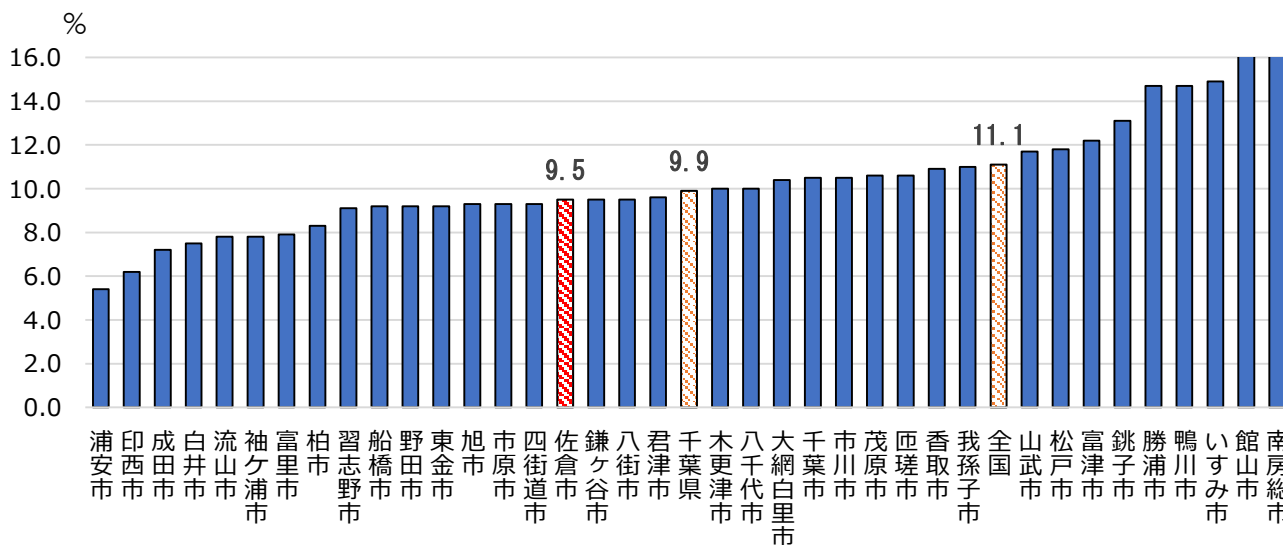
佐倉市は、全国・千葉県と比較し、高齢者を含む世帯の割合が高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A6-a.高齢者を含む世帯の割合 平成27年（2015年）時点

③高齢者独居世帯の割合

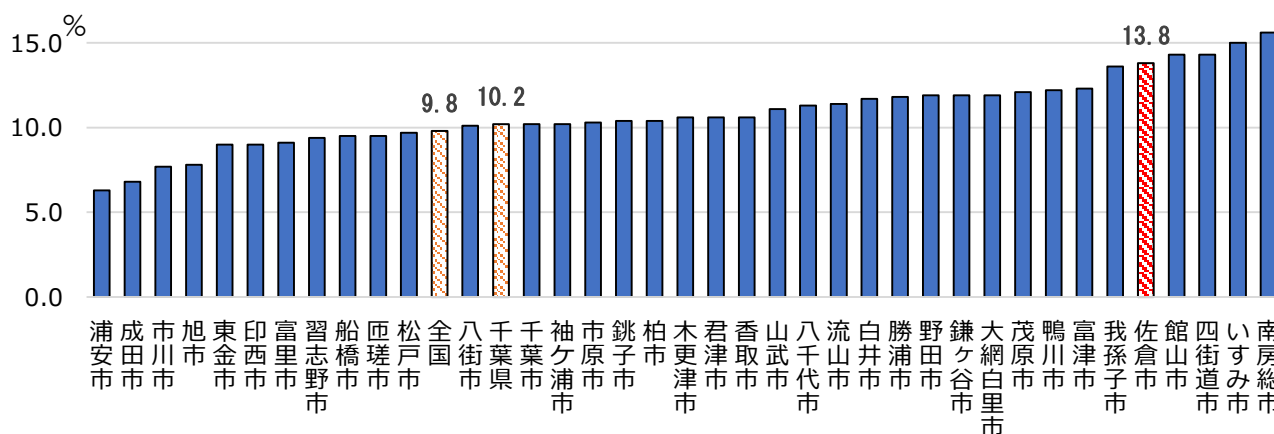
佐倉市の高齢者独居世帯数は**6,529**世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者独居世帯の割合は低い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化システム」 A7-a.高齢独居世帯の割合 平成 27 年（2015 年）時点

④高齢者夫婦世帯の割合

佐倉市の高齢者夫婦世帯数は**9,470**世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者夫婦世帯の割合は高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化システム」 A8-a.高齢夫婦世帯の割合 平成 27 年（2015 年）時点

考 察

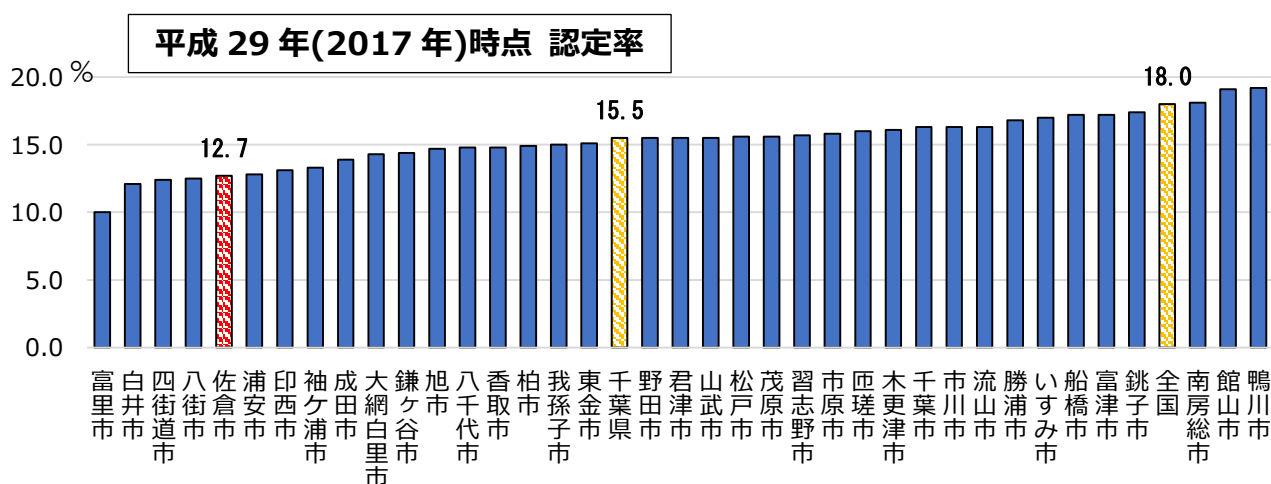
高齢化率は、全国や千葉県平均よりも高いものの、前期高齢者（**65** 歳以上 **74** 歳未満）の割合が高いのが特徴です。また、高齢者独居世帯の割合はそれほど高くなく、高齢者夫婦世帯などの高齢者を含む世帯の割合が比較的多い状況といえます。

(2) 認定

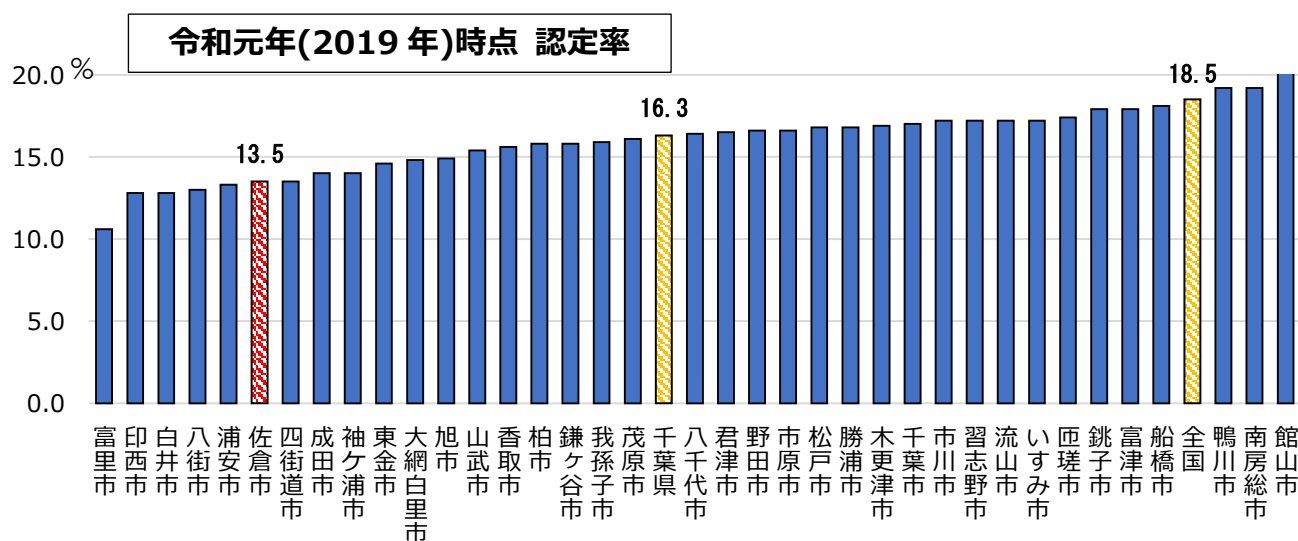
①要介護（要支援）認定率

認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。令和元年度における佐倉市の認定率は、平成29年度と比較すると0.8ポイント上昇しています。

	佐倉市	千葉県	全国
平成29年（2017年）時点 認定率	12.7%	15.5%	18.0%
令和元年（2019年）時点 認定率	13.5%	16.3%	18.4%



出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a.認定率 平成29年（2017年）時点

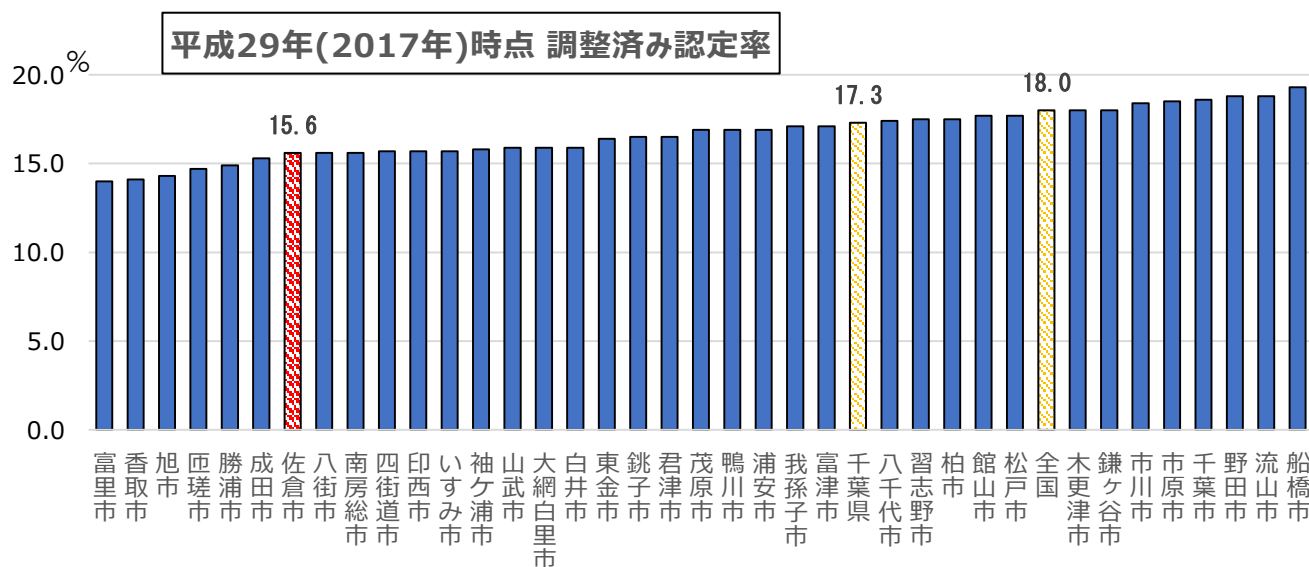


出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a.認定率 令和元年（2019年）時点

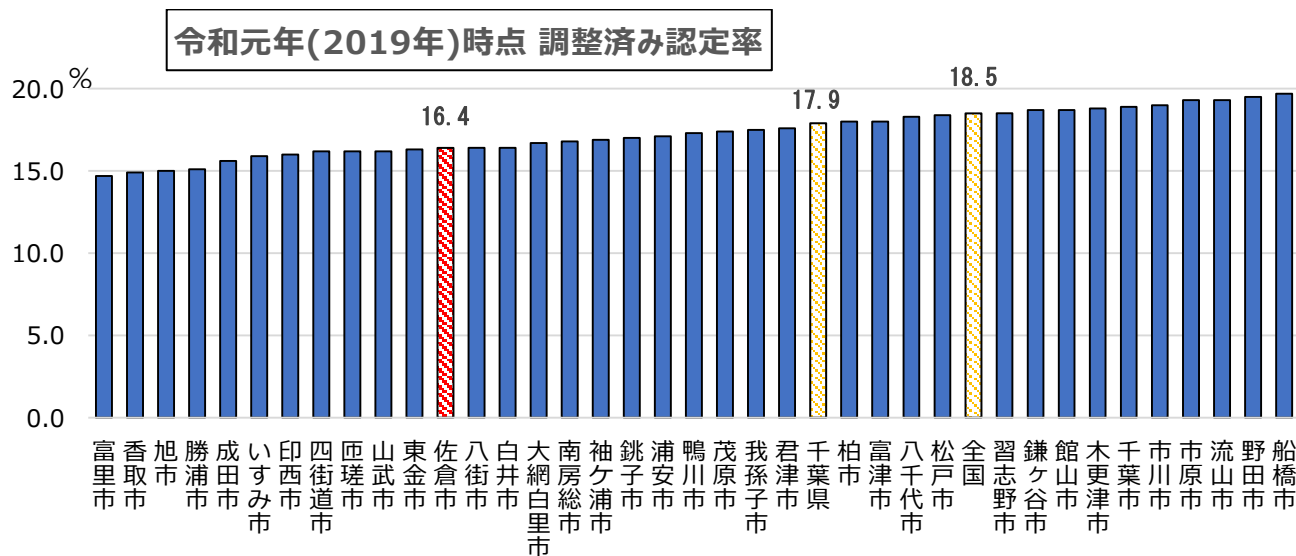
②調整済み要介護（要支援）認定率

一般的に後期高齢者の認定率は、前期高齢者のそれよりも高くなるので、大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率である調整済み認定率を用いて比較します。

調整済み認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっていますが、平成29年度に比べ、令和元年度は0.8ポイント上昇しています。



出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a.調整済み認定率 平成29年(2017年)時点

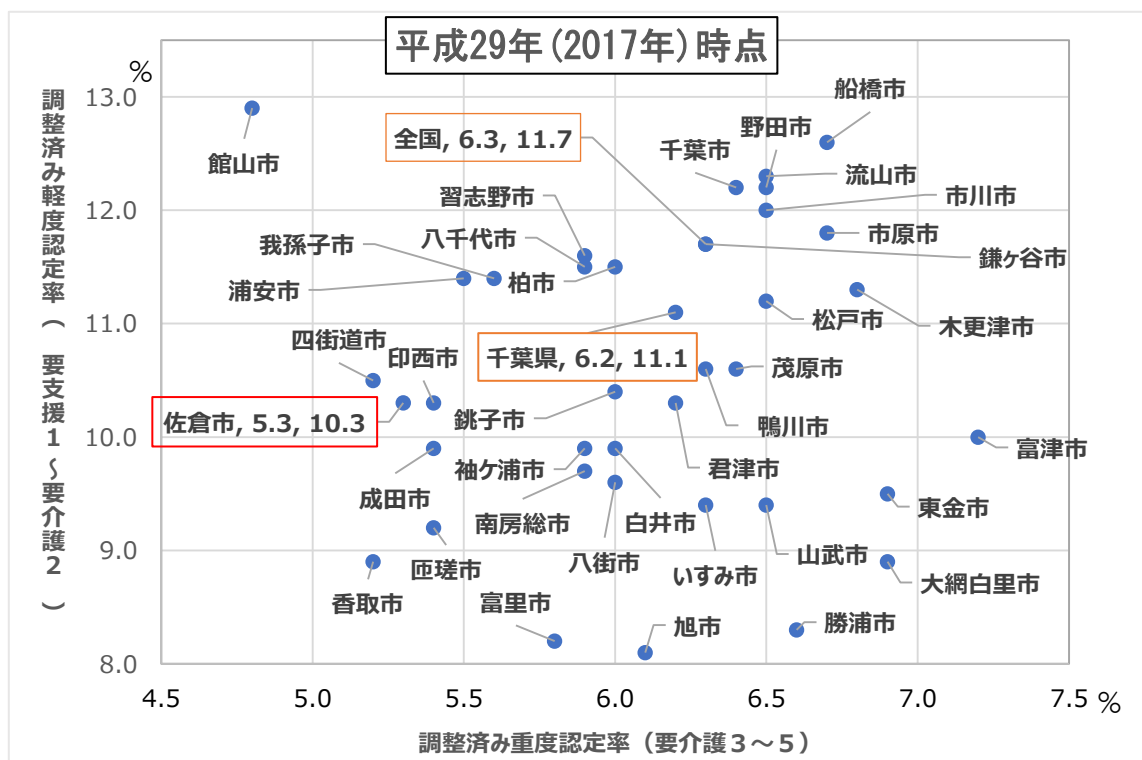


出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a.調整済み認定率 令和元年(2019年)時点

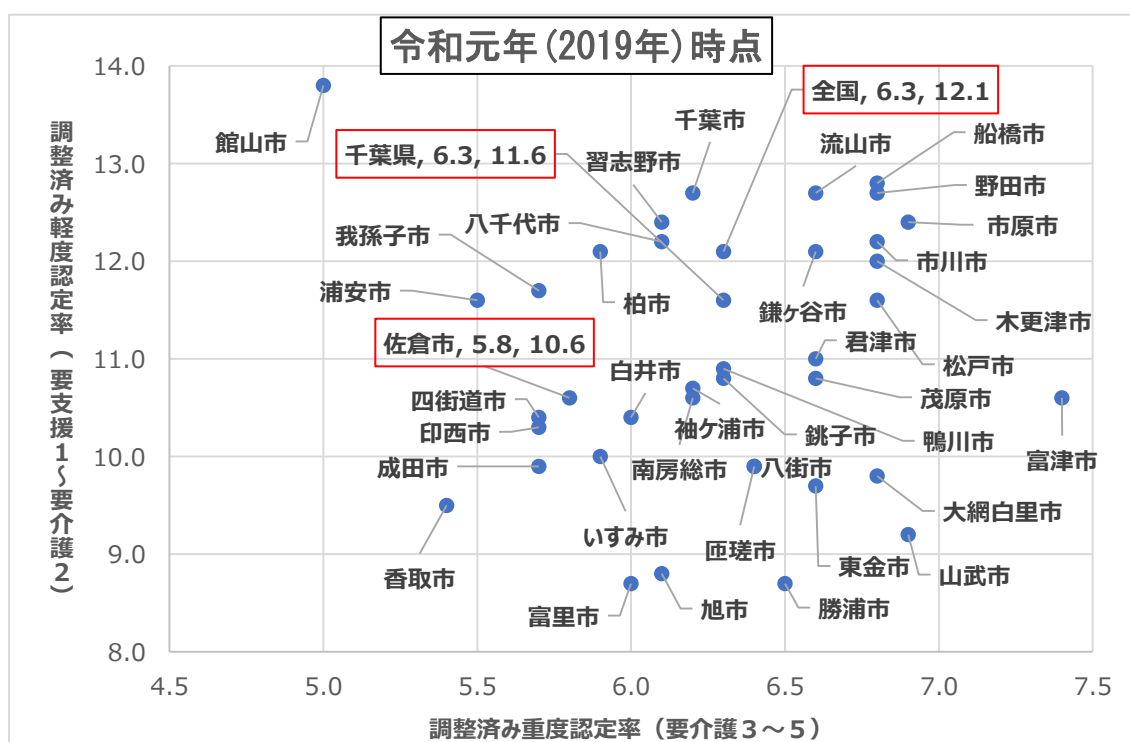
③調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

横軸の「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、縦軸の「軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を表しています。

調整済みの重度調整済み認定率及び軽度認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム B6.調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布 平成 29 年（2017 年）時点



出典：厚生労働省「見える化」システム B6.調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布 令和元年（2019 年）時点

考 察

佐倉市の認定率は、前期高齢者割合が高いことから、県内では**37** 市中 **6** 番目に低い状況です。調整済み認定率においても、軽度者認定率や重度者認定率は県内でも低い地域といえます。

また、印旛地域内の市町村の認定率が、県内でも低い状況となっているので、世帯構造や運動習慣なども考慮しながら要因を分析する必要があります。

2 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

○ 被保険者数の推計（各年9月末時点、外国人を含む。）

単位：人

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
第1号被保険者 (65歳以上)	54,100	54,952	55,829	56,415	56,810	57,074	57,394	56,243
65～74歳	29,559	28,757	28,720	28,569	27,195	25,717	23,109	24,476
75歳以上	24,541	26,195	27,109	27,846	29,615	31,357	34,285	31,767
第2号被保険者 (40～64歳)	59,357	59,199	58,689	58,371	58,168	57,909	57,297	41,763

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：令和2年以前は、各年の9月末時点の住民基本台帳人口。

推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○ 要支援・要介護認定者数の推計（第2号被保険者（40～64歳）を含む。）

単位：人

項目	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
要支援 1	1,247	1,268	1,255	1,284	1,346	1,406	1,535	1,793
要支援 2	1,395	1,464	1,507	1,560	1,618	1,684	1,818	2,248
要介護 1	1,122	1,111	1,231	1,342	1,420	1,487	1,623	2,172
要介護 2	1,018	1,103	1,160	1,219	1,276	1,337	1,453	1,995
要介護 3	872	918	975	1,033	1,080	1,133	1,235	1,763
要介護 4	959	1,007	1,080	1,174	1,240	1,298	1,414	2,092
要介護 5	655	672	715	754	793	828	895	1,216
計	7,268	7,543	7,923	8,366	8,773	9,173	9,973	13,279

出典：地域包括ケア「見える化」システムから（令和2年12月6日推計）各年度末時点

3 介護保険サービス等の見込み

介護保険で利用可能なサービスの一覧は次のとおりです。

サービス種別		介護給付 要介護1～5	予防給付 要支援1・2
(1) 居宅サービス	①訪問介護	○	
	②訪問入浴介護	○	○
	③訪問看護	○	○
	④訪問リハビリテーション	○	○
	⑤居宅療養管理指導	○	○
	⑥通所介護	○	
	⑦通所リハビリテーション	○	○
	⑧短期入所生活介護	○	○
	⑨短期入所療養介護	○	○
	⑩福祉用具貸与	○	○
	⑪特定福祉用具購入費	○	○
	⑫住宅改修	○	○
	⑬特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	○	○
(2) 地域密着型 サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	②夜間対応型訪問介護	○	
	③認知症対応型通所介護	○	○
	④小規模多機能型居宅介護	○	○
	⑤認知症対応型共同生活介護	○	○ 要支援2のみ
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	
	⑨地域密着型通所介護	○	
(3) 施設サービス	①介護老人福祉施設	○	
	②介護老人保健施設	○	
	③介護医療院	○	
	④介護療養型医療施設	○	
(4) 居宅介護支援		○	○

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	20,354	20,930	21,944	21,645	22,928	24,324	25,853	36,427
	人/月	782	804	846	850	902	955	1,033	1,439

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	290	318	408	449	527	573	580	816
	人/月	64	63	71	73	84	91	93	131
予防給付	回/月	5	2	1	1	3	3	3	3
	人/月	2	1	1	1	2	2	2	2

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	3,160	3,875	4,790	5,432	5,926	6,379	6,818	9,601
	人/月	323	379	437	478	518	558	598	841
予防給付	回/月	1,103	1,272	1,478	1,653	1,787	1,883	2,036	2,491
	人/月	123	135	138	147	153	160	173	211

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	703	703	921	902	983	1,067	1,146	1,606
	人/月	50	49	57	57	62	67	72	101
予防給付	回/月	299	350	366	396	401	400	436	530
	人/月	24	29	29	32	34	35	38	46

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	767	866	960	1,044	1,159	1,247	1,337	1,880
予防給付	人/月	147	155	158	164	172	182	197	239

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	12,058	12,643	11,799	12,260	13,060	13,961	15,231	21,243
	人/月	1,140	1,198	1,119	1,165	1,243	1,330	1,451	2,022

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	2,945	2,968	2,694	2,700	2,840	2,997	3,272	4,625
	人/月	313	326	302	311	333	356	389	549
予防給付	人/月	99	109	74	81	87	91	99	121

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	5,246	5,277	5,077	4,999	5,440	5,889	6,378	9,081
	人/月	463	459	389	380	410	438	473	669
予防給付	回/月	191	206	116	114	128	137	145	178
	人/月	37	36	17	15	17	18	19	23

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	249	273	143	142	161	171	203	278
	人/月	35	35	19	18	20	21	25	34
予防給付	回/月	13	4	2	2	4	4	4	4
	人/月	1	1	1	1	2	2	2	2

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	1,459	1,534	1,655	1,686	1,790	1,919	2,079	2,928
予防給付	人/月	761	818	821	870	926	976	1,061	1,291

⑪ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	25	26	31	31	33	36	38	54
予防給付	人/月	18	19	21	21	21	23	24	29

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	23	23	21	27	27	31	33	46
予防給付	人/月	28	23	20	24	26	27	29	36

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	291	331	347	454	484	505	505	688
予防給付	人/月	123	111	94	99	103	106	106	124

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー。介護予防支援にあつては保健師など）がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業所との連絡調整を行います。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	2,416	2,535	2,693	2,782	2,969	3,144	3,430	4,788
予防給付	人/月	915	977	966	1,018	1,081	1,135	1,235	1,501

（２）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に提供するサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	8	11	12	13	40	43	47	63

② 夜間対応型訪問介護

排せつケアを中心に定期的な巡回訪問や随時通報システムを組み合わせ提供する夜間専用の訪問介護サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	2	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	326	373	322	344	353	386	419	586
	人/月	34	37	36	38	40	43	47	65
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ提供する多機能サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	6	9	38	40	69	75	81	115
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	146	140	142	177	177	177	177	237
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が **29** 人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	24	23	24	26	27	27	30	44

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が **29** 人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	48	47	49	49	49	58	60	85

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	15	24	25	28	57	58	66	92

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が **18** 人以下の小規模な通所介護サービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	回/月	4,742	5,115	5,556	5,861	6,256	6,601	7,227	10,061
	人/月	457	516	552	617	674	714	785	1,087

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	710	724	750	855	855	919	1,012	1,317

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	424	439	418	418	418	418	418	714

③ 介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	0	5	8	9	9	9	13	18

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。令和 5 年度末に廃止の予定です。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護給付	人/月	4	2	1	0	0	0		

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

項目		第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護予防 支援	人/月	232	238	247	258	269	280	291	529
訪問型 サービス	件/月	46	43	42	40	39	38	38	38
通所型 サービス	件/月	90	91	97	103	109	116	122	296

4 施設整備計画

地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービス利用見込み量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

項 目			第 7 期末時の 整備見込み数	第 8 期の 整備目標数	第 8 期末時の 整備見込み数
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数 (施設)	10	1	11
		定 員 (床)	958	100	1,058
	介護老人保健施設	施設数 (施設)	5	—	5
		定 員 (床)	476	—	476
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数 (カ所)	—	1	1
		定 員 (人)	—	—	—
	夜間対応型訪問介護	施設数 (カ所)	—	—	—
		定 員 (人)	—	—	—
	小規模多機能型居宅介護	施設数 (カ所)	2	1	3
		定 員 (人)	58	29	87
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数 (施設)	10	—	10
		定 員 (床)	177	—	177
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数 (施設)	1	—	1
		定 員 (床)	27	—	27
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設数 (施設)	2	1	2
		定 員 (床)	49	9	58
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	施設数 (施設)	6	1	7
		定 員 (床)	766	80	846
	住宅型有料老人ホーム	施設数 (施設)	4	—	4
		定 員 (人)	179	—	179
	サービス付き高齢者向け住宅	施設数 (施設)	7	—	7
		定 員 (人)	190	—	190

◆ 上の項目中「整備見込み数」は、当該期末における既存の数量に、当該期に決定され整備見込み（未開設）の数量を加算したものであり、当該時点における整備済みの数量ではありません。

◆ 「第 8 期の整備目標数」において、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」1 施設は既存施設での増築を、「特定施設入居者生活介護」1 施設は第 7 期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。

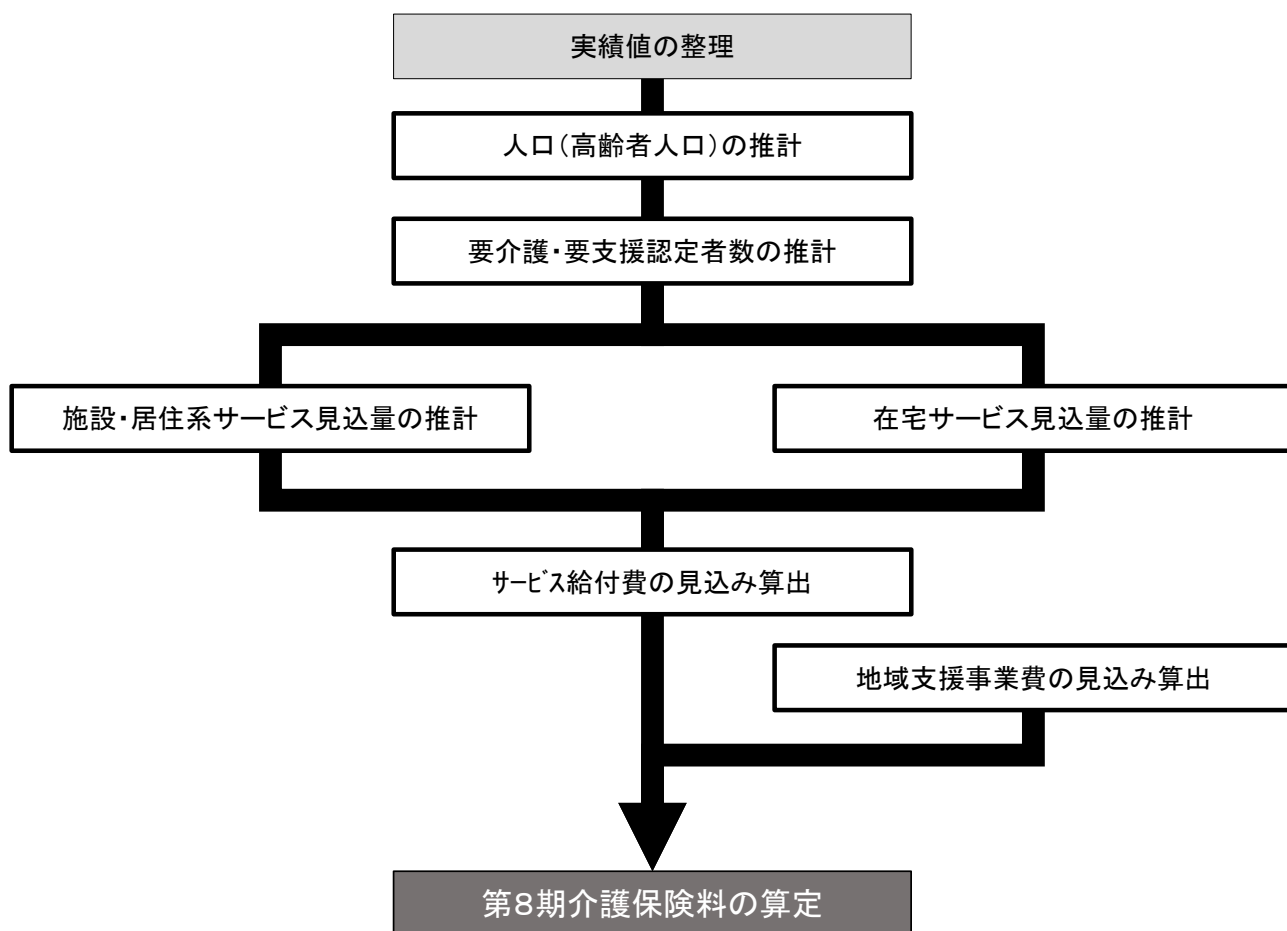


第2章 介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービスの見込量及び介護保険料の算定にあたっては、厚生労働省より提供される「地域包括ケア『見える化』システム」を活用しました。本市におけるサービスの利用実績を基礎としながら、利用の伸びなどの傾向やサービス提供の実情、将来の整備見込み等を反映させて算定を行いました。

○ 介護保険料の算出フロー



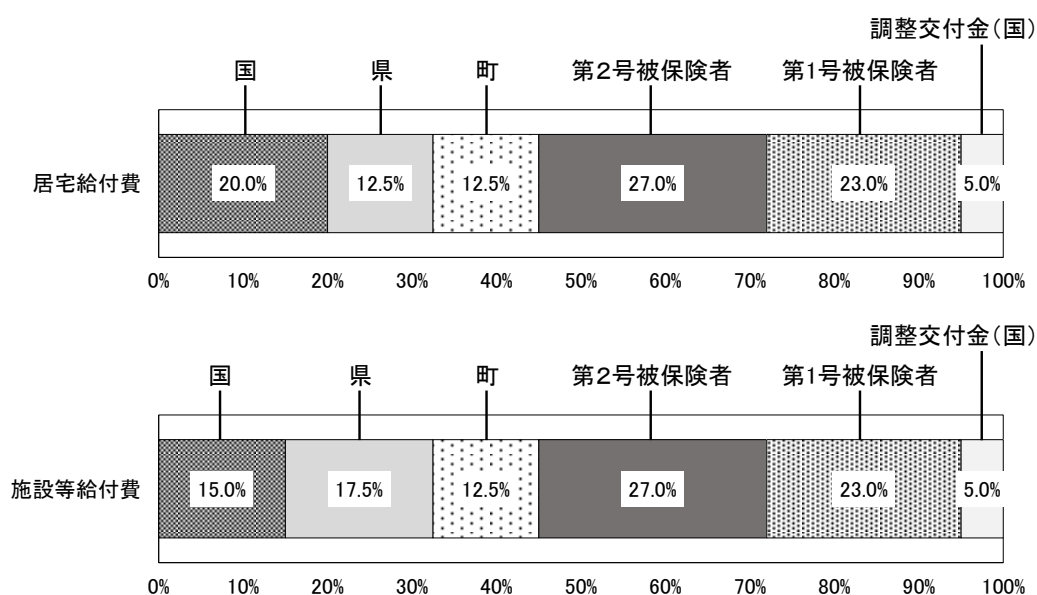
2 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

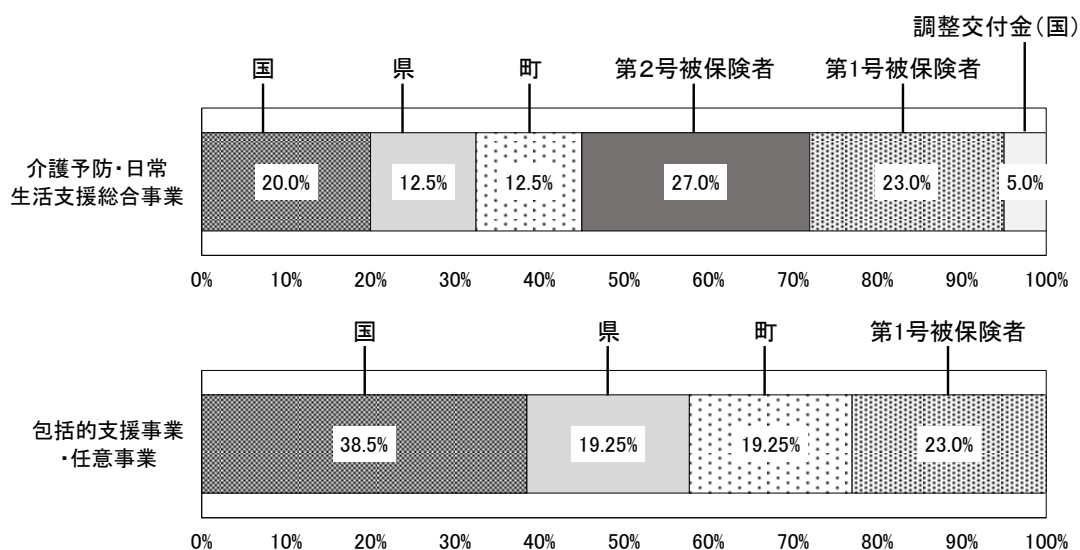
市民の介護保険料で負担する **50.0%**は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第7期においては **23.0%**を担うことになります。

地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が **77.0%**、第1号被保険者の負担割合が **23.0%**となります。

○ 介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成



○ 介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成



3 介護保険給付費見込額

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込額は次のとおりです。

○ 居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	793,906	840,307	891,049	947,049	1,332,646
訪問入浴介護	68,102	79,799	86,790	87,889	123,786
訪問看護	284,178	310,569	334,696	356,525	502,178
訪問リハビリテーション	32,887	35,808	38,871	41,774	58,570
居宅療養管理指導	140,981	156,496	168,282	180,517	253,828
通所介護	1,216,564	1,305,278	1,396,829	1,517,059	2,123,565
通所リハビリテーション	342,022	361,101	381,861	415,052	588,470
短期入所生活介護	525,614	574,014	622,024	671,349	957,035
短期入所療養介護（老健）	19,711	22,352	23,387	27,948	38,488
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	311,668	334,315	360,381	385,860	546,560
特定福祉用具購入費	11,241	11,945	13,117	13,729	19,593
住宅改修	29,748	29,748	34,129	36,366	50,640
特定施設入居者生活介護	1,114,816	1,191,528	1,243,303	1,243,303	1,697,713
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,969	63,440	67,921	73,743	97,865
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	564,189	603,915	639,384	695,982	974,413
認知症対応型通所介護	47,157	48,608	53,268	57,775	80,758
小規模多機能型居宅介護	89,826	153,329	167,675	180,013	255,488
認知症対応型共同生活介護	519,231	518,694	519,408	518,722	696,234
地域密着型特定施設入居者生活介護	63,811	66,282	66,282	73,665	108,623
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	169,590	169,590	200,674	208,311	294,616
看護小規模多機能型居宅介護	89,003	183,511	197,660	212,718	297,318
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	2,773,844	2,773,844	2,981,524	3,071,881	4,299,037
介護老人保健施設	1,462,608	1,462,608	1,462,608	1,778,775	2,506,318
介護医療院	45,831	45,831	45,831	66,317	91,136
介護療養型医療施設	0	0	0		
(4) 居宅介護支援	484,439	518,893	551,277	600,534	840,897
合 計	11,224,936	11,861,845	12,548,231	13,462,856	18,835,785

○ 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	147	295	295	295	295
介護予防訪問看護	65,445	70,555	74,576	80,623	98,631
介護予防訪問リハビリテーション	14,415	14,597	14,575	15,862	19,293
介護予防居宅療養管理指導	21,128	22,159	23,448	25,381	30,789
介護予防通所リハビリテーション	37,434	40,342	42,200	45,915	56,254
介護予防短期入所生活介護	9,130	10,197	10,886	11,555	14,229
介護予防短期入所療養介護（老健）	215	430	430	430	430
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	68,728	73,005	77,011	83,676	102,127
特定介護予防福祉用具購入費	6,220	6,220	6,814	7,106	8,586
介護予防住宅改修	29,735	32,233	33,361	35,859	44,482
介護予防特定施設入居者生活介護	98,675	102,425	105,472	105,472	123,753
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	58,333	61,942	65,036	70,766	86,009
合 計	409,605	434,600	454,104	482,940	584,878

○ 総給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
在宅サービス	5,386,135	5,965,643	6,377,233	6,879,350	9,603,233
居住系サービス	5,386,135	5,965,643	6,377,233	6,879,350	9,603,233
施設サービス	4,451,873	4,451,873	4,690,637	5,125,284	7,191,107
合 計	11,634,541	12,296,445	13,002,335	13,945,796	19,420,663

4 保険料必要額の算定

○ 標準給付費の見込み

単位: 千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
総給付費	11,634,541	12,496,445	13,002,335	13,945,796	19,420,663
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	311,180	292,052	305,363	331,994	442,048
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	269,415	278,143	290,825	316,189	421,004
高額医療合算介護サービス費 等給付額	43,455	45,569	47,647	51,802	68,974
算定対象審査支払手数料	9,186	9,633	10,072	10,951	14,581
合 計	12,267,778	12,921,843	13,656,242	14,656,733	20,367,271

○ 地域支援事業費の見込み

単位: 千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合 事業費	589,904	589,904	589,904	627,362	583,652
包括的支援事業（地域包括支 援センターの運営）及び任意事 業費	227,667	227,667	227,667	235,107	244,298
包括的支援事業 （社会保障充実分）	45,640	45,640	45,640	45,640	45,640
合 計	863,211	863,211	863,211	908,109	873,590

○ 市町村特別給付費等の見込み

単位: 千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2026年度)
紙おむつ等購入助成事業	32,608	35,788	39,321	41,374	61,245
合 計	32,608	35,788	39,321	41,374	61,245

単位：円

項目	計算式	金額
① 標準給付費		38,645,862,389
② 地域支援事業費		2,589,631,749
③ 市町村特別給付費等		107,717,000
③ 第1号被保険者負担相当額	$(①+②) \times 23.0\%$	9,530,163,652
④ 調整交付金相当額	$① \times 5.0\%$	2,030,778,649
⑤ 調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	227,581,000
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額		—
⑦ 財政安定化基金償還金		—
⑧ 準備基金取崩額		
⑨ 保険料収納必要額	$③+④-⑤+⑥+⑦-⑧$	10,456,078,301
⑩ 予定保険料収納率		97.00 %
⑪ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 × 各所得段階別保険料率	184,838 人
⑫ 保険料・年間	$⑨ \div ⑩ \div ⑪$	
⑬ 保険料・月額	$⑫ \div 12$	

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料の算出

介護保険事業費総見込額（標準給付費合計の見込額と地域支援事業費合計の見込額）の**23%**に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、さらに12か月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定、地域区分の見直し等による保険料増加を緩和するために、第7期計画までの介護給付費準備基金から取り崩すことにより、第8期（令和3～5年度）計画における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額は月額〇〇〇〇円、年額〇〇〇〇円としました。

「保険料基準月額の推移」

期・年度		基準月額
第1期	平成12～14年度	2,911円
第2期	平成15～17年度	2,911円
第3期	平成18～20年度	3,711円
第4期	平成21～23年度	3,850円
第5期	平成24～26年度	4,700円
第6期	平成27～29年度	4,700円
第7期	平成30～32年度	4,500円
第8期	令和3～5年度	〇〇〇〇円

●第8期計画策定段階における今後の保険料基準額の推計

令和7（**2025**）年度 月額約〇〇〇〇円、年額約〇〇〇〇円

令和12（**2030**）年度 月額約〇〇〇〇円、年額約〇〇〇〇円

令和17（**2035**）年度 月額約〇〇〇〇円、年額約〇〇〇〇円

令和22（**2040**）年度 月額約〇〇〇〇円、年額約〇〇〇〇円

（２）第１号被保険者の保険料の段階

国では、第１号被保険者の保険料段階について、所得水準に応じてきめ細かな設定を行うため、標準の段階設定を、本人非課税層５段階、本人課税層４段階と、第７期同様９段階としています。

佐倉市では、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、より被保険者の負担能力に応じた設定とするため、保険料の多段階化を継続し、第７期から引き続き**１０**段階設定とします。介護保険料については、平成**２７**年**４**月から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料軽減を一部実施しているところですが、令和元年**１０**月からの消費税率改定に伴い関係政省令の改正が行われたことから、平成**３１**（令和元）年度分から軽減対象範囲の拡大を行っています。第**８**期についても令和２年度改定を継続し、第**１**段階の負担割合を**０.３**とします。

「主な変更点」

保険料の基準所得金額について 《保険料額変更の場合》

第**８**期における第１号被保険者の保険料の基準所得金額が変更されたことに伴い、次のとおり変更します。

- ・ 第**７**段階「合計所得金額〇〇〇万円以上〇〇〇万円未満」に変更
- ・ 第**８**段階「合計所得金額〇〇〇万円以上〇〇〇万円未満」に変更
- ・ 第**９**段階「合計所得金額〇〇〇万円以上〇〇〇万円未満」に変更

《保険料額決定後、「第**７**期と第**８**期の保険料段階・保険料率の比較」掲載》

